



デジタル・ディバイド解消戦略会議 参考資料

2008年3月26日

総務省

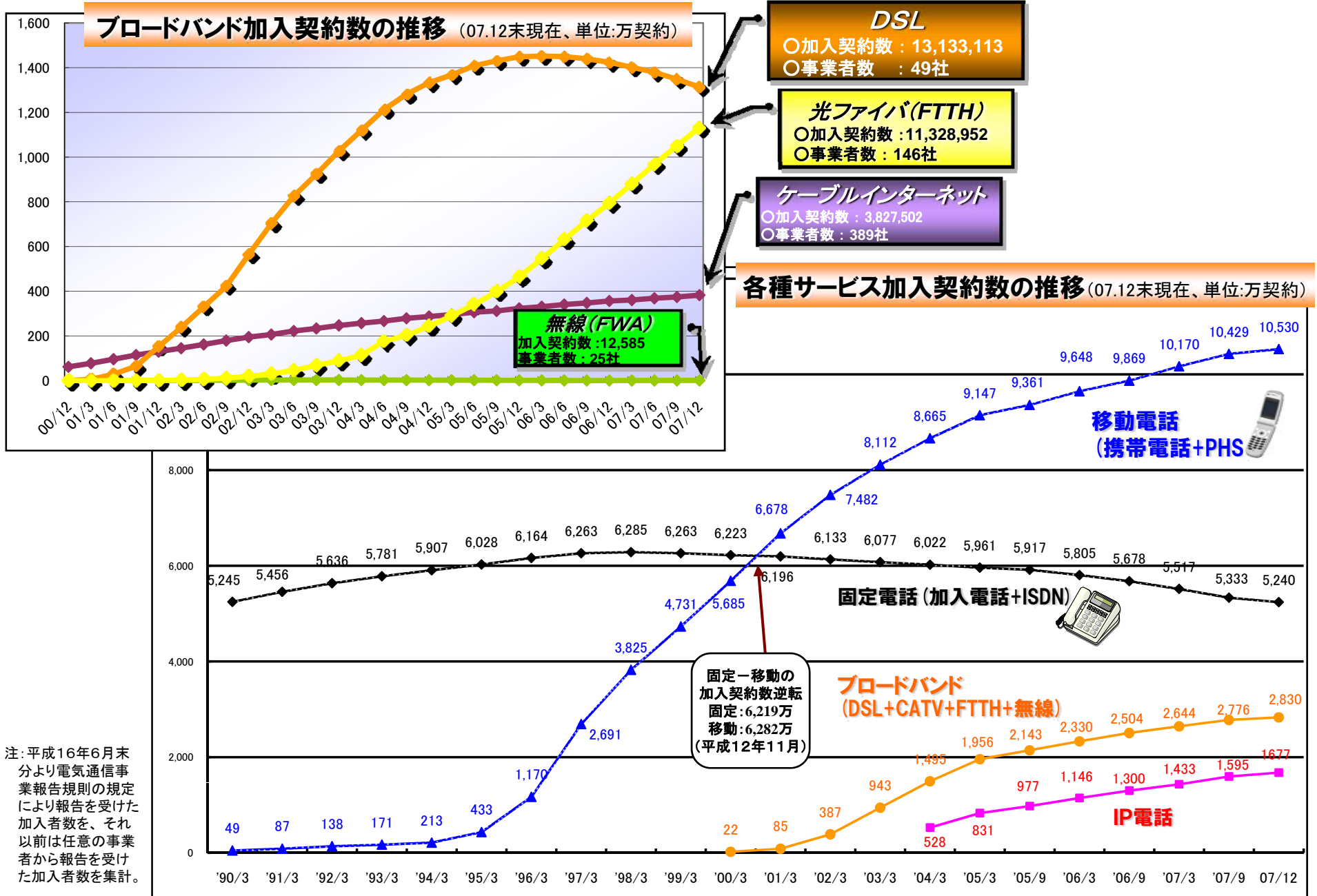
総合通信基盤局

デジタル・ディバイド解消戦略会議 参考資料 目次

- (1) ブロードバンド・サービス等の加入契約数の推移
- (2) ブロードバンド世帯普及率の推移
- (3) 携帯電話等の加入契約数の推移
- (4) 携帯電話とPHSの人口普及率・世帯普及率の推移
- (5) ブロードバンドの整備状況
- (6) 都道府県別ブロードバンド世帯カバー率推計
- (7) 携帯電話サービスエリアの現状(人口カバー率)
- (8) 都道府県別携帯電話エリア内人口の状況
- (9) ブロードバンドの整備目標(政府レベル)
- (10) ブロードバンドの整備目標(総務省)
- (11) ブロードバンド全国整備の取組について
- (12),(13) ブロードバンド基盤整備に関するこれまでの国の取組
- (14) 携帯電話サービスエリア拡大への取組について
- (15) 政府の「地方再生戦略」におけるデジタル・ディバイド解消の取組
- (16) 地方公共団体等が自己設置している光ファイバ網の設置・開放状況
- (17) 事業者におけるブロードバンドに関する目標・計画等の例
- (18) ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査の目的等
- (19) ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査の概要
- (20) 携帯電話のエリア整備に係る市町村への実態調査について
- (21) 携帯電話エリア整備に係る市町村への調査結果について
- (22) 他の情報通信メディアの同時整備の可能性
- (23) ICTによる地域活性化(全体像)
- (24),(25) 条件不利地域等において想定されるブロードバンド利活用事例
- (26),(27) 各地域ブロック別推進体制の状況
- (28) ブロードバンド整備に関する関係府省の取組
- (29) 離島ブロードバンド環境整備事業
- (30) ブロードバンド整備に関する関係府省との連携
- (31) 2010年度へ向けたブロードバンドの整備目標
- (32) 地域情報通信基盤整備推進交付金
- (33) 地域イントラネット基盤施設整備事業
- (34) ブロードバンド・ゼロ地域解消事業(概要)
- (35) 電気通信事業者への支援策
- (36)「合わせ技」のイメージ
- (37)ワイヤレスブロードバンドシステムの活用
- (38)各種ワイヤレスブロードバンドシステムの概要
- (39)山口県下関市蓋井島でのブロードバンド実証実験
- (40)多様な有無線技術の連携(由布市と新居浜市における実証実験)
- (41)携帯電話端末(3.5G)によるデータ通信サービスの概要
- (42)衛星を活用したデジタル・ディバイド解消
- (43)衛星を活用したブロードバンド・サービス提供の概要
- (44)衛星を活用したデジタル・ディバイド解消の課題
- (45)衛星通信事業者各社のサービス提供状況
- (46)デジタル・ディバイド地域向け衛星ブロードバンドサービス「SACEIP」について
(JSAT(株))
- (47)Kaバンド衛星インターネットサービスへの取り組み
- (48)IPSTARサービス概要(Shin Satellite Public Company Limited)
- (49)衛星を中継系回線としてブロードバンド・サービスを提供する場合に要する費用
(試算例)
- (50)研究開発衛星「きずな」(超高速インターネット衛星:WINDS)
- (51)条件不利地域におけるブロードバンド整備方法例
- (52)~(54)公設民営方式の事例(福島県磐梯町、岐阜県中津川市、福岡県東峰村)
- (55)公設公営方式の事例(京都府南山城村)
- (56)ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化等の状況
- (57)HFCIによるCATVインターネット超高速化に関する取組
- (58)電気通信役務利用放送法の概要
- (59)携帯電話のエリア整備の推進(案)
- (60)地上/衛星共用携帯電話システムの研究開発
- (61)フェムトセルの概要
- (62)ふるさとケータイ事業
- (63)Jittebug(米国)の概要
- (64)「地方再生戦略」等における「ふるさとケータイ事業」推進の取組
- (65)ICT高度利活用の促進による地域活性化のねらい
- (66)ICT高度利活用の促進による地域活性化事例
- (67)地域ICT利活用モデル構築事業
- (68)地域情報プラットフォーム推進事業
- (69)情報通信人材研修事業支援制度(概要)
- (70)ブロードバンド基盤を活用した遠隔医療・テレワーク
- (71)「地域情報化アドバイザー」について
- (72)ユニバーサルサービス制度の概要
- (73)デジタル・ディバイド解消戦略の位置付け
- (74)公衆電話を活用したデジタルサイネージ
- (75)デジタル・ディバイド解消による経済波及効果の試算について
- (76)諸外国におけるブロードバンド・サービスの加入契約数
- (77)~(80)諸外国のブロードバンド普及施策に関する具体的事例

ブロードバンド・サービス等の加入契約数の推移

資料1

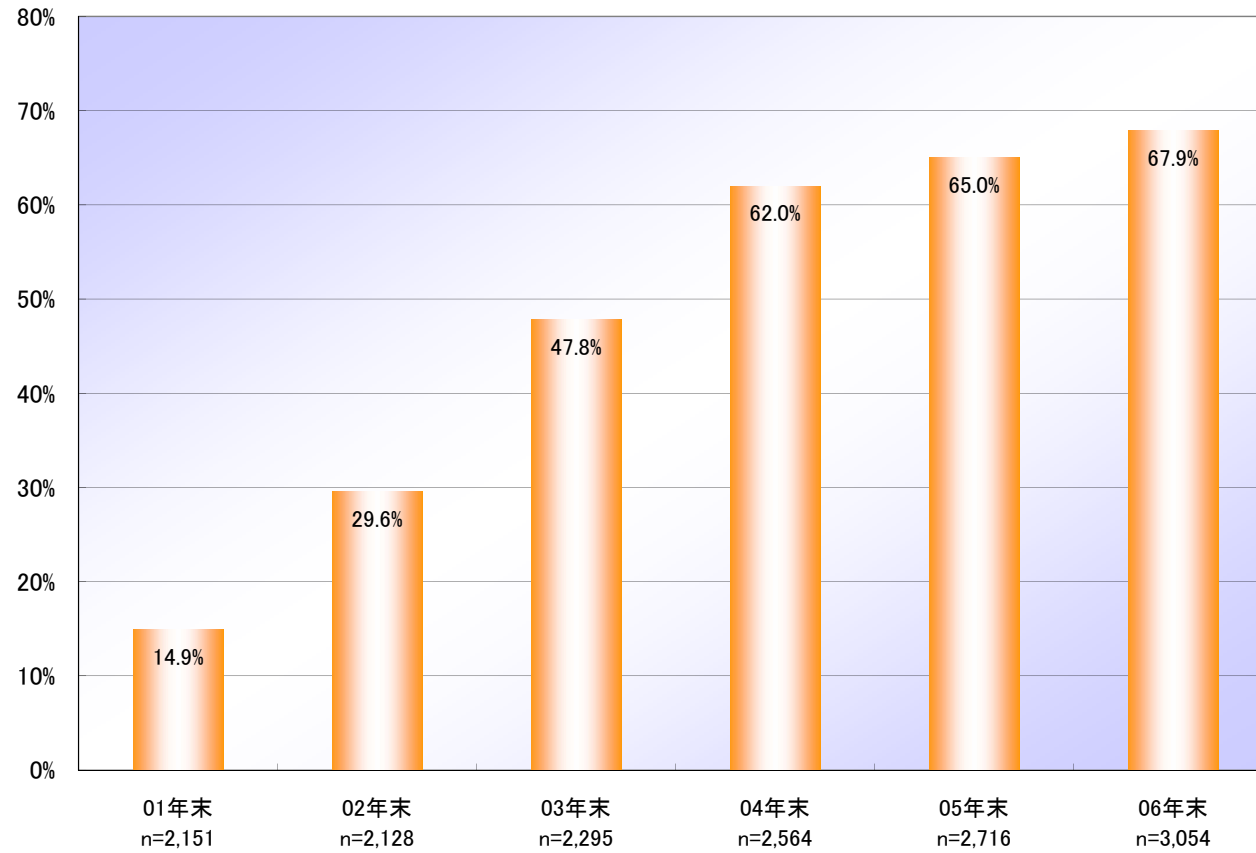


注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。



ブロードバンド世帯普及率の推移

資料2

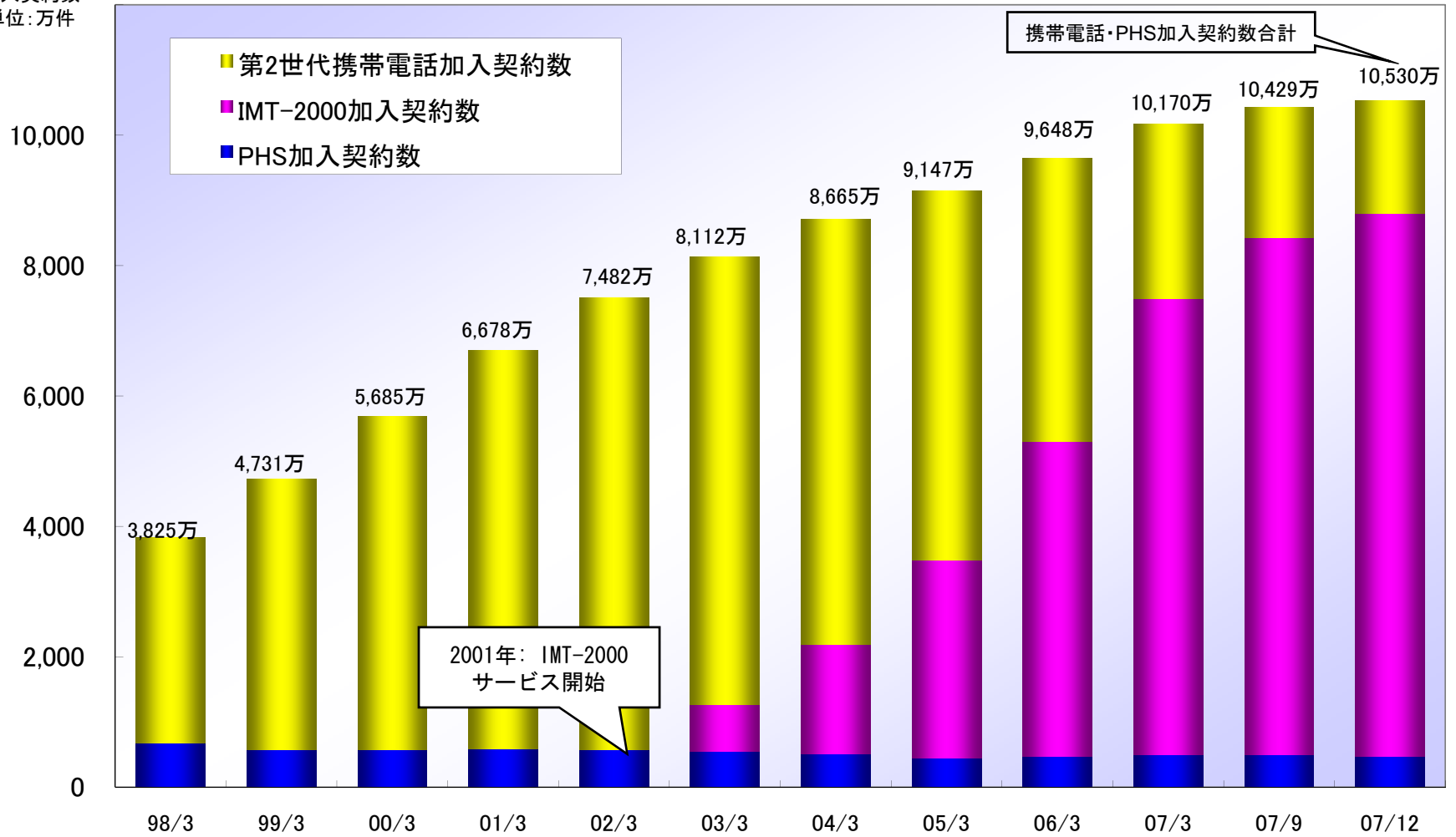


出所:総務省「平成18年 通信利用動向調査報告書 世帯編」を基に作成

- ・ 自宅でパソコン用いてインターネットを利用しているモニターを対象に、どのような回線でインターネットに接続しているかを質問し、ブロードバンド回線利用数を集計。
- ・ ブロードバンドには、ケーブルテレビ回線、光回線 (FTTH回線)、固定無線回線 (FWA)、DSL回線、第3世代携帯電話回線が含まれる。

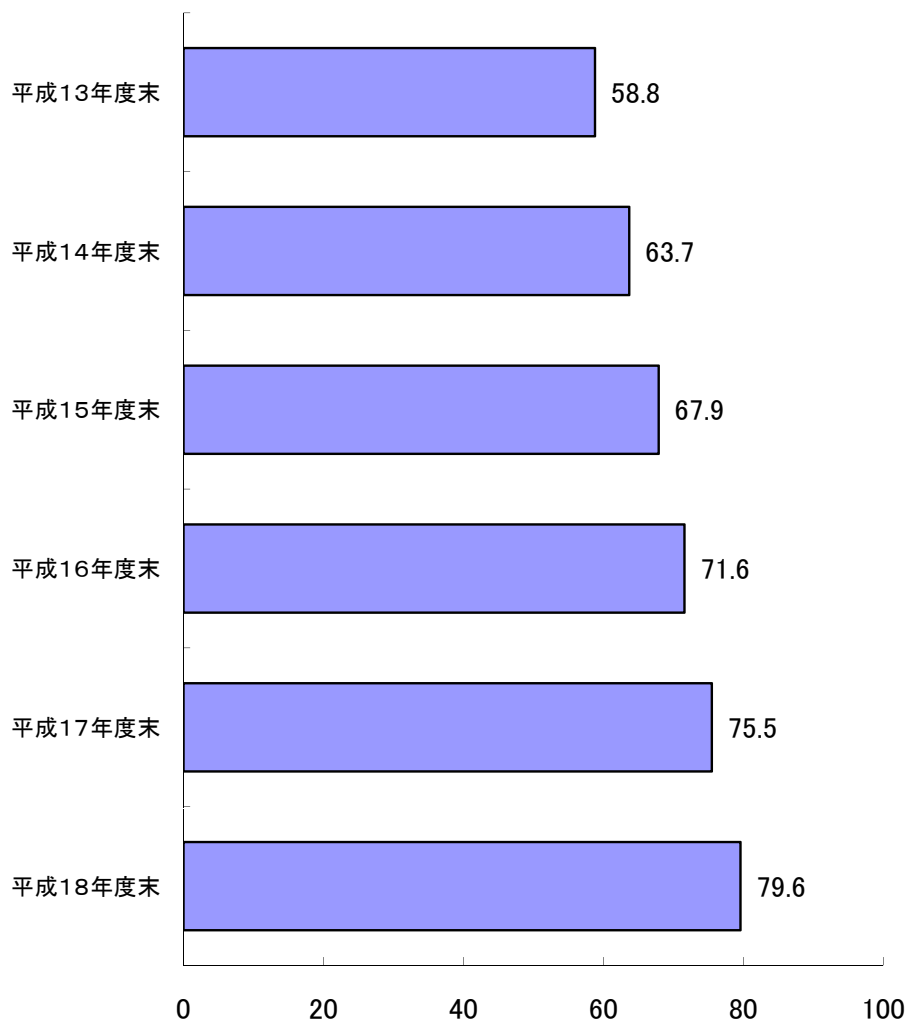
携帯電話・PHSの加入契約数

加入契約数
単位：万件



出所：「携帯電話・PHS契約数」(電気通信事業者協会)を参考に総務省作成

人口普及率



(単位: %)

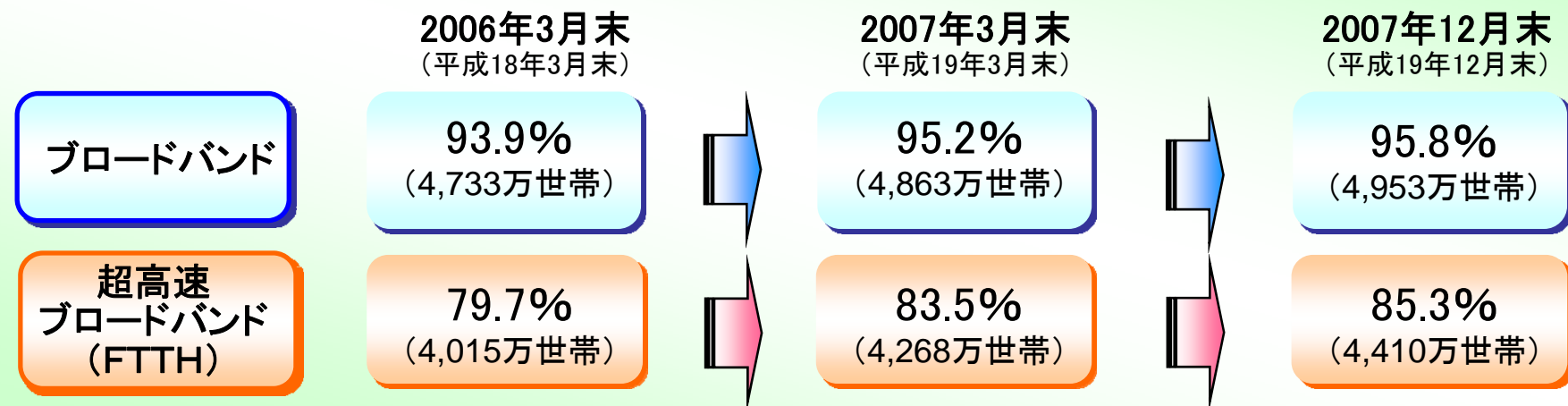
(総務省作成資料)

世帯普及率



(出典)総務省「平成17年 通信利用動向調査報告書 世帯編」

サービスエリアの世帯カバー率（推計）



IT新改革戦略（平成18年1月 IT戦略本部）

目標

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

- 2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
- ～5. (略)

実現に向けた方策

- 全国でブロードバンド・サービスを利用可能とするために、民主導を原則に置き、…、事業者に対する投資インセンティブの付与、…等の国による必要に応じた支援、…の実現を図る。
- ～4. (略)

次世代ブロードバンド戦略2010（平成18年8月 総務省）

整備目標

2010年度までに、

- ①ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
- ②超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。

整備の在り方

1 ブロードバンド整備における原則

民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保

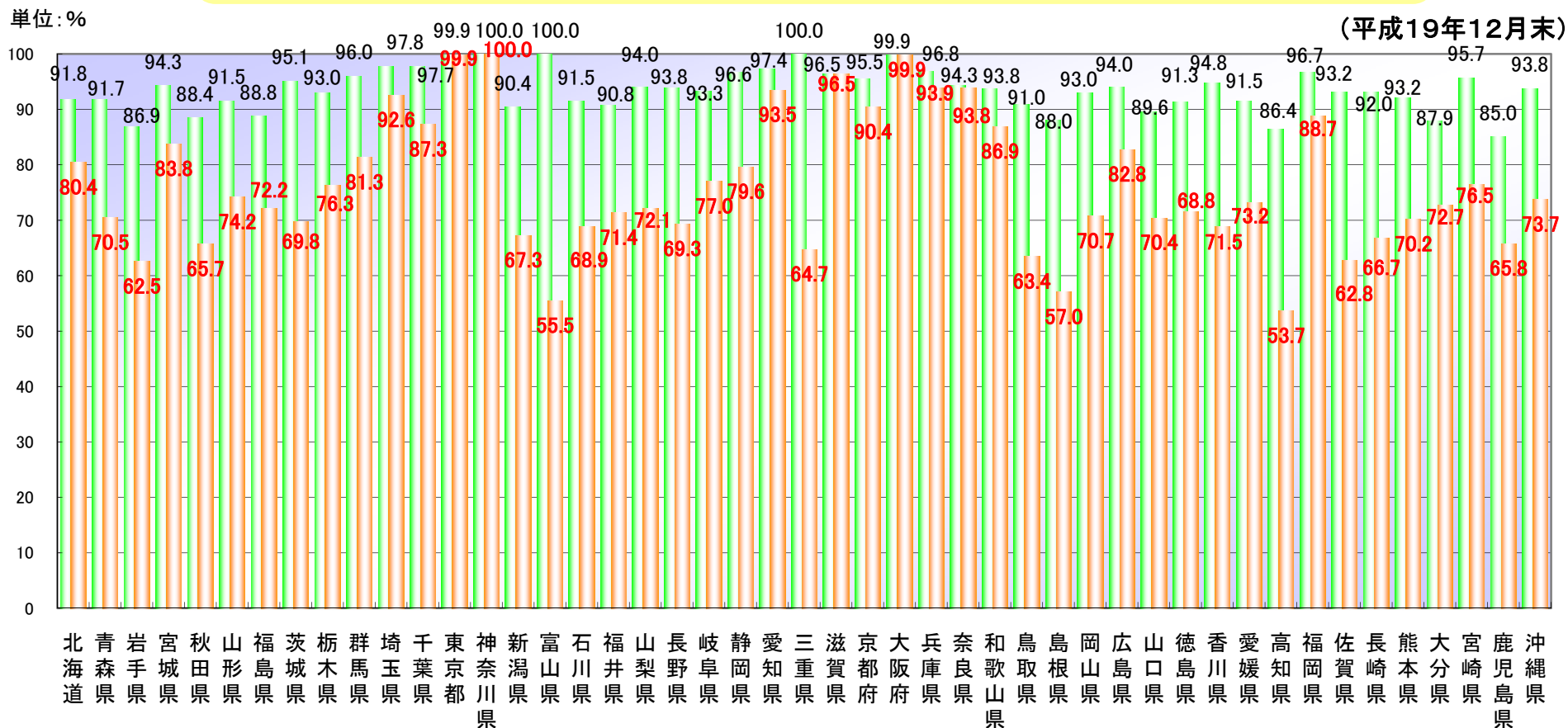
2 条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備

- (1) 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備
- (2) 地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備
- (3) 自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進

3 積極的な需要喚起・利活用の促進

都道府県別ブロードバンド世帯カバー率推計

○ **ブロードバンド世帯カバー率(全国)** **95.8%**
 ○ **超高速ブロードバンド(FTTH)世帯カバー率(全国)** **85.3%**



■ ブロードバンド・サービスが提供されている地域の世帯カバー率(%)
 ■ 超高速ブロードバンド・サービス(FTTH)が提供されている地域の世帯カバー率(%)

※ ブロードバンド・サービス(FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等)について、事業者情報等から、原則町丁目単位での利用可能の有無を区分し、国勢調査(平成12年)及び住民基本台帳(平成19年3月末)の世帯数を踏まえ、都道府県毎のサービスエリアの世帯カバー率を推計。ただし、ADSLについては、サービスエリア内であっても、収容局からの距離が概ね4kmを超える地区については信号の減衰が大きく実用に適しないことから利用可能とせず、世帯カバー率の推計を行っている。
 ※ 現状、ADSL以外のサービスの整備が進んでいる都府県(FTTH:東京都・神奈川県・滋賀県・大阪府、ケーブルインターネット:富山県・三重県)については、当該サービスの世帯カバー率を、それ以外はADSLの世帯カバー率を「ブロードバンド」の世帯カバー率としている。

<エリア外人口>

	平成17年度末	平成18年度末	平成20年度末(目標)
全 国	58.0万人(0.5%)	41.6万人(0.3%)	38.0万人以下
うち条件不利地域	52.3万人(1.7%)	39.6万人(1.2%)	32.3万人以下

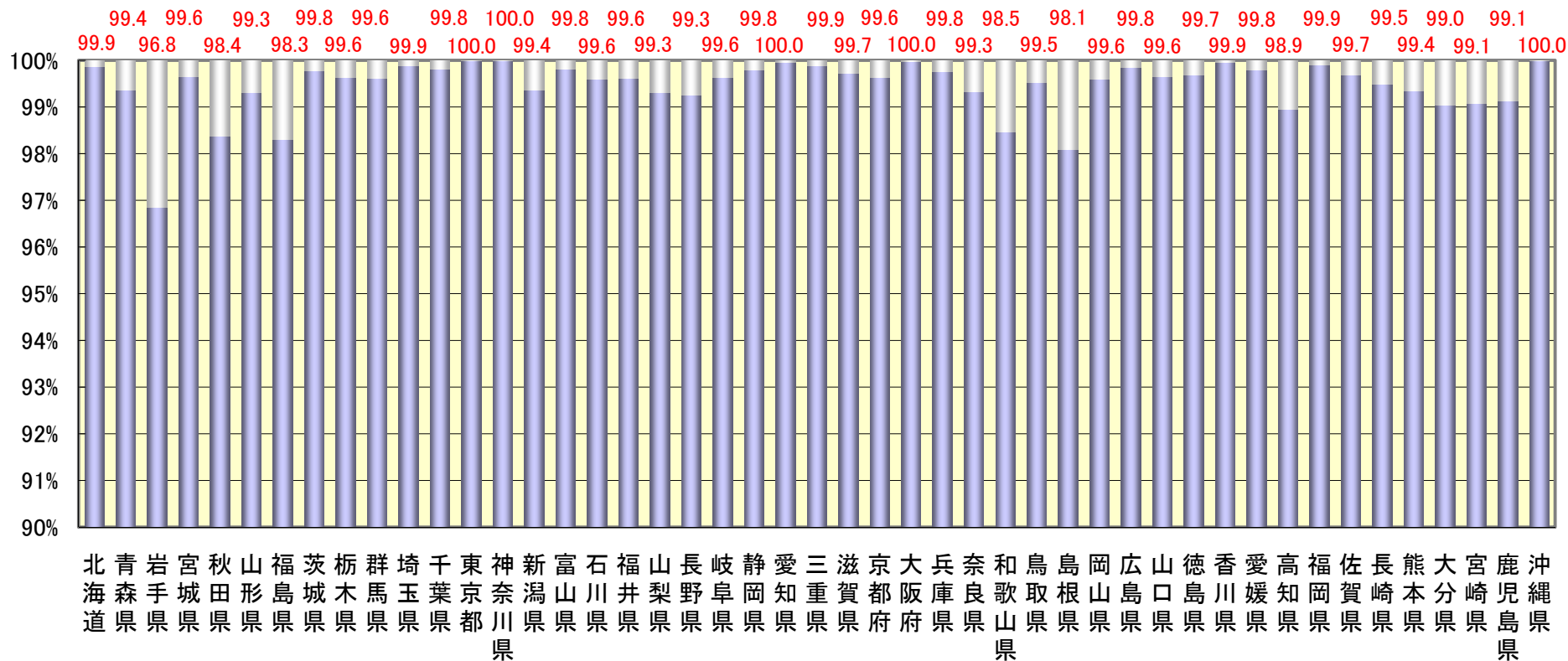
注) 政府方針(重点計画)は、条件不利地域を基準に目標を定めている

<重点計画2007(平成19年7月26日IT戦略本部決定)(抄)>

通信事業者において携帯電話の利用可能地域の拡大を進めるほか、移動通信用鉄塔施設整備事業または無線システム普及支援事業を活用し、平成18年度から平成20年度末までの間に過疎地域等の条件不利地域において、新たに20万人以上が携帯電話を利用可能な状態とする。

都道府県別の携帯電話エリア内人口の状況（平成18年度末現在）

○ **携帯電話エリア内人口数** 12651万人（99.7%）
 ○ **携帯電話エリア外人口数（空白部分）** 42万人（0.3%）
 （参考）全国の市町村役場等周辺については既にエリア化済



注 事業者情報、国勢調査データ等に基づき推計。

■ 携帯電話エリア内人口の割合 (%)
 □ 携帯電話エリア外人口の割合 (%)
 * 表中の数字の単位は人口カバー率(0.1%未満は四捨五入)

e-Japan 戦略（平成13年1月）

競争及び市場原理の下、5年以内（2005年まで）に超高速アクセス（目安として30～100Mbps）が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進することにより、必要とするすべての国民がこれを低廉な料金で利用できるようにする。（少なくとも3000万世帯が高速インターネットアクセス網に、また1000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを目指す。）

e-Japan 戦略Ⅱ（平成15年7月）

2005年までに、（略）先導的取り組みの推進やコンテンツ・サービスの充実等により、高速インターネットアクセスを3000万世帯、光ファイバによる超高速インターネットアクセスを1000万世帯が利用する。

e-Japan重点計画2004（平成16年6月）

2005年までに利活用の推進やコンテンツ・サービスの充実等により、有線・無線を問わず、高速インターネットアクセス（144kbps以上30Mbps未満）へ4,000万加入、それに加えて超高速インターネットアクセス（30Mbps以上）へ1,000万加入を達成する。

IT新改革戦略（平成18年1月）

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

・2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。

（参考）ブロードバンド・超高速ブロードバンドの定義（上記文中にあるものを除く）

e-Japan戦略

・高速インターネットアクセス網

音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点ではDSL、CATV、加入者系無線アクセスシステムを利用したインターネット網が代表的な例。

・超高速インターネットアクセス網

映画等の大容量映像データでもスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点では光ファイバーを利用したインターネット網が代表的な例。

※e-Japan戦略Ⅱでもほぼ同様の定義。

IT新改革戦略

・ブロードバンド

FTTH、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線←→ナローバンド回線。

u-Japan政策（平成16年12月）

新たな目標として「2010年までに国民の100%が高速または超高速を利用可能な社会に」を設定することを提言する。

次世代ブロードバンド構想2010（平成17年7月）

- ・2010年までにブロードバンド・ゼロ地域を解消すること。
- ・2010年までに次世代双方向ブロードバンド(上り30Mbps級以上)を90%以上の世帯で利用可能とすること。

次世代ブロードバンド戦略2010（平成18年8月）

- 2010年度までに、
- ・ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
 - ・超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。

(参考)ブロードバンド・超高速ブロードバンドの定義(上記文中にあるものを除く)

u-Japan政策

有線・無線を問わず、高速は144kbps以上30Mbps未満、超高速は30Mbps以上とし、高速については有線はDSLとCATV、無線は第三代携帯電話と無線LANやFWA等の無線アクセスを対象とする。

次世代ブロードバンド構想2010

- ・超高速インターネットアクセス
目安として30Mbps～100Mbpsの通信速度を持ち、精密な大容量映像データでもスムーズにダウンロードできるインターネットのことをいう。(「e-Japan戦略」2001年1月)
- ・高速インターネットアクセス
音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネットのことをいう。(「e-Japan戦略」2001年1月)

次世代ブロードバンド戦略2010

- ・超高速ブロードバンド
上り(アップロード)・下り(ダウンロード)の双方向とも30Mbps級以上であるブロードバンドを想定。

これまでの取組み

ブロードバンド基盤整備への支援

●加入者系光ファイバ網設備整備事業(終了)

	件数	補助金額	総事業費
平成14~17年度	18件	約26億円	約92億円

●新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(終了)

	件数	補助金額	総事業費
平成6~17年度	898件	約754億円	約2,844億円

●地域情報通信基盤整備推進交付金事業

	件数	交付金	総事業費
平成18年度	79件 <small>当初予算及び補正予算</small>	約94億円 <small>交付決定額</small>	約315億円 <small>交付決定ベース</small>
平成19年度(※)	31件	約41億円 <small>交付決定額</small>	約131億円 <small>交付決定ベース</small>

※平成20年1月17日現在

IT新改革戦略 (平成18年1月19日 IT戦略本部決定)

2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。

⇒ 平成18年3月末から平成19年3月末の1年間において、新たに130万世帯がブロードバンド・サービス利用可能となった

今後の取組み

既存支援制度の拡充

地域情報通信基盤整備推進交付金事業
平成20年度予定額62億円
(平成19年度当初予算57億円)

新規支援制度等の検討

平成19年10月~「デジタル・ディバイド解消戦略会議」を開催し、ブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた具体的施策について検討

【参考】ブロードバンド整備に要する標準的な費用

- FTTH : 1,150世帯、PON方式の場合
約3.6億円(1世帯あたり約31万円)
- ADSL : 1収容局、500世帯対象の場合
約1,150万円(1世帯あたり約2.3万円)

(出典)2005年7月「次世代ブロードバンド構想2010」
全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会最終報告

年次	政府決定、基本方針等	インフラ整備施策・事業 (基盤法、補助金等)	線路敷設、集合住宅
平成3年 (1991年)		○電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)制定 ・光ファイバ網の早期全国整備に向け、光ファイバ網を中心とした新世代通信網の整備に対する総合的支援の実現	
平成5年 (1993年)		○基盤法改正(信頼性向上施設整備事業の追加)	
平成6年 (1994年)	○高度情報通信社会推進本部を内閣に設置	○「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」を創設	
平成7年 (1995年)	○高度情報通信社会推進に向けた基本指針 ・民間主導の下、 <u>光ファイバ網整備(き線点光化)について2010年を念頭に早期の全国整備を目指す</u>	○ <u>基盤法改正</u> ・ <u>加入者系光ファイバ網整備に対する総合的支援の実現</u> (特別融資制度の創設、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の追加)	
平成8年 (1996年)		○基盤法改正 ・特別融資制度の下限金利引下げ、対象設備(ONU〔光端末回線装置〕)の追加	
平成10年 (1998年)	○高度情報通信社会推進に向けた基本方針 ・ <u>光ファイバ網の全国整備を、2005年までに実現できるよう努力する</u>	○「地域イントラネット基盤整備事業」を創設(平成10年度補正予算)	
平成12年 (2000年)	○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)成立(平成13年1月6日施行)		

年次	政府決定、基本方針等	インフラ整備施策・事業 (基盤法、補助金等)	線路敷設、集合住宅
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ○高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を内閣に設置 ○「<u>e-Japan戦略</u>」(IT戦略本部決定) ○「<u>全国ブロードバンド構想</u>」 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>基盤法改正</u> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年5月31日まで5年間延長 ・<u>過疎地域等の利子助成下限金利引下げ</u> ・<u>DSL、FWA、ケーブルインターネット関連施設を支援対象に追加</u> ○「地域イントラネット基盤施設整備事業」を公共事業化 	<ul style="list-style-type: none"> ○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン策定(以降毎年4月改正) ○<u>ダークファイバ情報ウェブ上での情報公開開始</u> ○既存の分譲マンションのIT化工事に関する区分所有法の解釈の明確化
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「<u>地域情報交流基盤整備モデル事業(加入者系光ファイバ網設備整備事業等)</u>」創設 (併せて、あらかじめ当該事業への開放を目的とする地域イントラネットの整備を可能とした) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新築共同住宅情報化標準を策定 ○<u>地方公共団体が保有するダークファイバを民間事業者へ開放する際の標準の手続き策定</u> ○既存集合住宅のIT化標準、改修のための合意形成マニュアル及び技術指針の策定
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「<u>e-Japan戦略II</u>」(IT戦略本部決定) 		<ul style="list-style-type: none"> ○区分所有法の一部改正施行 <ul style="list-style-type: none"> ・マンションの共用部分の変更について決議要件を緩和
平成16年 (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「<u>u-Japan政策</u>」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域イントラネット基盤施設整備事業」の整備要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする(平成17年度～)。 	
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「<u>次世代ブロードバンド構想2010</u>」 		
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「<u>IT新改革戦略</u>」(IT戦略本部決定) ○「<u>次世代ブロードバンド戦略2010</u>」 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>基盤法改正</u> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月31日まで5年間延長 ○「地域情報通信基盤整備推進交付金」創設 ○「ブロードバンド・ゼロ地域解消事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税の措置 	
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「ブロードバンド・ゼロ地域解消事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・過疎対策事業債及び辺地対策事業債の充当が可能 	

これまでの取組み

過疎地等の条件不利地域における 携帯電話エリア整備の支援

● 移動通信用鉄塔施設整備事業(一般財源)

	件数	補助金額	総事業費
平成3～18年度	694件	288.6億円	750.4億円
平成19年度	43件	16.4億円	32.8億円

● 無線システム普及支援事業(電波利用料財源)

	件数	補助金額	総事業費
平成17・18年度	175件	63.2億円	108.6億円
平成19年度	96件	33.7億円	54.2億円

【参考】基地局整備に要する標準的な費用
約6,000万円

重点計画2007(抄) (平成19年7月29日IT戦略本部決定)

- 2006年度から2008年度末までの間に過疎地域等の条件不利地域において、新たに20万人以上が携帯電話を利用可能な状態とする
- ⇒ 2006年度末現在で、条件不利地域において新たに約12.7万人をエリア化

今後の取組み

携帯電話エリア整備の支援の拡充 (平成20年度予算案)

- 移動通信用鉄塔施設整備事業を無線システム普及支援事業に統合し、電波利用料の活用による支援強化
- 地方自治体等の負担軽減を図るため、一定の場合に国の補助率を引き上げ(1/2→2/3)

エリア整備の一層の推進に向けた 様々な視点からの総合的な検討

- 観光地、キャンプ場、国立公園、道路等の一般的にエリア化が困難な地域の整備支援策の検討
- 経済的な小規模簡易基地局の研究開発
- ブロードバンド等の他のICTとの連携

国庫補助事業に加え、その他の様々な取組みを総合的に進めることにより、携帯電話サービスエリア拡大をこれまで以上に強力に推進

「地方再生戦略」

(平成19年11月30日地域活性化統合本部決定、平成20年1月29日一部改定)

- 政府としての地方再生のための総合的な戦略
- 政府一体となった総合的な支援の推進として、
 - 「ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子」に基づく取組の推進
 - ブロードバンドネットワーク等情報通信基盤の整備推進 を記載。
- また、地方の課題に応じた地方再生の取組として、
 - 農山漁村及び基礎的条件の厳しい集落におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた取組や携帯電話のエリア整備
 - 課題分野別の基本的施策として、
 - ・地域の医療・介護等に対応できる「ふるさとケータイ」の創出
 - ・2010年度のブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた、ブロードバンドに係る情報通信基盤整備の支援
 - ・特に条件の不利益な地域についてのブロードバンド基盤整備の支援
 - ・携帯電話のエリア整備を推進するための、過疎地域等における基地局や伝送路の整備の支援や具体的な整備目標の設定も含めた今後のエリア整備等を記載。

「ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子」

(平成19年11月7日IT戦略本部決定)

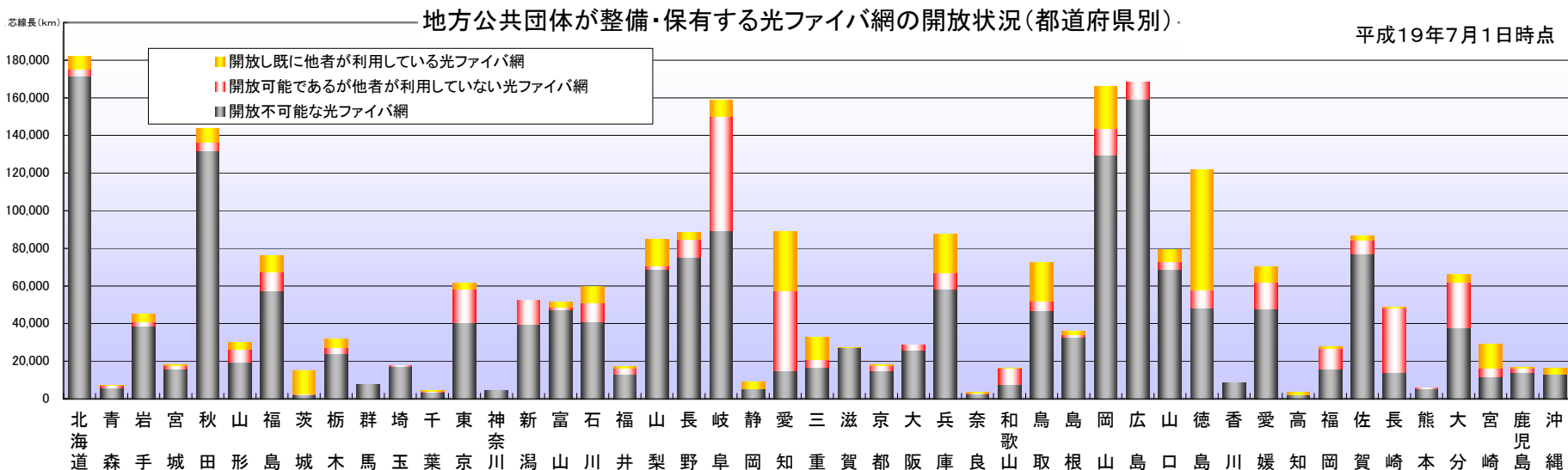
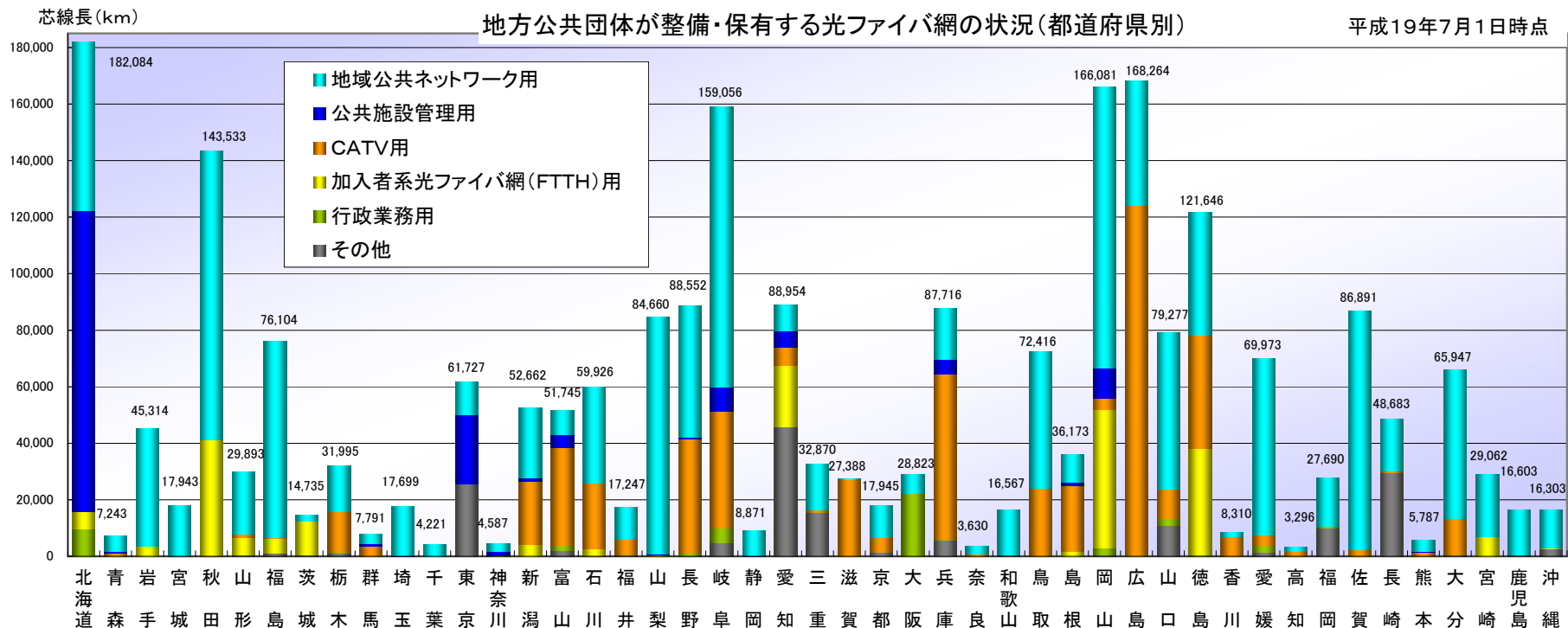
「ITによる地域活性化等緊急プログラム」

(平成20年2月19日IT戦略本部決定)

- 政府としてのITによる地域活性化実現のためのプログラム
- 情報通信基盤の整備支援として、
 - 2010年度のブロードバンド・ゼロ地域解消の実現に向け、支援強化期間(平成19年度から20年度までの2年間)中での取組の前倒し
 - 光ファイバネットワークの整備について、関係府省の連携強化、積極的推進
 - 携帯電話について、不感対策として、今後の整備に関する目標設定についての検討、基地局施設等の整備推進を記載。また、主な取組例は以下のとおり。
 - (新規の取組)
 - ・有線・無線を組み合わせたネットワークの構築や条件不利地域におけるネットワークの構築について、モデルや導入コストを提示し、課題等を抽出するための実証実験等の実施
 - (加速化・拡充する取組)
 - ・過疎地域等の条件不利地域において、ブロードバンド基盤の整備、携帯電話等の基地局施設の整備、デジタルテレビ中継局整備等の支援
- さらに、地場産業の再生支援として、「ふるさとケータイ事業」の実現を記載。また、主な取組例は以下のとおり。
 - (新規の取組)
 - ・MVNO事業化ガイドラインの再見直し
 - ・卸電気通信役務の標準プラン策定の検討促進等

地方公共団体が自己設置している光ファイバ網の設置・開放状況

資料16



総務省「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の現状に関する調査」により作成

事業者名	計画名、プレスリリース等	目標・計画等の具体的な内容
(株)ケイ・オプティコム	—	2007年9月 近畿2府4県でのeo光サービス世帯カバー率92%達成。
KDDI(株)	チャレンジ2010 (2007年4月24日発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なアクセス網の活用により、FTTH事業等ブロードバンドを推進するとともに、固定通信事業の黒字化を目指す。 ・アクセス網を保有するFTTHについては、中長期的に首都圏の提供エリアで目標シェア30%。
ソフトバンクグループ	2004年10月4日 プレスリリース	[FTTH] 当初300局舎でスタートし、2005年1月時点で1,500局舎とする。(2005年4月末 達成済。)
	—	[FTTR] <ul style="list-style-type: none"> ・2007年1月から愛知県、神奈川県の一部において受付開始。 ・2007年10月現在1,400名の課金ユーザ。
日本電信電話(株) (NTTグループ)	2008年3月期中間決算発表 (2007年11月9日発表)	2010年度時点において、FTTH加入者数2,000万回線を目標とする。

1. 調査の背景

ブロードバンド整備については、民間主導原則の下で着実に進展しており、平成19年9月末現在のサービスエリアの世帯カバー率(推計)は約96%に達している。一方で、条件不利地域等では相対的にブロードバンド整備が困難であり、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消するという政府目標を踏まえて、これまで以上に地域特性に応じた取組、支援を積極的に行う必要がある。

2. 調査目的

ブロードバンド整備が困難な地域等の把握やその問題点の抽出等を行う。本調査結果は、デジタル・ディバイド解消戦略会議等において地域特性に応じた施策を検討するための基礎とする。

3. 調査方法

- ・平成19年9月19日から11月2日までの間、各総合通信局等が主体となり、地域における推進体制を十分に活用しつつ、地方公共団体、電気通信事業者等に対して、各局管内のブロードバンド・ゼロ地域の現状や課題等を可能な限り詳細に調査。なお、本調査は、各総合通信局等、地方公共団体、電気通信事業者等による推進体制の更なる連携強化に資するものである。
- ・各総合通信局等より回答を得て、全国のブロードバンド整備が困難な地域におけるブロードバンド整備阻害要因及び必要な支援策等を把握。

ブロードバンド整備の困難な地域等の把握やその問題点の抽出

- ・ブロードバンド・ゼロ地域の大部分は、山間部、面積が広大な地域、離島という地理的な特徴を有し、地域によっては、防風林の存在や複雑な海岸線(リアス式海岸)、多雪等の独特な事情も見られた。このような地理的な要因に起因する多額な整備費用等を問題点に挙げる回答が多い
- ・ブロードバンド・ゼロ地域においては、世帯密度が低い、高齢者が多い、ブロードバンドに興味を持っている住民が少ないという声が多い
- ・また、電気通信事業者は、採算が取れないこと等を理由に、自主整備にかなり消極的
- ・さらに、地方公共団体では、財政難に加え、ブロードバンド整備より優先して予算化しなければならない施策があり、ブロードバンド整備が後回しになっている

必要な支援策等の要望

- ・整備費用や維持管理費用の負担を軽くするため、地方公共団体に対する交付金の拡充及び電気通信事業者に対する直接補助の創設を希望する声が多かった
- ・上記以外にも、加入者に対する利用料金の補助、新しい技術の開発に対する支援や情報提供、並びに地上デジタル放送、携帯電話という他メディアとブロードバンドの一体的な整備が可能となるような支援スキームの連携等の要望も多数あった
- ・金銭的な支援以外にも、加入者に対する啓発、利活用の促進、人材面の支援、情報提供の強化等様々な支援要望あり
- ・一方で、国直轄事業としてのブロードバンド整備を求める声やブロードバンド全国整備の法制化、ブロードバンドのユニバーサルサービス化への要望もあった
- ・なお、「ブロードバンド・ゼロ地域解消」の定義や在り方、2010年度という目標年の見直しを求める声あり

1. 調査の背景

国民生活に不可欠なサービスとなりつつある携帯電話のエリア整備については、基本的に競争環境の下で民間事業者により整備がなされてきている一方で、一般的にエリア整備が困難な過疎地等の条件不利地域においては、国としても移動通信用鉄塔施設整備事業や無線システム普及支援事業により積極的にエリア整備の支援を行ってきたところ。

平成19年3月末現在で、約42万人（人口比約0.3%）が未だに携帯電話のエリア外となっており、この解消が急務となっている。

2. 調査目的

携帯電話のエリア整備に関し、各市町村における補助事業の活用予定状況や携帯電話のエリア整備が困難な理由等を把握することで、携帯電話のエリア整備に係る今後の課題を抽出し、デジタル・ディバイド解消戦略会議における議論のための基礎とする。

3. 調査方法

平成19年10月5日から同年11月5日までの間、各総合通信局等を通じて、全国の市町村に対して「携帯電話エリア整備のための実態調査」を実施。全国1640市町村から回答を得てとりまとめたもの。

今後の携帯電話エリア整備

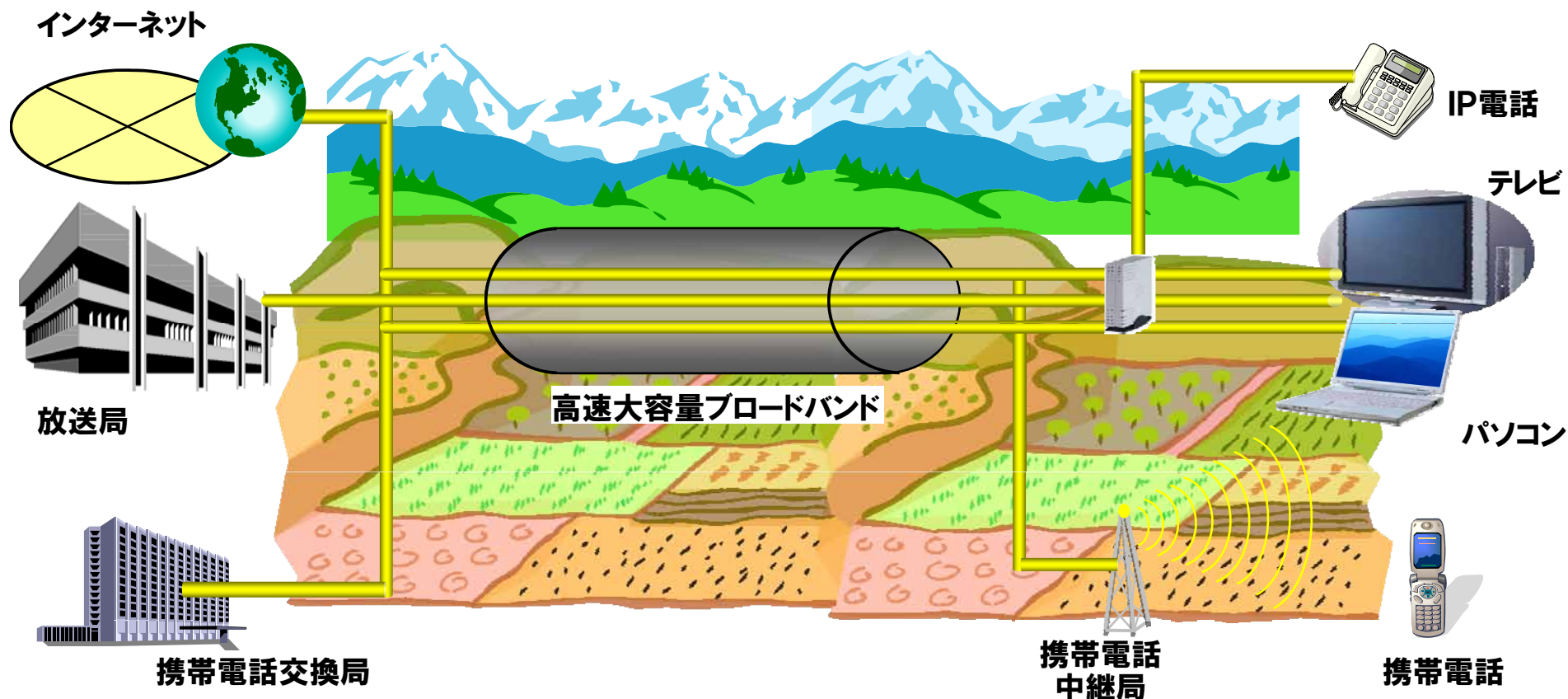
- 今後の携帯電話のエリア整備について、補助事業を活用する具体的な予定がある市町村や活用を検討している市町村は多数あり、多くの市町村で今後もエリア整備が必要であると認識しているものと考えられる。特に、人口カバー率が低い都道府県においては、比較的多くの市町村においてエリア整備が予定又は検討されている傾向にある。
- 一方で、携帯電話の人口カバー率が比較的低い地域であっても、今後のエリア整備を予定又は検討している市町村が少ない地域もあり、エリア整備の必要性は認識しつつも、種々の要因により、現状のままでは今後のエリア整備が見込めない状況にある模様。

今後のエリア整備の課題

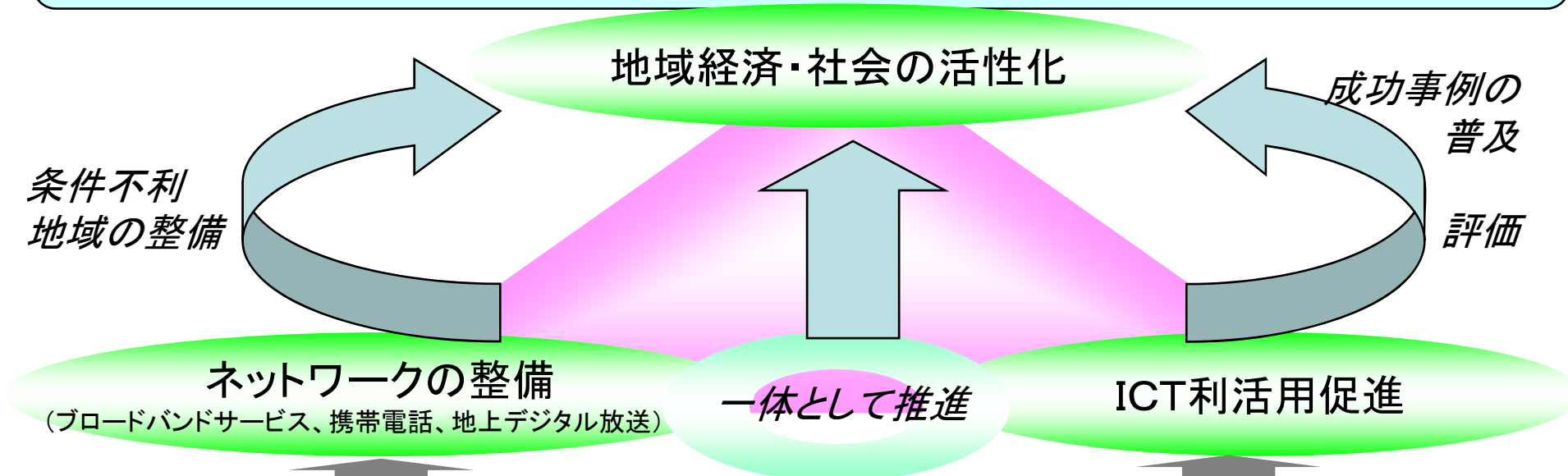
- 携帯電話のエリア整備が見込めない理由としては、以下のような要因が見られるところである。
 - ・ 地形的な要因
 - ・ 地方公共団体に起因する要因
 - ・ 携帯電話事業者に起因する要因
 - ・ 補助事業の制度運用に起因する要因
 - ・ その他の要因
- 現時点でエリア外となっている地域は条件的に相当厳しいと考えられることから、これらのそれぞれの個別課題に対しに対応策を検討することが必要。

ブロードバンドの整備に当たっては、ブロードバンドのネットワークが、インターネット接続や地域に応じた各種コンテンツ、アプリケーションの提供等のほか、①地上波テレビ放送の難視聴解消を含む映像配信、②インターネット電話(IP電話)の提供【以上「トリプルプレイ」】、③携帯電話の不感地域解消【以上を含めて「クアドラプル・プレイ」又は「グラウンドスラム」】等にも有効なことから、地域におけるこれら情報通信メディアの普及問題を同時に解決するという視点にも留意が必要である。

なお、現状では、これらのマルチサービス提供は、FTTHでのみ可能(トリプルプレイであれば、ケーブルテレビ+ケーブルインターネットで可能)と言われているが、今後の技術進歩の動向を注視する必要がある。



- ネットワークの整備とICT利活用促進を一体として推進することによる相乗効果の確保が重要。
- 総務省では、平成20年度予算において、増額、条件不利地域に対する補助率嵩上げ等支援措置を拡充。また、デジタルディバイド解消戦略会議など推進体制を整備。



【主な支援施策】

ブロードバンド網の整備 95.7億円(92.5億円)	携帯電話網の整備 88.5億円(63.7億円)	地上デジタル放送への完全移行 59.7億円(7.0億円)	地域課題解決モデルの実証 (地域ICT利活用モデル構築事業) 18.0億円(18.0)	地方発ビジネスモデル特区 (ユビキタス特区事業) 20.0億円(新規)	ワンストップサービス等の実現 (地域情報プラットフォーム推進事業) 6.3億円(新規)
--------------------------------------	-----------------------------------	--	--	--	--

【推進体制】

- ・**デジタルディバイド解消戦略会議**
 >ブロードバンド・ゼロ地域や携帯電話不感地帯を解消策を検討
- ・**地上デジタル放送総合対策本部**
 >関係団体・事業者等との協力の下、円滑な移行を実現

- ・**地域情報化アドバイザー体制の整備**
 >アドバイザーによる知見・ノウハウ面でのサポート
- ・**ベストプラクティス・ノウハウの普及**
 >「u-Japanベストプラクティス」(総務大臣表彰)

20年度予定額(19年度予算額)

社会が抱える課題

雇用支援の充実

- 働き場所がなく、雇用が生まれない。
- 企業の事業活動に必要な情報が入手できない。

地域情報の発信の強化

- 遠隔地のため、都会へ地域の情報を発信する機会が限られている。
- 多様な地域資源をもっとアピールしたい。

医療・福祉の充実

- 高度な医療を受けるために長距離の移動を伴う。
- 一人暮らしの高齢者の介護や健康管理が行き届かない。

教育・学習機会の充実

- 少人数学級で、授業のバリエーションが限られる。
- 遠隔地のため、なかなか専門的な学習を受けることができない。

生活・行政サービスの向上

- 家族と離れて暮らしており、なかなか会えない。
- 役所が遠く、生活に必要な情報の取得や行政相談を行うことが難しい。

娯楽、教養・文化の充実

- オンラインゲーム等、生活を楽しむツールが少ない。

その他

- 高速大容量のブロードバンドの通信回線を通じて放送サービスを提供する。

《関係者》

- 在宅ワーカー ↔ 事業者
- 遠隔地の ↔ 本社支店・工場

- 観光協会 ↔ 都市市民
- 町おこし ↔ 都市市民グループ
- 環境保全 ↔ 都市市民グループ

- 遠隔地の ↔ 中核病院診療所
- 在宅高齢者 ↔ 介護福祉施設

- 離島の ↔ 本土の学校
- 遠隔地 ↔ 英会話教室の生徒

- 遠隔地 ↔ 都市在住の孫
- 地域住民 ↔ 自治会
- 地域住民 ↔ 自治体

- 地域住民 ↔ コンテツ事業者

- 地域住民 ↔ 通信事業者
- 地域住民 ↔ 放送事業者

ブロードバンドの利活用事例

《利活用事例》

- ブロードバンドを利用したSOHOやテレワーク等の新規事業の誘致。
- 遠隔地に立地した企業や工場と、都会の本社を結ぶ企業内イントラネットの構築。

- 田舎暮らしに興味を持つ都市市民や都会へ就職した地方出身者に、動画による「ふるさと情報」を配信。
- 地域の景観や風土、特産品等を動画によるデジタルミュージアムにより配信。
- 棚田・森林等のオーナー制度の登録者に、自分たちの田園や森林の四季折々の風景をリアルタイム映像で配信。

- 遠隔地と都会の中核病院を結ぶ遠隔病理画像診断システムにより撮像の読影を行い、専門性の高い診断を行う。
- 一人暮らしの高齢者の在宅健康管理を双方向映像通信を利用して実施する。

- 双方向映像通信を利用して、他校の生徒と一体感を持った授業が実施できる。
- 遠隔地にいながら、双方向映像通信を利用して、英会話や資格講座等の専門的なプログラムが受講できる。

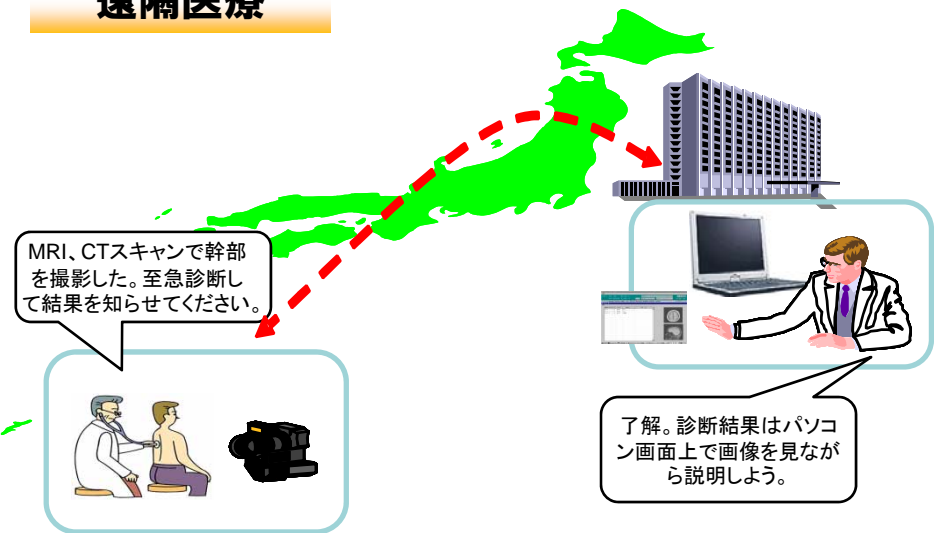
- 離れて暮らす子供や孫と、画像や動画でやりとりができる。
- 電子回覧板により地区や町からの情報（防災情報等動画を利用した高度で分かりやすいもの）を取得できる。
- 双方向映像通信により、行政機関等への相談が対面実施でき、安心して対応できる。

- 遠隔地にいながら、双方向オンラインゲーム等を利用した情報のやりとり、書籍や趣味関連品等の購入が可能となる。
- ブログによる手軽な情報発信、SNSによる会員制の知人との交流ができる。

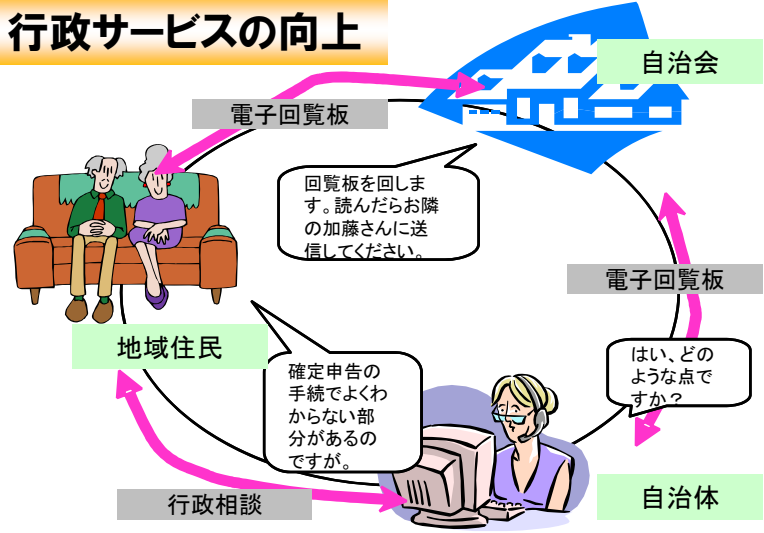
- IPマルチキャストの技術を用い、通信事業者の光通信回線を通じて、多チャンネルサービスや地上デジタル放送を視聴することができる。



遠隔医療



行政サービスの向上



各地域ブロック別推進体制の状況（概要1/2）

資料26

地域	推進体制の活動(構築)状況
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月に北海道総合通信局、北海道及び電気通信事業者等を中心に構成した「北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議」を設置。 同会議において、ロードマップの作成を始めとした道内のブロードバンドの導入促進・普及に向けた取組みを推進。
東北	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度第2回「東北地域ブロードバンド推進会議」を平成20年2月15日に開催。 ○各県部会開催状況 ・青森部会:「第1回会合」平成19年5月23日開催、「第2回会合」11月1日開催、「第3回会合」平成20年2月開催 ・岩手部会:「第1回会合」平成19年5月30日開催、「第2回会合」7月20日開催、「第3回会合」8月22日開催、「第4回会合」9月28日開催、「第5回会合」10月17日開催、「第6回会合」12月17日開催、「第7回会合」平成20年1月28日開催 ・秋田部会:「第1回会合」平成19年7月13日開催、「第2回会合」10月31日開催、「第3回会合」平成20年2月開催 ・宮城部会:「第1回会合」平成19年8月7日開催、「第2回会合」11月2日開催、「第3回会合」平成20年2月開催 ・山形部会:「第1回会合」平成19年6月18日開催、「第2回会合」10月26日開催、「第3回会合」平成20年2月開催 ・福島部会:「第1回会合」平成19年5月29日開催、「第2回会合」10月29日開催、「第3回会合」平成20年2月開催
関東	<ul style="list-style-type: none"> ○全体 ・管内6県(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉及び山梨)の各推進組織におけるブロードバンド整備に係る共通課題への対応及び情報共有化等を図るため「関東管内ブロードバンド整備推進連絡会」を開催。(年度内4回ー平成19年5月23日・9月20日・11月28日、平成20年1月31日開催。) ・第4回同連絡会(平成20年1月31日)において、ロードマップVer2.0作成に係る意見交換・課題の整理等を実施。 ○各県 ・【茨城】18年度に引き続き「ブロードバンド整備対策研究会」を推進組織として活動中。(第8回:平成19年7月11日、第9回:平成20年2月15日) ・【栃木】「栃木県地域ブロードバンド整備推進連絡会」を設置し活動中。(設置・第1回:平成19年7月30日、第2回:12月18日、第3回:平成20年2月23日) ・【群馬】「群馬県地域情報化推進協議会」。情報通信基盤整備検討部会を推進組織として設置し、他の課題(地デジ、携帯電話等)と併せて活動中。(第1回:平成19年9月28日) ・【埼玉】「埼玉県ブロードバンド整備推進連絡会」を設置し活動中。(設置・第1回:平成19年8月22日、第2回:10月17日、第3回:12月21日、第4回:平成20年2月13日) ・【千葉】「千葉県情報通信基盤整備促進協議会」を設置し活動中。(設置・第1回:平成19年11月16日) <ul style="list-style-type: none"> ※具体的取組は、同協議会のもとに設置した、3つの地域会議(中央・東部・南部ブロック)において検討。 <ol style="list-style-type: none"> ①中央ブロック会議(第1回:平成19年12月21日、第2回:平成20年2月26日) ②東部ブロック会議(第1回:平成19年12月26日、第2回:平成20年2月15日) ③南部ブロック会議(第1回:平成19年12月1日、第2回:平成20年2月19日) ・【山梨】「山梨県ブロードバンド整備等に関する調査研究部会」(平成19年10月24日設立・第1回)に、「ブロードバンドゼロ地域解消に関する調査研究WG」(第1回:平成19年12月17日)、「地デジ放送難視聴地域の解消に関する調査研究WG」の2つのWGを設置し活動中。 ・【東京】整備対象地域が小笠原村のみであるため、推進組織設置の要否・あり方について検討中。 ・【神奈川県】平成19年3月末にBB整備完了。推進組織の設置予定なし。
信越	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は、ロードマップの進捗状況の確認及びロードマップVer2.0の作成を進める。
北陸	<ul style="list-style-type: none"> ○富山、石川、福井の各県を中心として、県下全市町村、通信事業者、総通局等の関係者で構成する協議会が設置されている。(富山県は、BBゼロ地域解消100%であるため、超高速BBの整備を目指す。) 【各県の協議会開催状況】 ・富山県 平成19年12月21日 ・石川県 平成19年11月26日 ・福井県 平成20年1月24日

(平成20年1月31日現在)

各地域ブロック別推進体制の状況（概要2/2）

資料27

地域	推進体制の活動(構築)状況
東海	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県では、関係自治体、事業者、総合通信局で構成する「ブロードバンド推進会議」を平成20年2月5日に開催。19年度は、各自治体の取組状況のフォロー及びブロードバンド未提供地域の現状把握を進め、それを踏まえてロードマップの見直しを行う予定。 静岡県では、関係自治体、事業者、総合通信局で構成する「ブロードバンド推進会議」を平成20年1月22日に開催。19年度は、各自治体の取組状況のフォロー及びブロードバンド未提供地域の現状を踏まえたロードマップを作成。また、県内の光ファイバ整備を進めるため、静岡県が「静岡県光ファイバ整備市町連絡会」を設置(平成19年4月「しずおか光ファイバ整備構想」を発表)。 愛知県では、県が「三河山間地域情報格差対策検討会」を開催していたが、平成19年3月に報告書を承認し終了。19年度は、県と総合通信局で会合を実施。 三重県では、特段の推進体制を構築していない。今後、県が主導し超高速ネットワーク整備のための情報交換会(事業者、総合通信局がメンバー)が開催される予定。
近畿	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府 <ul style="list-style-type: none"> ・ITコンソーシアム京都ネットワーク部会において取り組む。 ○その他の府県 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による協議、県の整備計画により取り組む。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ○中国地域ブロードバンド整備推進会議 <p>【活動状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年11月14日 準備会合:作業手順等基本原則について確認 平成19年1月16日 第1回会合:推進会議立上げ 平成19年3月13日 第2回会合:整備目標等確認 平成19年7月6日 第1回幹事会:調査方法等検討 平成19年11月16日 第2回幹事会:ロードマップ(Ver.2.0)の作成等の検討 <p>【活動予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度の行動計画として、より詳細な整備目標を定めるため、ブロードバンドサービス毎の調査手法等について検討を進めることとしている。
四国	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年10月19日:管内の県・事業者・総合通信局で構成する「四国ブロードバンド整備推進連絡会」を設置。 ・平成18年11月中旬:連絡会の下に、各県ごとの部会(県・市町村・事業者・総合通信局等で構成)を設置して第1回各県部会を開催。 ・平成18年12月～平成19年1月:平成18年度第2回各県部会において、ロードマップ(案)の確認依頼。 ・平成19年2月:第3回各県部会等において、ロードマップを承認。 ・平成19年3月6日:第2回「四国BB整備推進連絡会」において、四国各県のロードマップを承認。 ・平成19年3月20日:ロードマップの公表 ・平成19年12月～平成20年2月:平成19年度各県部会を開催。 ・平成20年2月27日:平成19年度「四国BB整備推進連絡会」を開催。
九州	<ul style="list-style-type: none"> ・各県ごとに、自治体・事業者・総合通信局で構成する「ブロードバンド整備促進会議」等の体制を構築済み。 ・推進体制の事務局については、各地域の実情に応じて、総合通信局と県の共同事務局等により対応。 ・平成19年6月から8月にかけて、九州全県でブロードバンド整備促進会議等を開催。 ・平成19年10月末前後にロードマップ作成について、各県推進会議において調整依頼。 ・平成20年2月上旬から中旬にかけて各県において整備促進会議を開催。
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> 県・事業者・総合通信事務所による連絡会を設置。

(平成20年1月31日現在)

ブロードバンド整備に関する関係府省の取組

資料28

	総務省		農林水産省	国土交通省	内閣府
事業名	地域情報通信基盤整備 推進交付金	地域イントラネット 基盤施設整備事業	農山漁村活性化 プロジェクト支援交付金	まちづくり交付金	離島ブロードバンド環境 整備事業
対象地域	条件不利地域 (3セク主体を除く)	限定なし	原則として 農業振興地域及び 漁業集落内	都市再生整備計画の 区域	沖縄県の有人離島
事業主体	市町村、3セク	都道府県、市町村 等	都道府県、市町村、地方 公共団体の一部事務組 合等	市町村、 NPO等(間接交付)	沖縄県、沖縄県内市町村
整備対象	ブロードバンド全般	公共施設間を接続 する地域公共ネッ トワーク	高速、大容量、双方向通 信等を可能とするケーブ ルテレビ施設等	都市再生整備計画区域 内においてまちづくり と一体となって行われ る市町村の提案に基づ く事業で情報通信基盤 整備に係るもの	ブロードバンド全般
補助率	1/3又は1/4	1/3又は1/2	1/3	最大4/10	8/10
19年度予算額	57億円	36億円	341億円の内数	2430億円の内数	6億円
20年度予定額	62億円	34億円	305億円の内数	2510億円の内数	—
18年度までの 実績 (情報通信関係)	79件 53億円 (平成18年度)	86件 114億円 (平成16~18年度)	29件 85億円 (平成17~18年度) ※前身である旧元気な地域づ くり交付金及び旧強い水産 業づくり交付金の実績	情報通信基盤整備等の 実績あり	18件 57億円 (平成17~18年度)
その他			効率的な農林漁業経営、農山 漁村の活性化、定住等の推進 に資するもの		・執行は総務省が実施 (予算の移し替え) ・平成19年度をもって廃止

国土交通省においては、このほか、河川・道路管理用光ファイバを民間事業者等へ開放。
(平成18年度末時点で約17,000kmを開放)

1. 目的

沖縄県の離島地区にADSL等のブロードバンドを整備し、情報格差を是正することを目的とする

2. 概要

沖縄県の有人離島にADSL等を導入するために必要な設備等を整備

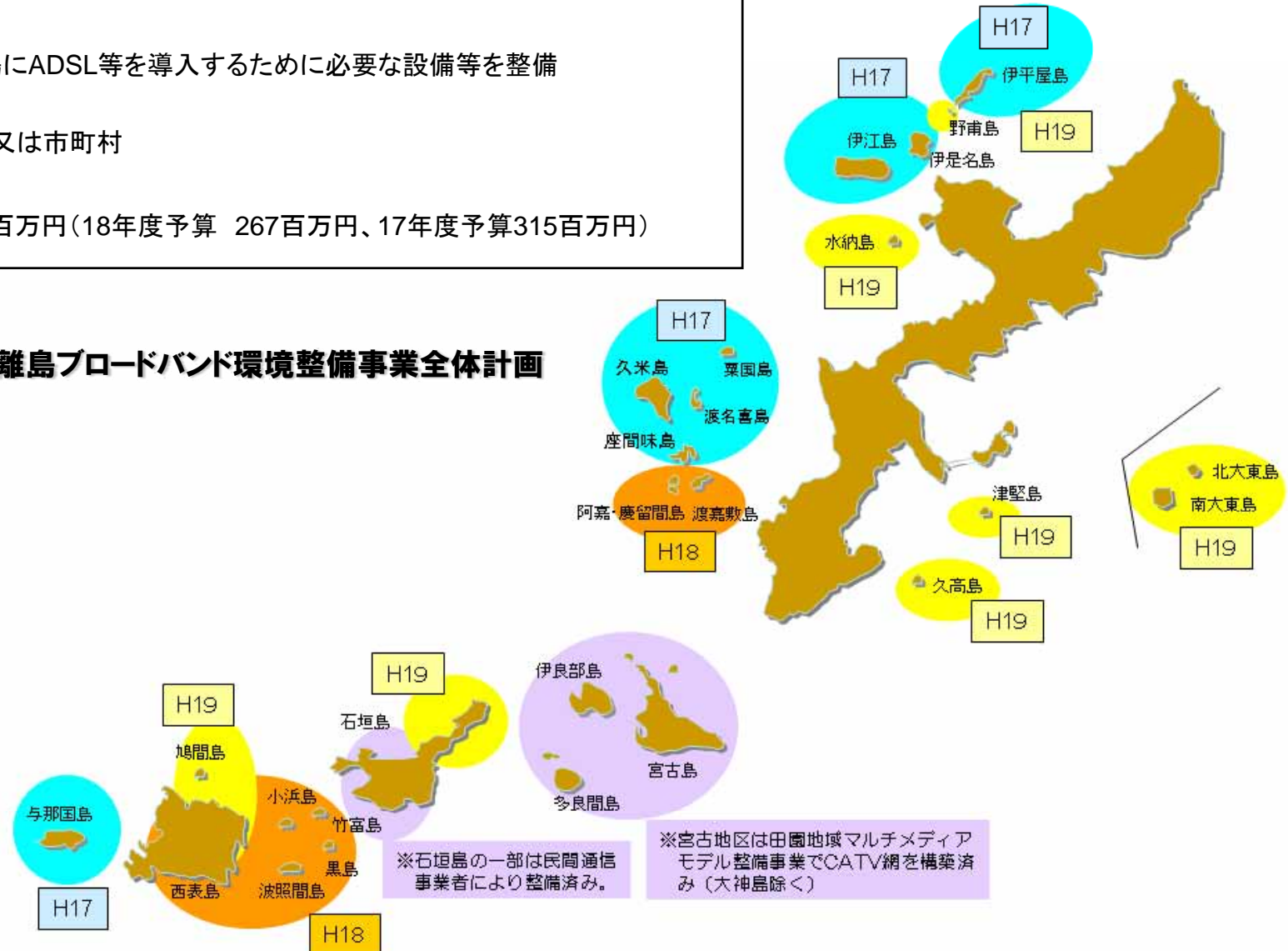
補助率 : 8/10

事業主体 : 沖縄県又は市町村

3. 予算

19年度予算 676百万円(18年度予算 267百万円、17年度予算315百万円)

離島ブロードバンド環境整備事業全体計画



(1) ブロードバンド整備に関する各省の取組

- 総務省 : 「**地域情報通信基盤整備推進交付金**」: FTTH、CATV、ADSL等地域に適したネットワーク・インフラを整備
「**地域イントラネット基盤施設整備事業**」: 行政間通信ネットワークを整備
- 農林水産省: 「**農山漁村活性化プロジェクト支援交付金**」: 農業振興地域及び漁業集落内等のCATVの整備等を補助
- 国土交通省: 「**まちづくり交付金**」: 都市再生整備計画区域内において情報通信基盤整備等を支援

(2) 他省との連携強化方策案

1 ブロードバンド整備に関する情報交換及び各補助制度案件の調整

- ① ネットワーク・インフラ要望のうち、農山漁村地域においては、農林水産省補助制度での整備となるよう調整を実施
- ② 総務省と農林水産省・国土交通省との**本省レベル・地方支分部局レベルでの定期会合**の開催（農林水産省とは本省レベルで平成15年度から実施中、国土交通省と実施予定）
- ③ 地方自治体の窓口となる**三省地方支分部局に対する共同での指示**（農林水産省とは今年度から実施中、国土交通省と実施予定）

2 地方自治体に対する各支援制度の周知の強化

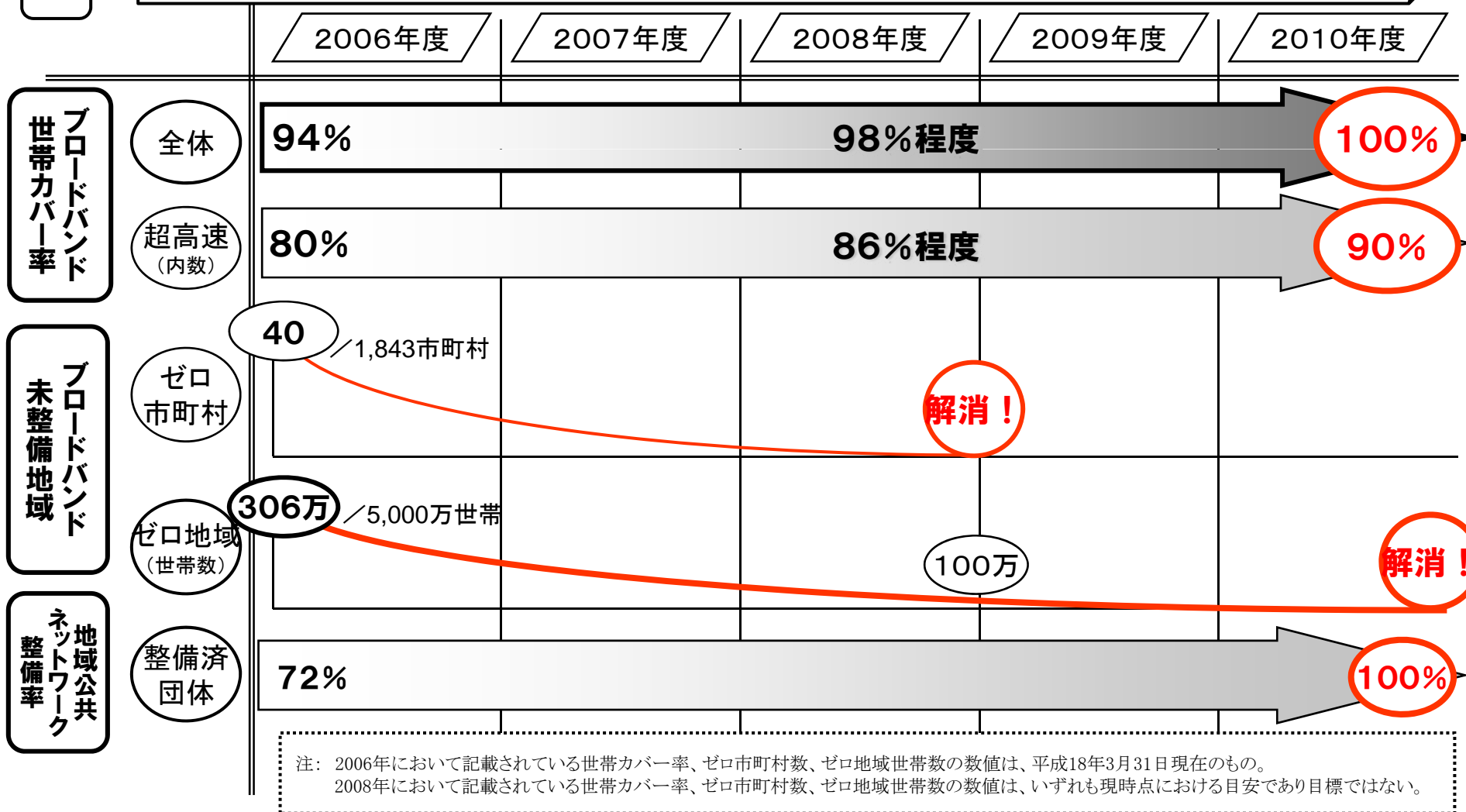
- ① **地方自治体向けパンフレット**の共同での調整・配布
- ② **ホームページ**での周知 を実施予定

2010年度へ向けたブロードバンドの整備目標

整備目標

2010年度までに

- ① ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
(その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度までに解消する。)
- ② 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。



注: 2006年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、平成18年3月31日現在のもの。
2008年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、いずれも現時点における目安であり目標ではない。

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

・ 施策の概要

サービスの種別による事業の区分を廃し、ケーブルテレビ、ADSL、FWA(加入者系無線アクセスシステム)など地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。

(1) 交付対象主体及び交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村 1/3
(注)条件不利地域とは、過疎、辺地、離島(奄美及び小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。
- ②①を含む合併市町村又は連携主体 1/3
(注)合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。
- ③ 第三セクター法人 1/4

(2) 補助金の交付

①からサービスを決定する主要な施設を選択し、それに附帯して効用を発揮する施設を②から必要な範囲で選択することで、地域に最も適したICT基盤整備を推進。

- ①対象施設(アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局、海中中継装置、海底分岐装置 等)
- ②附帯装置(センター施設、受電設備、電源設備、伝送施設、監視装置、構内伝送路、送受信装置 等)

・ 所要経費

	一般会計
平成20年度予定額	6,200百万円
平成19年度予算額	5,700百万円

イメージ図



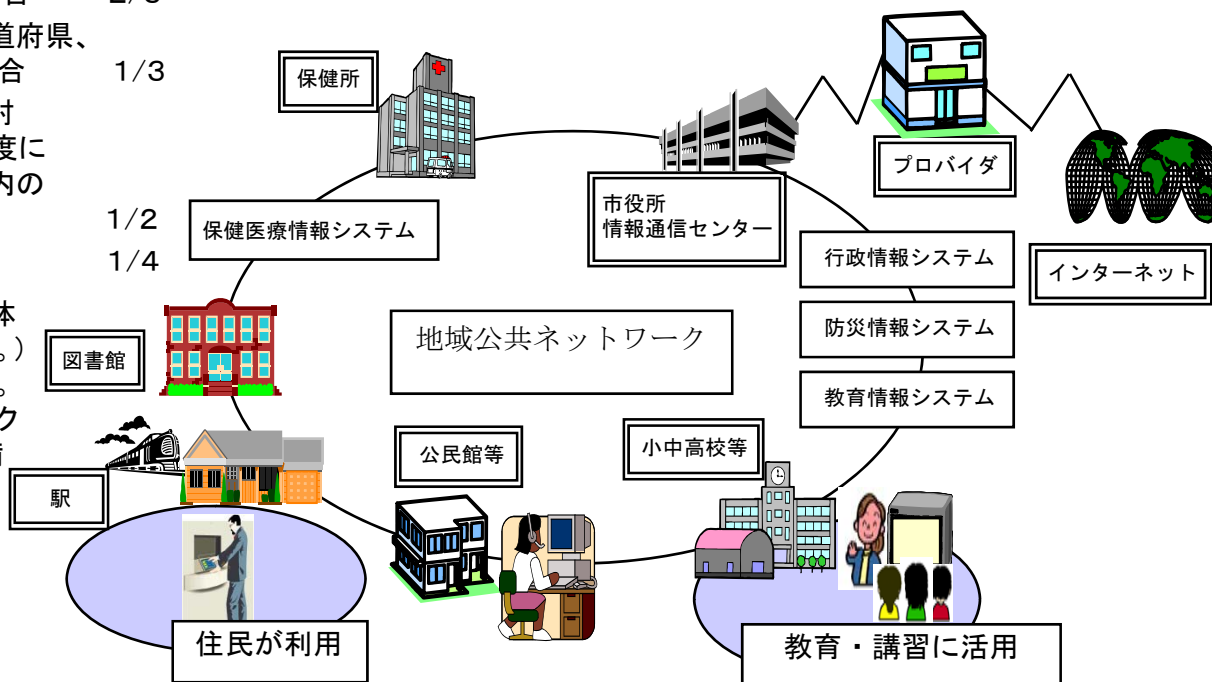
地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

・ 施策の概要

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

- (1)実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体
- (2)補助対象経費 ① 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等)
② 用地取得費・道路費
- (3)補助率 ①離島単独及び離島を含む連携主体の場合 2/3
②都道府県、市町村単独の場合 及び都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1/3
③ ②以外の連携主体の場合、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。)の場合 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村の場合 1/2
④第三セクターの場合 1/4
- (4)その他 ① あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とする。
② あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。



・ 所要経費

	一般会計
平成20年度予定額	3,365百万円
平成19年度予算額	3,554百万円

1 目的

本事業は、採算性等の問題によりブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域において、**電気通信事業者による当該地域に対するブロードバンド・サービスの提供に係る施設の整備に対して、当該サービス提供地域の市町村がその整備費用の一部を補助する場合について国が必要な支援を行う**ことにより、ブロードバンド未提供地域の解消を促進し、もって2010年度までのブロードバンド全国整備を推進することを目的とする。

2 事業主体・整備主体

事業主体：市町村（ブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域を含み、条件不利地域（過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯）を管轄する市町村であること）
整備主体：電気通信事業者

3 事業の実施要件

- (1) 市町村・電気通信事業者・都道府県・有識者等による協議会等を設立し、整備する技術方式を検討の上、的確なニーズの把握に努め、地域の実情に応じた整備費用の算出を検討すること。
- (2) 上記協議会等の検討結果を踏まえ、整備主体となる電気通信事業者の選定が適切に行われていること。また、当該電気通信事業者による継続的なサービス提供の確保が見込まれていること。
- (3) 市町村の負担が、上記協議会等において十分検討の上、電気通信事業者との協議によって定められていること。
- (4) 事業の受益を受ける地域が複数の市町村に及ぶ場合の関係市町村間の負担については、按分等により適切に定められていること。

4 整備対象となるブロードバンド基盤（整備対象施設の範囲）

FTTHサービスやADSLサービス等のブロードバンド・サービス提供に必要な施設のうち、加入者に対して直接サービス提供を行う加入者系伝送路の施設（センター施設よりも上位に存在する中継系伝送路の整備は対象としない。）。

具体的な整備対象施設は、センター施設から分岐装置等（クロージャ等の加入者宅への引込み線の直前に設置されているもの）までとする。

(1) センター施設及び当該施設に収容する設備

- ① センター施設（簡易局舎を含む）
- ② デジタル加入者回線多重化装置（DSLAM）
- ③ 光電変換装置（OLT等）
- ④ 送受信装置（ルータ等）
- ⑤ 管理測定装置
- ⑥ 電源供給装置

(2) 線路設備

- ① 線路（光ファイバケーブル、メタルケーブル（同軸ケーブルを含む）等）
- ② 分岐装置（クロージャ等）
- ③ 無線アクセス装置（アクセスポイント装置等）

5 留意事項

- (1) 整備費用のうち、電気通信事業者が料金収入等により負担できる経費については、市町村の負担とすることはできない。
- (2) 整備された施設の維持管理経費については、電気通信事業者が全額負担すること。
- (3) 市町村は、事業の実施に当たり、上記3並びに5(1)及び(2)が確認できる書面を事前に総務省高度通信網振興課（総合通信局等経由）に提出すること。

6 支援内容

○ 特別交付税

FTTHサービスを除く、ブロードバンド・サービス提供に必要な施設を整備する場合は、特別交付税措置の対象となる。

○ 過疎債、辺地債

FTTHサービスやADSLサービス等のブロードバンド・サービス提供に必要な施設を整備する場合は、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の充当が可能。

電気通信基盤充実臨時措置法による支援措置： 民間事業者に対する投資インセンティブの付与

低利融資

- ・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド基盤整備のための投資に係る資金需要に対する低利融資(日本政策投資銀行)
 - ・ 金利:高度デジタル特利

利子助成

- ・ 上記低利融資に係る利子につき、情報通信研究機構から事業者に対する助成金交付(下限金利につき、過疎地等優遇あり)
 - ・ 助成幅:最大2.0%
 - ・ 助成後下限金利:一般地域 2.0%
 - 条件不利地域 1.6%*
- *:財投金利が1.6%を下回る場合は財投金利を適用

税制優遇措置

法人税の特別償却(国税)

- ・ 光ファイバ(最終配線盤まで)、端末系光端局装置(SLT)
- ・ DSL多重化装置(小規模DSLAM)

固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)

- ・ 光ファイバ(配線盤まで(条件不利地域のみ配線盤から最終配線盤まで))等
- ・ DSL、FWA、衛星 等

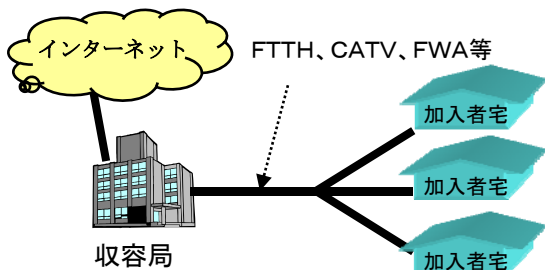
債務保証

- ・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド整備時の資金借入についての情報通信研究機構による債務保証

各種支援スキームの組み合わせ等により、地域の実情に応じ、効率的に整備

従来

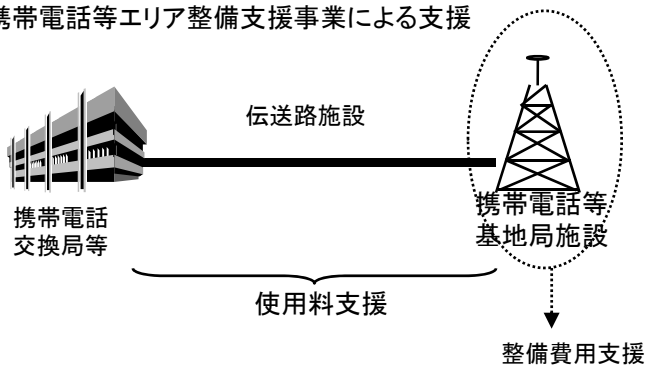
《ブロードバンド基盤整備》



地域情報通信基盤整備推進交付金による整備費用支援

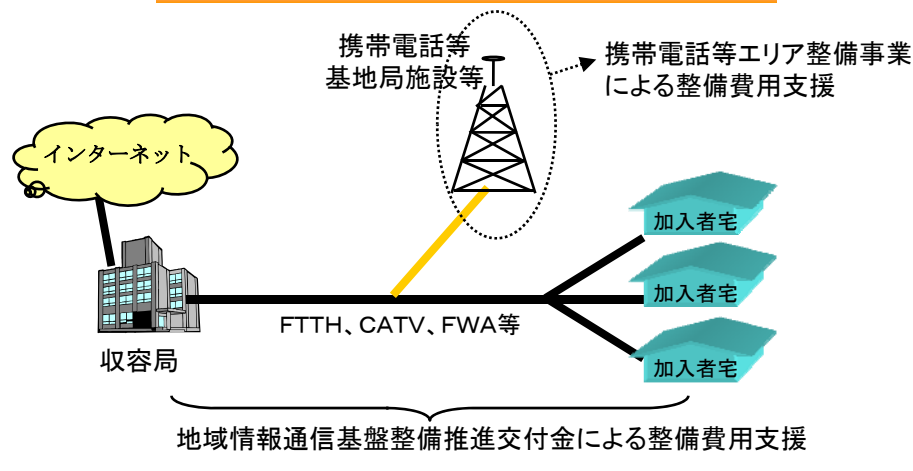
《携帯電話等のエリア整備》

携帯電話等エリア整備支援事業による支援

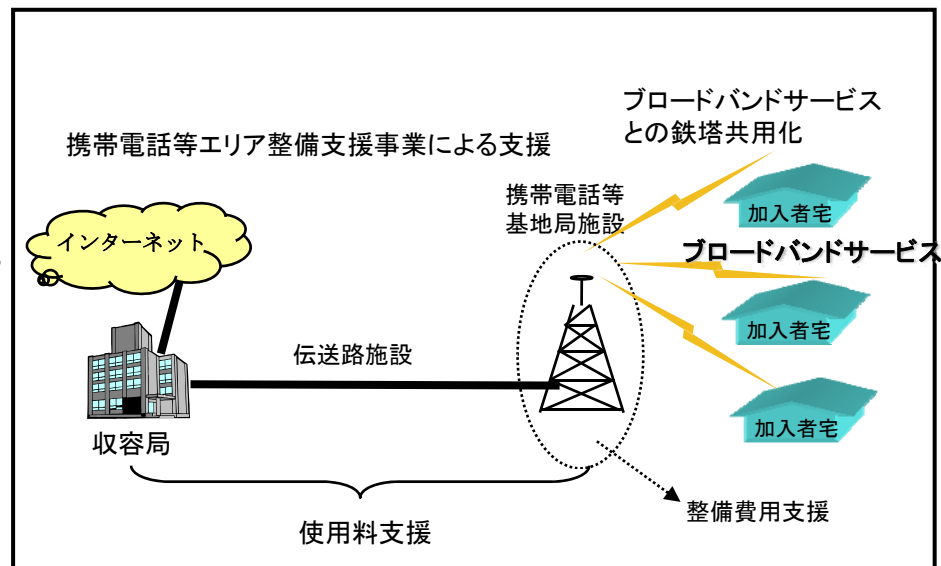


これからの取組

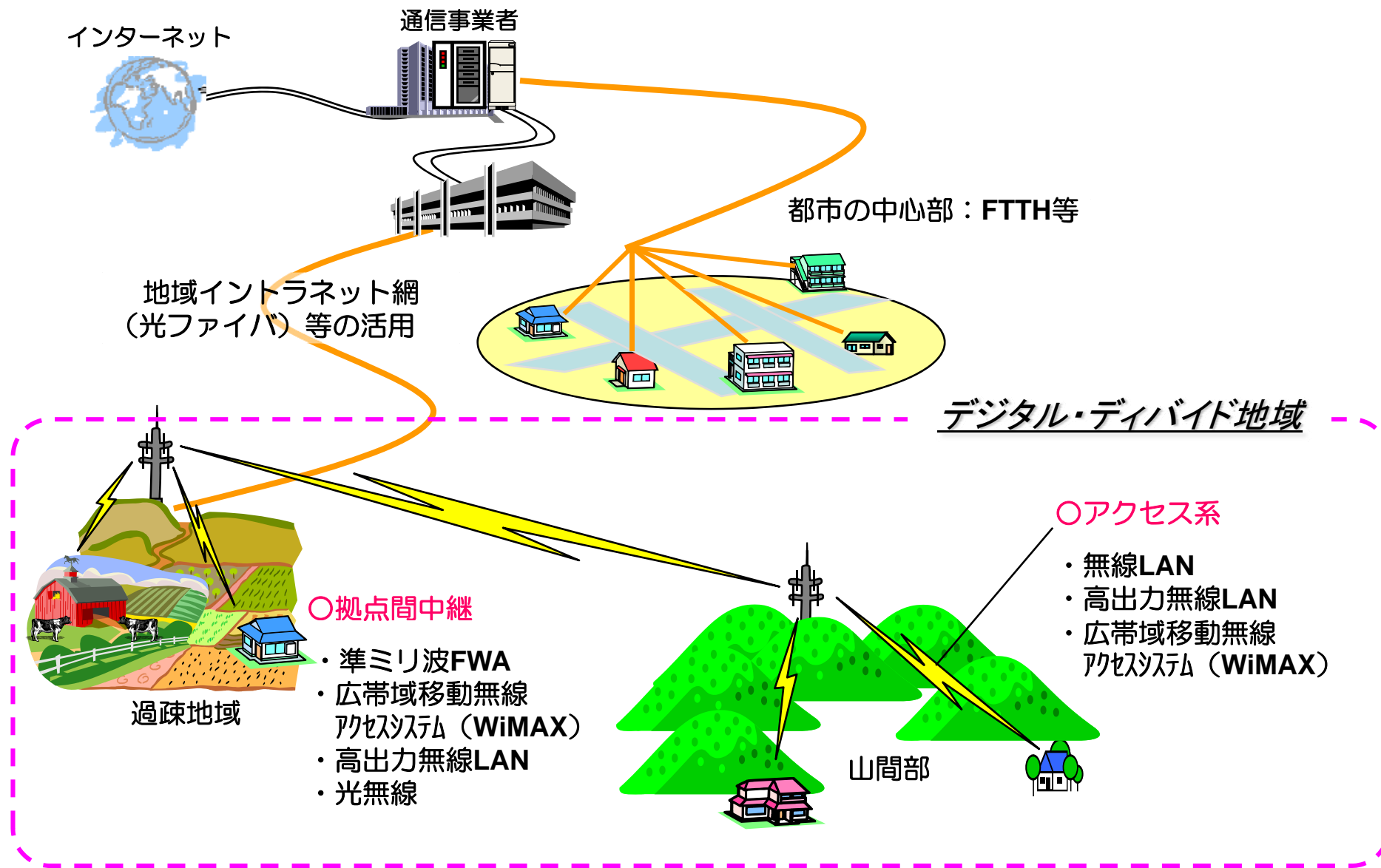
①



②



デジタル・ディバイド地域の拠点間中継・アクセス系において無線システムを活用



無線システム	無線LAN	高出力無線LAN	広帯域移動無線アクセスシステム (WiMAX)	準ミリ波帯 FWA	光無線
伝送距離	数百m程度	300m～3km程度	1～10km程度	数百m～10km程度	～4km程度
伝送速度	10～50Mbps程度 ^(※)	50Mbps程度 ^(※)	上り：10Mbps程度 下り：20Mbps程度	150Mbps程度	1Gbps程度
主な利用イメージ	アクセス系	アクセス系 拠点間中継	アクセス系 拠点間中継	拠点間中継	拠点間中継
モビリティ	低速	低速	中速	固定	固定
周波数帯	2.4GHz帯 5GHz帯	5GHz帯	2.5GHz帯	18GHz帯 22GHz帯 26GHz帯 38GHz帯	近赤外線

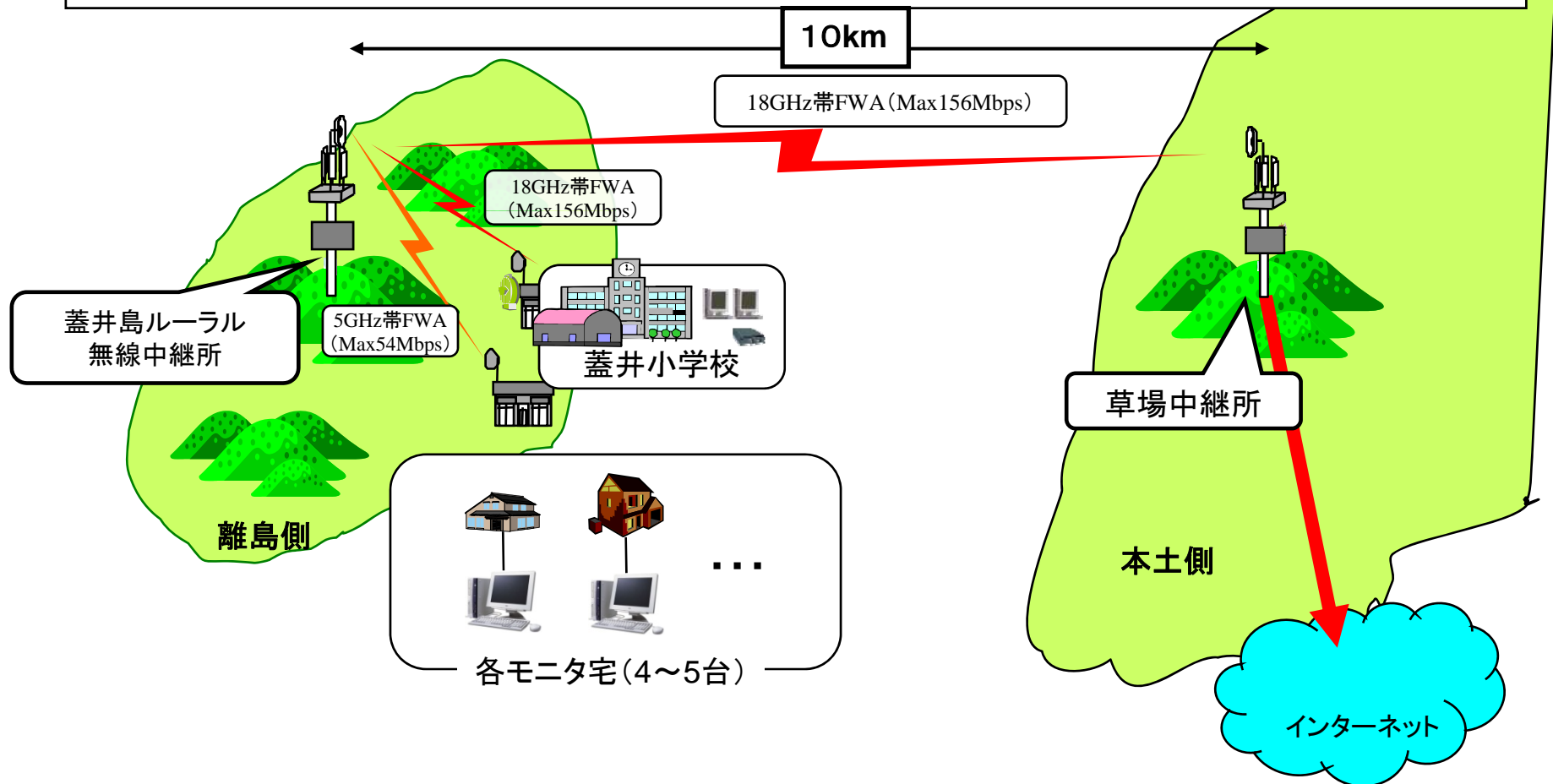
※IEEE802.11n規格を使用した場合は100Mbps以上

目的

- 島嶼地域等の条件不利地域に対するブロードバンド構築手法を検討するために、FWAを用いて実証試験を行い、その有用性を評価する。

概要

- 18GHz帯FWA(P-P)、および5GHz帯FWA(P-MP)を利用し、離島(モニタ宅)~中継所~本土(インターネット接続地点)の無線回線を構築、各種データを取得する。



実証実験の構成に関する考え方

- ・光ファイバと同等能力の無線による中継回線の評価検証
- ・回線確保のための手法に関する評価検討
- ・加入者モデルによる意見・要求の評価検討
- ・有線／無線の相互接続性に関する評価検討
- ・新規技術の可能性の評価検討

相互補完できる無線回線構築(2重化)

加入者系(原則公開, モデルシステムでの実験)システム

外部接続の確保と実験システムの独立性確保

異種システム間接続と互換性の確保

基本性能評価の統一と個別実験を可能とするシステム

※2007年10月から12月まで実施

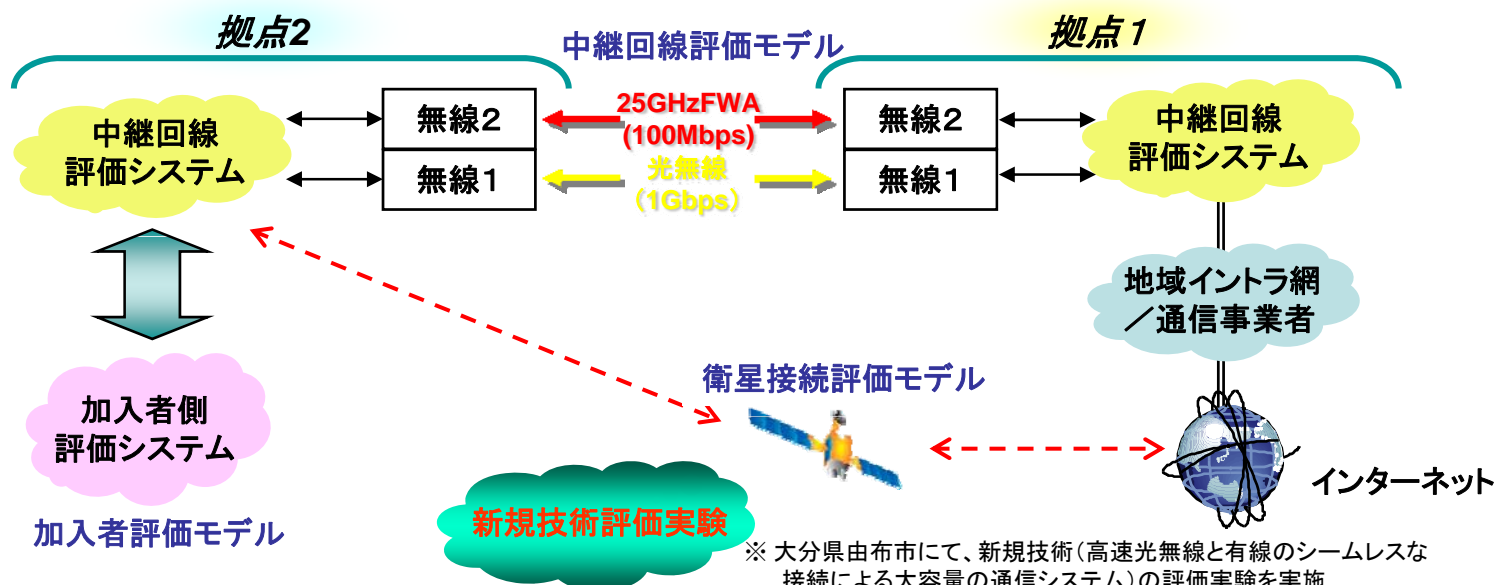
1) 山間地域モデル: 大分県由布市塚原地区

2) 離島地域モデル: 愛媛県新居浜市大島

実証実験における共通評価項目と評価方法

中継回線 評価モデル	(1)稼働率	受光レベル(光無線装置ログ) 電界強度(25G無線装置ログ)
	(2)通信品質	パケットロス(モニタPC間等) Throughput(モニタPC間ファイル転送時間) 変調方式ほか(25G無線装置ログ)
	(3)回線切替	ポート切断ログ(光無線/SWポートログ)
	(4)アプリ評価	Webアクセス(表示/ダウンロード時間) 回線切替の影響(強制切断実験)
加入者 評価モデル	(1)回線速度	Webアプリ(表示/ダウンロード時間) 大容量アプリ(映像系通信)
	(2)回線切替の影響	加入者用PC(利用時の中継回線強制切替実験)
	(3)通信品質	パケットロス(モニタPC-加入者PC間)
	(4)利用感覚/意識	住民アンケート調査
衛星接続 評価モデル	中継系と加入者系を複合化した評価実験	
環境モニタ	気象系による気象データ(視程、降雨強度等)を連続計測	

実証実験構成イメージ



		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル	イー・モバイル
通信速度	最大	上り:384Kbps 下り:3.6Mbps	上り:1.8Mbps 下り:3.1Mbps	上り:384Kbps 下り:3.6Mbps	上り:384Kbps 下り:7.2Mbps
	実効	ベストエフォート方式のため、通信環境や混雑状況により通信速度が変化			
PCとの接続の可否		○	○	○	○
料金体系		定額制	定額制	従量制	定額制

注1) 上記表は平成19年12月現在における各携帯電話事業者のサービスの概要を示したものの。

注2) 「携帯電話端末」にはデータ通信カードを含む。

注3) 「PCとの接続の可否」とは、携帯電話端末とPCとを接続することで、PCでインターネットが利用できる環境となるかどうかを指す。

注4) 「料金体系」とは、携帯電話端末とPCとを接続することによりPCでインターネットを利用する場合の料金体系を指す。

衛星通信の特徴

長所

- ・地理的条件に左右されない
山間部でも都市部とほぼ同一の費用でサービス提供が可能。
- ・整備が容易
アンテナ設置で即時ブロードバンド通信が可能。

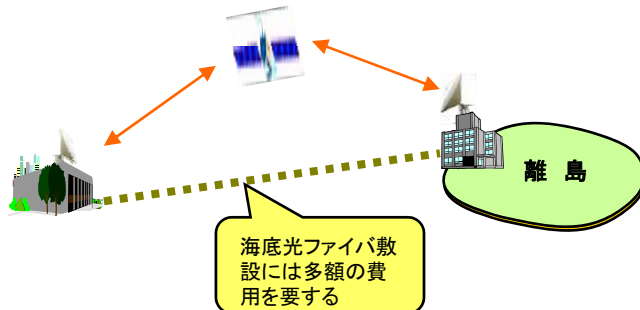
短所

- ・上りの通信速度が遅い
センター側に比べ世帯(地域)側のアンテナ径が小さいため、下りに比べ上りの最大通信速度は遅くなる。(512kbps～2Mbps)
- ・降雨による影響がある
激しい降雨により一時的に回線品質が劣化する場合がある。

長所を生かしデジタル・ディバイド解消に活用

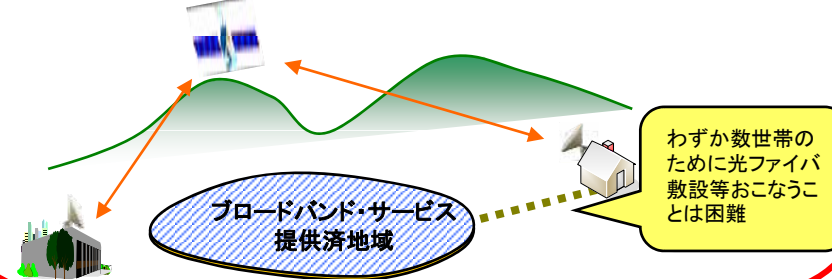
活用例①

中継系回線が整備されていない離島等において「拠点一括受信型」もしくは「利用者直接受信型」によりサービス提供〔メリット〕
離島であれば、海底光ファイバを敷設する場合と比べ、手間的にも費用的にも負担が少ない。



活用例②

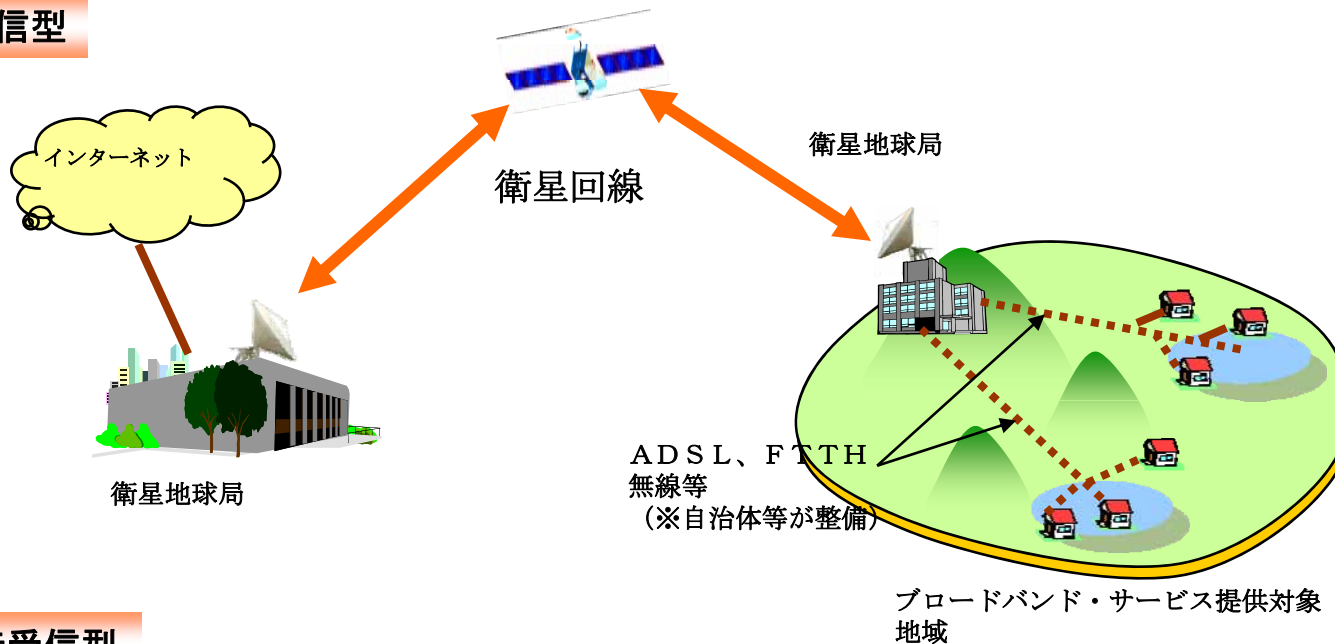
山間部等集落から孤立した世帯に対して「利用者直接受信型」によりサービス提供〔メリット〕
有線であれば長距離にわたる光ファイバ敷設、無線であれば数局の中継無線局設置が必要であるが、衛星であれば各世帯に受信アンテナ等を設置するだけでサービスが享受できる。



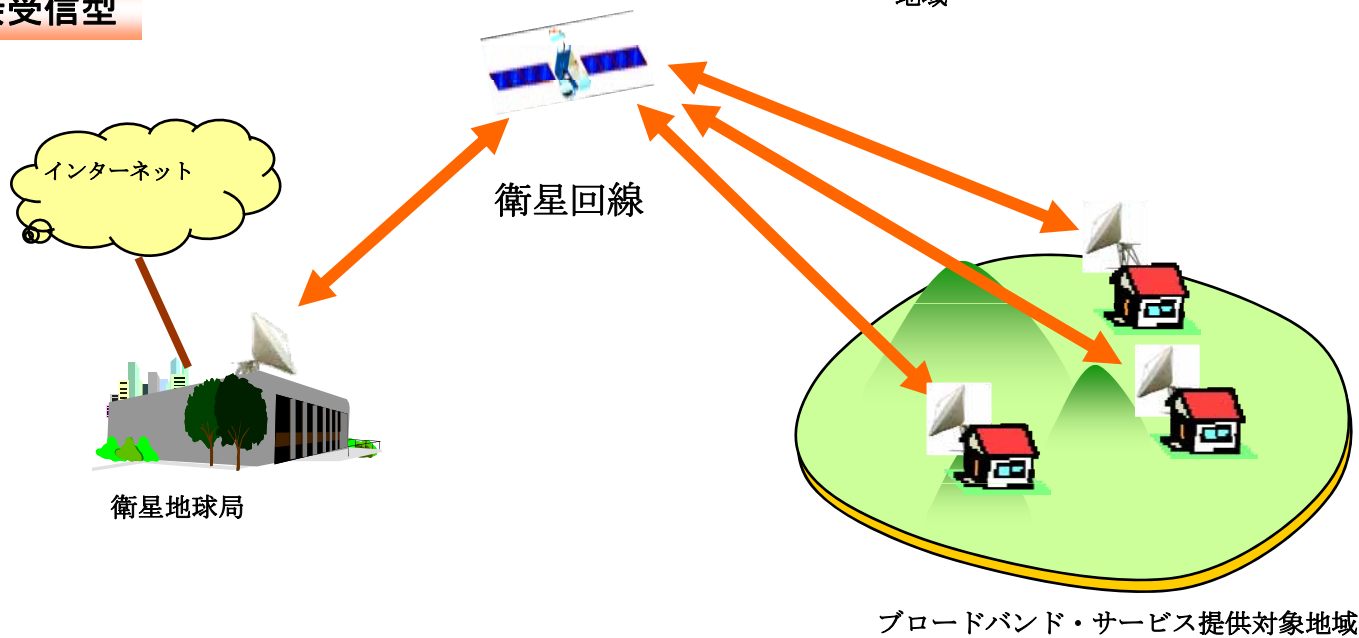
衛星を活用したデジタル・ディバイド解消の現状

- ◆拠点一括受信型 : 小笠原村、北・南大東村等において実証実験やサービスを実施。
- ◆利用者直接受信型: 国内において、法人向けサービスはあるが、個人向けサービスは実現されていない。

拠点一括受信型



利用者直接受信型



《衛星を活用したブロードバンド・サービス提供の普及が進まない理由(想定)》

◆拠点一括受信型

- 1 地域内における地上系ネットワーク(ADSLやFTTH部分)については、自治体等が負担し整備する必要がある。
- 2 通常のFTTH等比べて回線速度が遅いため、自治体等によってはFTTH等整備の可能性を優先して検討する傾向がある。
(1局あたり下り2.5Mbps(宇宙通信(株)スーパーバードIP-VSATサービス)～10Mbps(JSAT(株)SPACEIPサービススタンダードプラン)
- 3 衛星は離島等世帯の少ない地域を対象とすることが想定されるため、あまり多くの加入者が見込めず、世帯あたりの回線使用料が高額となる可能性が高い。

◆利用者直接受信型

現在の法人向けサービスでは、機器の購入費、設置費及び月額利用料が高額であるため、個人が自己負担でサービスを楽しむことは困難である。

また、衛星通信事業者が計画中的個人向けサービスでは、相対的に低い価格が期待されるものの、地上系サービス(ADSL・FTTH)との比較(価格対性能比)で課題が存在。

- ・機器の購入費 : 約40万円/局(宇宙通信(株)スーパーバードIP-VSATサービス)
～約60万円/局(JSAT(株)SPACEIPサービス)
- ・機器の設置費 : 約20～100万円(設置場所によっては更に高額となる)
- ・月額利用料金 : 6万円(宇宙通信(株)スーパーバードIP-VSATサービス)
～20万円(JSAT(株)SPACEIPサービススタンダードプラン)

衛星通信事業者各社のサービス提供状況

資料45

	JSAT(株)	宇宙通信(株)	(参考) Shin Satellite Public Company Limited(タイ国)
サービス名	SPACEIPサービス	スーパーバードIP-VSATサービス	IPSTAR衛星ブロードバンド
使用周波数帯	Kuバンド	Kuバンド ※ただし、下記実証実験等はKaバンドを使用	Kuバンド ※ただし、制御用基地地球局-衛星間はKaバンド使用
機器購入費	約60万円/局 (レンタル:月額2~3万円/局)	約40万円/局	約11~12万円/局(想定)
機器設置費	40万円~(設置場所による)	20~100万円(設置場所による)	7~8万円/局(想定)
月額利用料金	【ライトプラン】10万円/局 【スタンダードプラン】20万円/局 ※ISP料金込み	回線利用料 5万円/局 端末管理料 0.5万円/局 ISP料金 0.5万円/局 合計 6万円/局	【1Mbps】4千円/局(想定) 【512Kbps】3千円/局(想定) ※ISP料金込み
回線速度 (ベストエフォート)	【ライトプラン】 下り5Mbps、上り1Mbps 【スタンダードプラン】 下り10Mbps、上り2Mbps	下り2.5Mbps、上り512kbps	最大下り4Mbps、上り2Mbps
サービス提供状況	2007年4月より商用サービス開始 (法人を対象とした「利用者直接受信型」)	2006年10月より商用サービス開始 (法人を対象とした「利用者直接受信型」)	日本では未提供 (2009年第一四半期を目標にサービス開始の準備中)
デジタル・ディバイド 解消への取組	「拠点一括受信型」により実証実験 や試験サービスを実施 (東京都小笠原村・鹿児島県十島 村・沖縄県南大東村)	「拠点一括受信型」により実証実験 を実施。また、BBSAT社と共同で 「利用者直接受信型」により個人向 けサービス提供を計画し、2008年 度において実証実験・デモンスト レーションを実施する予定。	「利用者直接受信型」ならびに「拠点 一括受信型」により個人向けサービ ス提供を計画。 タイ、豪州、ニュージーランド等にお いて商用サービスを提供中

(各社へのヒアリングを基に総務省作成)



北米における衛星インターネットの動向

衛星インターネット利用：約60万世帯
(2007年時点)

Kaバンドにより更なる高速化・低料金化

WildBlue (Kaバンド衛星インターネット):
2005年6月サービス開始し2年間で
約26万世帯が加入

※ VSAT導入費用：約5万円強
月額利用料金：約5千円～9千円



日本で誰が提供？：サービス主体はBBSAT

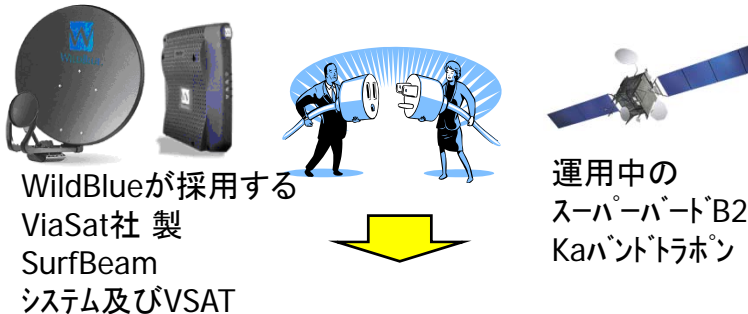


BB SAT社が主体となり、宇宙通信のスーパーバード衛星を用いたKaバンド衛星インターネットサービスを計画中です。

- ※ BB SAT社は、日米双方の衛星通信業界及び市場に精通した実務経験者により米国で設立された企業です。
- ※ 宇宙通信は、Kuバンドより広帯域なKaバンドトラポンを提供します。

どのように提供？：確実なプラットフォーム

既存システムを活用した高い実現性・信頼性



日本初のKaバンド衛星インターネットサービス

いつから提供？：2008年度のスケジュール

2008年上期に実証試験
地方自治体様に性能評価して頂くと共に、インターネット接続事業者様とサービス体制の確立を目指します。

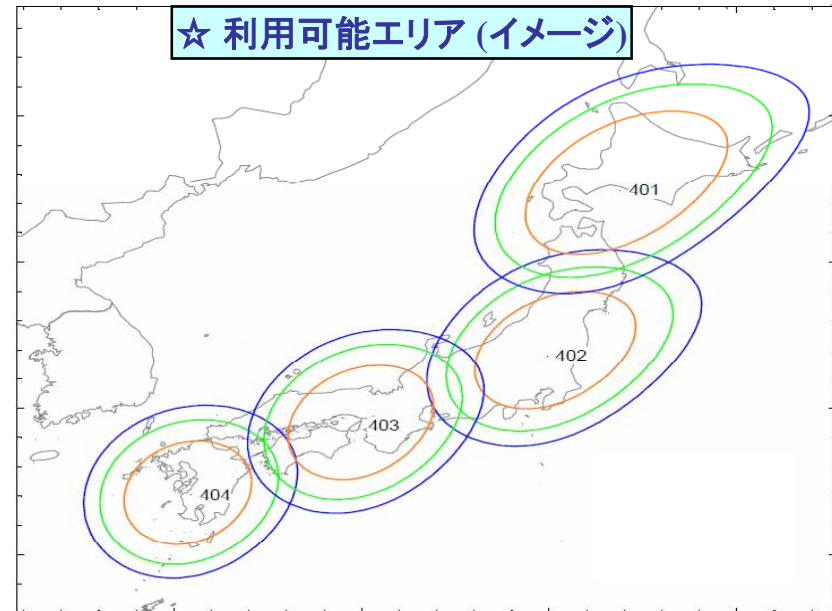
2008年度内に商用サービス開始予定

- ※ 利用世帯毎に直接VSATを設置し、米国並の低料金で、上り512kbps・下り2Mbps共用サービスを提供。(多彩なプラン設定)
- ※ VSAT以外の設備投資は不要の為、効率良いブロードバンド整備促進が可能です。(数万世帯のデジタルデバイス解消可能)

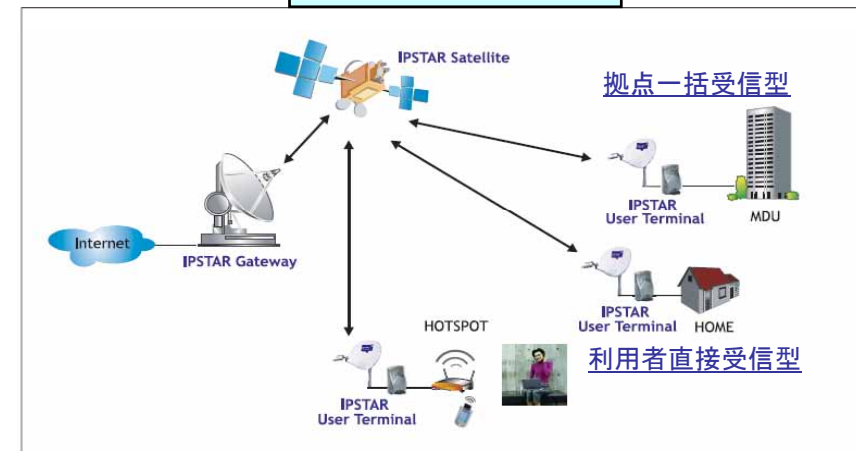
ipstar * サービス概要
Broadband Satellite

- IP通信専用設計されたブロードバンド衛星を利用した、個人でも購入可能な衛星インターネットサービス
- タイ、オーストラリア、ニュージーランド等、アジア・太平洋地域で約10万の実績
- 衛星通信の弱点と言われた、強い降雨による電波減退を防止する機能を装備
- 日本向け衛星ビームは4本 (最大通信容量2.5~3Gbps)、本土から大きく離れた島を除き、日本全域をカバー
- 高速モデム(50~100万円/局)の利用により、最大10~34Mbpsでの通信も可能
- 基地局アンテナが送受信するデータは、日本国内の接続ポイントからインターネットへ流れる(タイは経由せず)
- ユーザーへのサービス提供は(日本の)提携ISP様から、当社の日本法人は、衛星回線の卸販売が中心

☆ 利用可能エリア (イメージ)



☆ サービス構成図



- ・世帯数300世帯の離島を想定
- ・JSAT(株)のSPACEIPサービス(スタンダードプラン)を活用

◆衛星地球局1局あたりの整備費用

- ① 登録費 : 2万円
 - ② 標準工事費 : 40万円～(※1)
 - ③ アンテナ及び屋内機器購入費 : 60万円～(※2)
- 合計 : 102万円～

◆衛星地球局1局あたりの衛星回線使用料

月額20万円
(下り10Mbps上り2Mbpsベストエフォート型)

※1 設置場所、設置方法等により変動する
※2 アンテナの種類等により変動する

試算

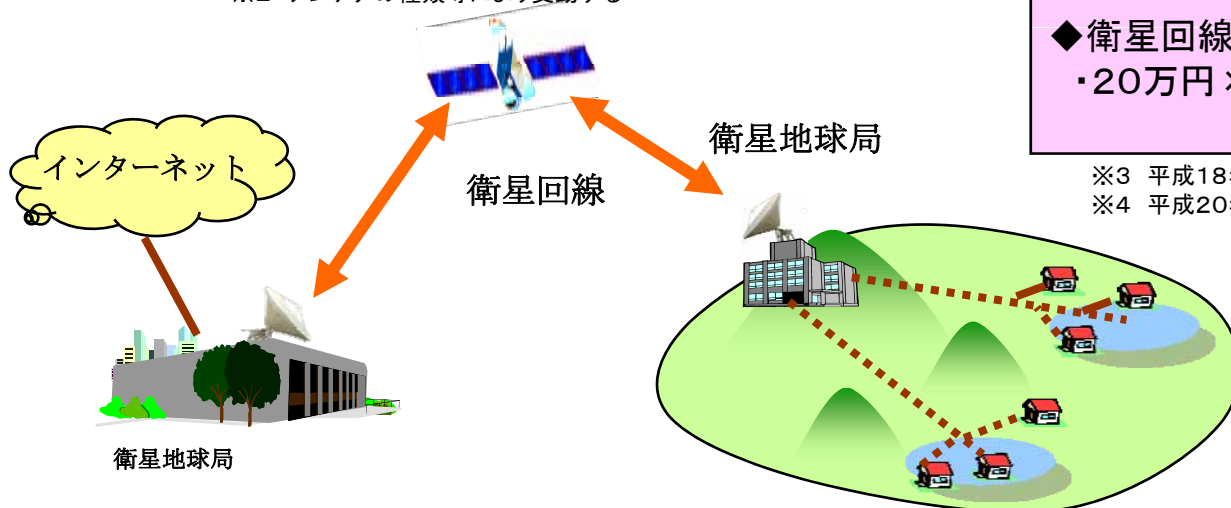
(例1) 1局を10世帯で共有(※3)する場合

- ◆衛星地球局整備費用
・102万円 × 30(300/10) = **3,060万円**
(10万円/世帯)
- ◆衛星回線使用料(月額)
・20万円 × 30(300/10) = **600万円**
(2万円/世帯)

(例2) 1局を80世帯で共有(※4)する場合

- ◆衛星地球局整備費用
・102万円 × 4(300/80) = **408万円**
(1.4万円/世帯)
- ◆衛星回線使用料(月額)
・20万円 × 4(300/80) = **80万円**
(2.6千円/世帯)

※3 平成18年度南大東村において実施した実証実験時の共有パターン
※4 平成20年度以降南北大東村において実施する予定の共有パターン



(注) 各世帯がブロードバンド・サービスを楽しむためには島内の地上系ネットワークの整備費用が別途必要となる。

○ 開発の目的

アジア・太平洋地域のデジタル・ディバイド解消等に必要ながガビット級のインターネット通信を可能とする技術の確立を目的に、情報通信研究機構(NICT)と宇宙航空研究開発機構(JAXA)が開発した研究開発衛星。

○ 通信機能

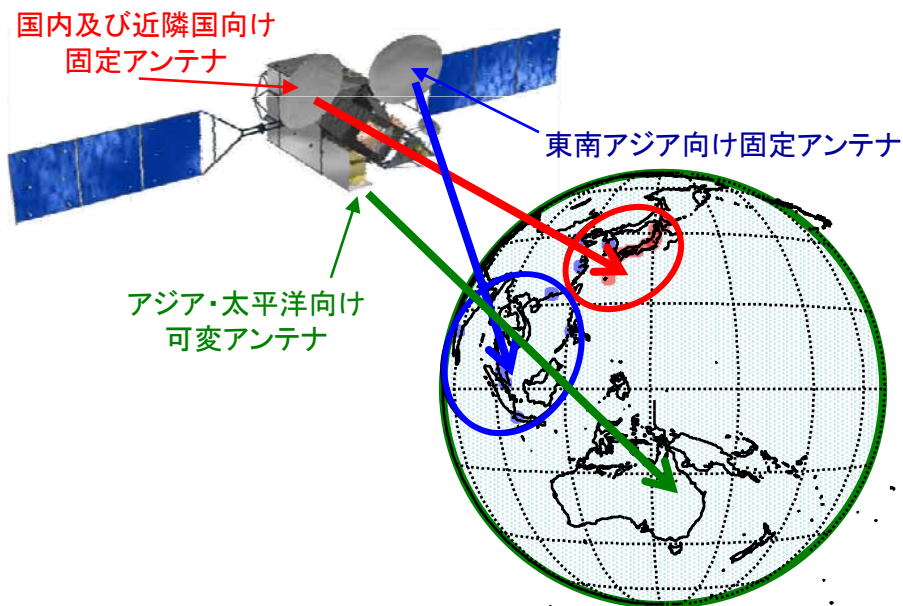
衛星搭載交換機による方式で上り・下り最大155Mbps、ベントパイプ(交換機を通さない方式)で最大1.2Gbpsまでの通信が可能。

固定の高利得アンテナで日本国内及びアジア主要都市をカバーし、可変のビームアンテナでアジア太平洋地域を広くカバーする。

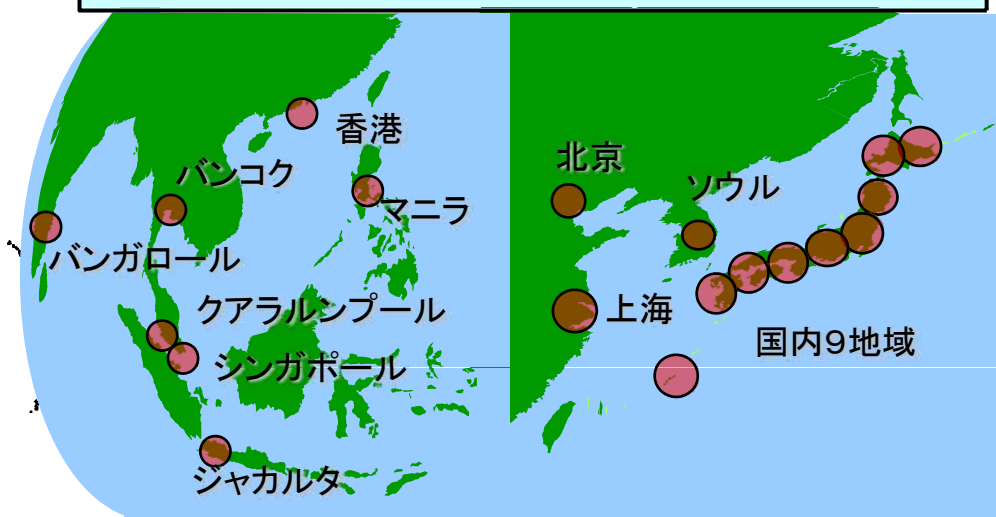
○ 実験概要

衛星開発機関による基本実験の他、10カ国の41機関から53件の利用実験提案(このうち海外は、17機関から26件)を採択。実験内容は、電波伝搬、ネットワーク技術等、基礎的なものから、災害対策、医療、教育等のアプリケーションまで様々な分野にわたる。

平成20年2月打上げ。衛星の初期機能確認期間(約4か月)を経て、順次実験実施の予定。



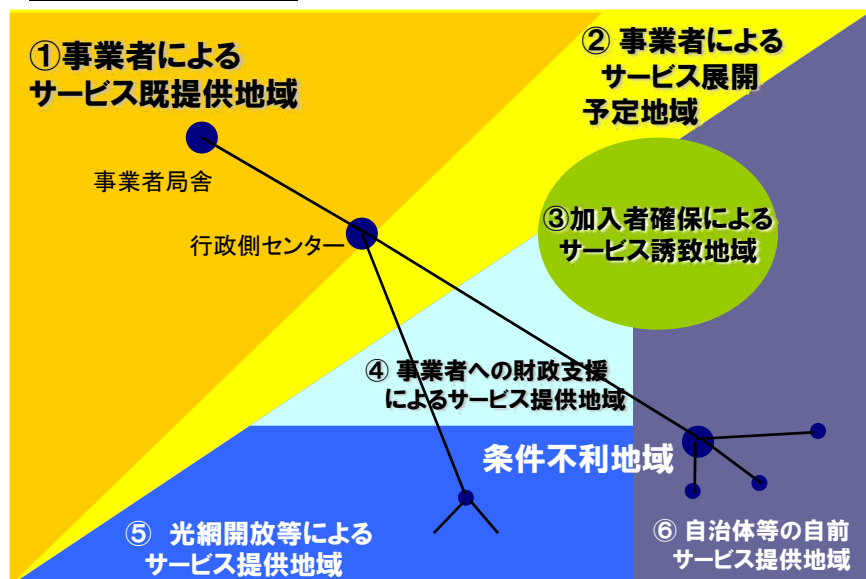
固定の高利得アンテナによるカバーエリア



条件不利地域における整備手法の例

民設民営	i 民間事業者による整備(下図①②) ・民間事業者が独自に事業展開、サービス提供
	ii 加入者・需要の保証による整備(下図③) ・住民、自治会、行政等が取りまとめた整備後の加入見込みに基づき、民間事業者が事業展開、サービス提供
	iii 事業者に対する財政支援等による整備(下図④) ・地方自治体等が整備費等に係る一定の財政支援等を行い、民間事業者が事業展開、サービス提供
公設民営	iv 地方自治体等の光網等開放による整備(下図⑤) ・地方自治体等が整備、開放した光ファイバ網、施設等を用いて、民間事業者が事業展開、サービス提供
公設公営	v 地方自治体による独自の整備(下図⑥) ・民間事業者の事業展開が見込めない地域において、地方自治体がネットワークを整備し、サービス提供

整備のイメージ図



各整備方式のメリット・デメリット(主に地方公共団体から見た場合)

整備方式	メリット	デメリット
ii 加入者・需要の保証による整備(民設民営)	<ul style="list-style-type: none"> 行政の施設整備面での事務的負担が小さい 行政の施設整備負担がない 加入者獲得を同時に行うため、事業の見通しが立ちやすい 住民主導のため、地域ニーズに沿った整備や利用につながりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 整備の過程で実際に一定の加入を確保できるかどうかリスクが存在
iii 事業者に対する財政支援等による整備(民設民営)	<ul style="list-style-type: none"> 行政の事務的負担が小さい 行政の財政負担が、一般に公設方式に比べて小さい 専門的ノウハウがある事業者主導で事業を進めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供の内容や料金について必ずしも行政や住民のきめ細かなニーズが反映されるとは限らない(民間資産のため) 必ずしも競争により運営事業者を選定しないため、公設方式に比べてサービス内容が地域の要望に沿ったものにならない可能性がある
iv 地方公共団体等のネットワーク開放による整備(公設民営)	<ul style="list-style-type: none"> 行政がサービス条件の良い運営事業者を選択できる 整備したネットワークの多目的利用が可能 サービス提供の内容や料金について住民のきめ細かなニーズを反映しやすい(公有資産のため) 公設方式に比べて行政の管理運営に関する負担が小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 行政の事務的負担が大きい 行政の整備費用負担が大きい(各種支援措置が利用可能)
v 地方公共団体による独自の整備(公設公営)	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供の内容や料金について住民のきめ細かなニーズを反映しやすい(公有資産のため) 整備したネットワークの多目的利用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 行政の事務的負担が大きい 行政の整備費用負担が大きい(各種支援措置が利用可能) 公設民営方式に比べて、人材やノウハウ確保を含め行政の管理運営に関する負担が大きい

町の概要

磐梯町は、会津盆地北東部に位置し、町土の約46%は森林で占め、山々の南山麓を扇状に広がる丘陵地や山麓の湧水を水源とする一級河川の大谷川に沿って、農用地や居住地を構成している農山村地帯で山紫水明な地域です。

《磐梯町の紹介》

面積 : 59.69km²
 可住面積 : 2.2km²
 人口 : 3,951人
 世帯数 : 1,160世帯

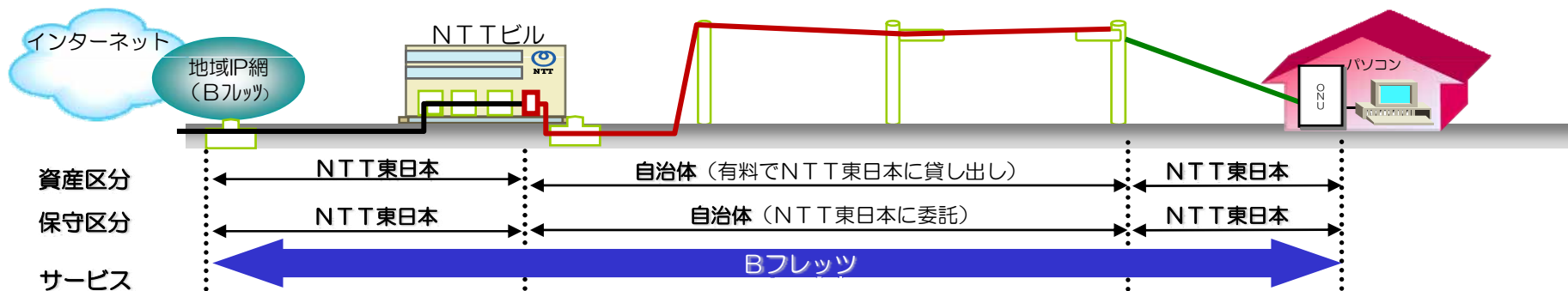


事業の内容

・整備の財源は、過疎債を活用（平成16年度に於いて整備）

〔参考〕

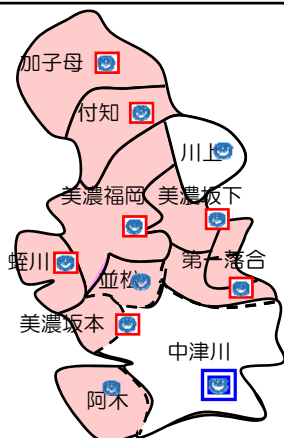
http://www.ttb.go.jp/joho/2007_03chiiki/bb_parts/bb_01_07.pdf



概要

【自治体概要】

- 岐阜県と長野県の県境に位置する、木曾川沿いに集落が連なる中山間地域。
- H17.2に8市町村により合併。
- 市内の情報通信格差の解消を目的にFTTH整備を計画。
 - －面積：676.38km²
 - －人口：85,769人
 - －世帯数：28,628世帯
 - －高齢化率：25.6%（平成19年4月末）



【事業実施前のブロードバンドサービス提供状況】

- 光プレミアム/ブルー：中津川ビルのみ提供
- ブルーADSL：並松ビル、阿木ビル、川上ビルを除くエリアで提供
- CATVインターネット：旧川上村にて提供

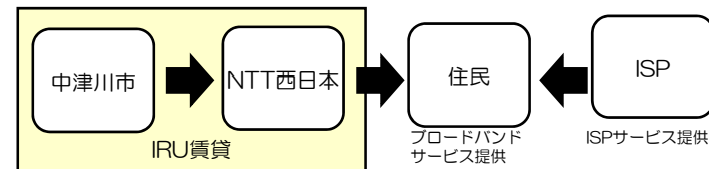
【中津川市FTTH整備事業概要】

- 事業名：中津川市情報通信ネットワーク整備事業
- 事業目的：合併に伴う市域内外の情報格差の解消
民間主導原則に基づきIRUによる民間サービス誘致
- 整備エリア：提供済みの中津川ビル、CATVサービス提供中の川上ビルとNTT東日本エリアの馬籠地区を除く市全域
- 整備範囲：加入者光ファイバ及び簡易型屋外設置BOX
- 財源：合併特例債・総務省交付金※等
- スケジュール：H18～22年度でFTTH整備予定

提供サービス概要

【IRU方式によるフレッツ・光プレミアムを提供】

- 提供スキーム：



- 提供料金：フレッツ・光プレミアムファミリータイプの料金
月額：4,970円（都市部と同等料金）
- サービス提供時期：H19.9（並松ビル）から順次提供

サービス提供のポイント

【IRUスキームの活用による財政支援】

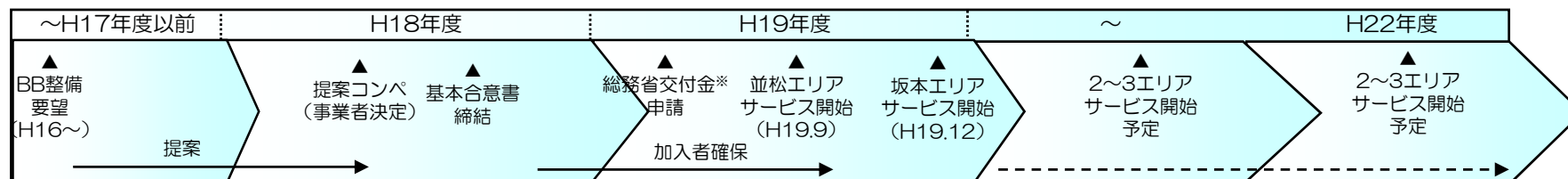
市中心部以外は事業者単独での光サービス提供は困難であったが、IRUスキームの活用により事業者の投資削減が図れた。

【中津川市主導による加入者確保】

エリア毎に一定数以上の加入者確保（仮申込）を中津川市主導で実施し、事業者の採算性が確保される一定数以上の加入者が集まった時点でサービス提供を行うことを中津川市と事業者において合意した。

【都市部と同等の品質確保】

提供済みエリアと同等のサービスを提供するため、NTT設計基準による設計、NTT仕様化物品・工法による施工工事を実施。



※総務省交付金：地域情報通信基盤整備推進交付金

（NTT西日本の情報提供に基づき総務省作成）

概要

【自治体概要】

- 村は福岡県中央部の東端にあり、大分県との県境に接し、英彦山～求菩提山地と古処～宝満山地との結節点にあたる中山間地域
 - 福岡県内の唯一のブロードバンドゼロ町村
 - －面積 : 51.93km²
 - －人口 : 2,765人
 - －世帯数 : 932世帯
 - －高齢化率 : 36.1%
- (平成19年7月末)



【事業実施前のブロードバンドサービス提供状況】

- 光プレミアム/フレッツ : 未提供
- フレッツADSL : 未提供
- CATVインターネット : 未提供

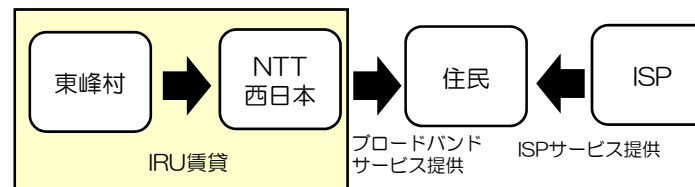
【東峰村ブロードバンド整備事業概要】

- 事業名 : 東峰村ブロードバンド通信環境整備事業
- 事業目的 : 村全域のADSL整備により、村における情報通信基盤についての地域格差が是正され、IT社会の恩恵を村民が等しく享受し、住民サービスの向上を図ることを目的とする。
- 整備エリア : 小石原ビル及び宝珠山ビルエリア
- 整備範囲 : DSLAM及び簡易型BOX
- 財源 : 福岡県市町村合併推進特例交付金
- スケジュール : H20.3.5よりサービス開始

提供サービス概要

【IRU方式によるフレッツ・ADSL（モアスペシャル）を提供】

●提供スキーム：



- 提供料金：フレッツ・ADSL（モアスペシャル）の料金
月額：2,413円（都市部と同等の料金）
- サービス提供時期：H20.3.5よりサービス開始

サービス提供のポイント

【IRUスキームの活用による財政支援】

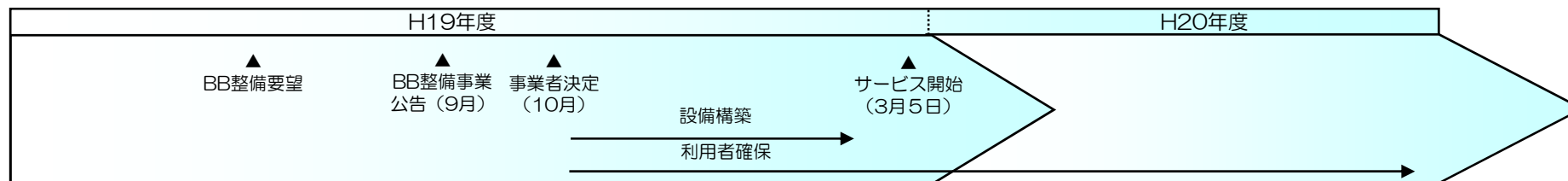
事業者単独でのブロードバンドサービス提供は困難であったが、IRUスキームの活用により事業者の投資削減が図れた。

【利用者確保】

アンケート及び関連団体への販売施策等により、事業者の採算性を確保できる。利用者数の獲得が可能となった。

【プロバイダフリーによるサービス提供】

特定のプロバイダに依存することなく、多数のプロバイダから選択できるため、現在のメールアドレスを変えることなくADSLサービスを受けることができる。



概要

【自治体概要】

- 京都府の最南端に位置し、村域の4分の3が山林
 - 京都府内唯一のブロードバンド・ゼロ町村
 - －面積：64.12km²
 - －人口：3,815人
 - －世帯数：1,207世帯
 - －高齢化率：30.7%
- （平成19年度末）



【事業実施前のブロードバンドサービス提供状況】

- 光プレミアム/ブロードバンド：未提供
- ブロードバンドADSL：未提供
- CATVインターネット：未提供

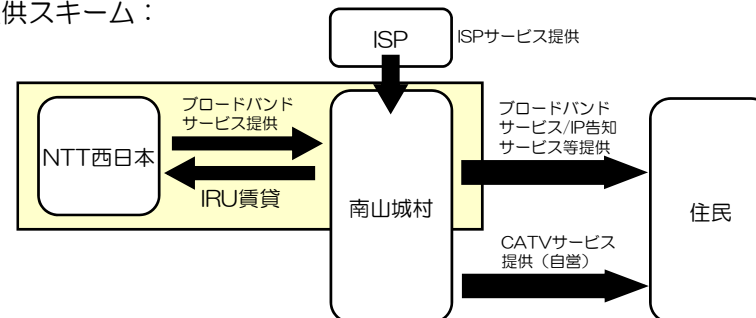
【南山城村FTTH整備事業概要】

- 事業名：南山城村地域情報通信基盤整備事業
- 事業目的：地上デジタル放送開始に伴う難視聴対策、デジタルデバインドの解消及び行政サービスの高度化
- 整備エリア：南山城村全域
- 整備範囲：放送設備、局内装置～宅内ONU及びBOX、IP告知サーバ等
- 財源：総務省 地域情報通信基盤整備推進交付金
- スケジュール：H18年度FTTH整備、H19.5～サービス開始

提供サービス概要

【IRU方式による特定地域向けIPデータ通信網サービスを提供】

●提供スキーム：



●自治体によるサービス提供料金：

- インターネット接続+IP告知 4,300円（ISP込）
- IP告知のみ 500円

●サービス提供時期：H19.5

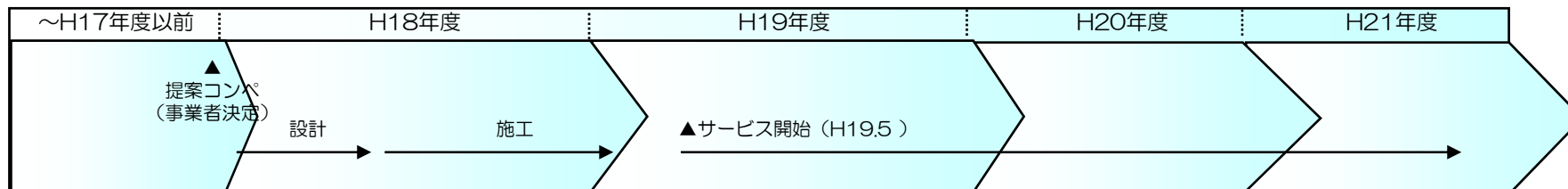
サービス提供のポイント

【自治体と事業者による一括契約】

本サービスは自治体設備を最大限に活用することで、事業者によるサービス提供予定の無いエリアにBBサービスを展開するため、自治体と事業者間での一括契約により事業者の採算性を確保した

【地域特化型サービスによる事業者投資の削減】

自治体への特化型サービスの要望により、都市部で提供されるひかり電話などの付加サービス提供に必要な事業者投資の削減が図れた



※総務省交付金：地域情報通信基盤整備推進交付金

（NTT西日本の情報提供に基づき総務省作成）

【光化の状況】

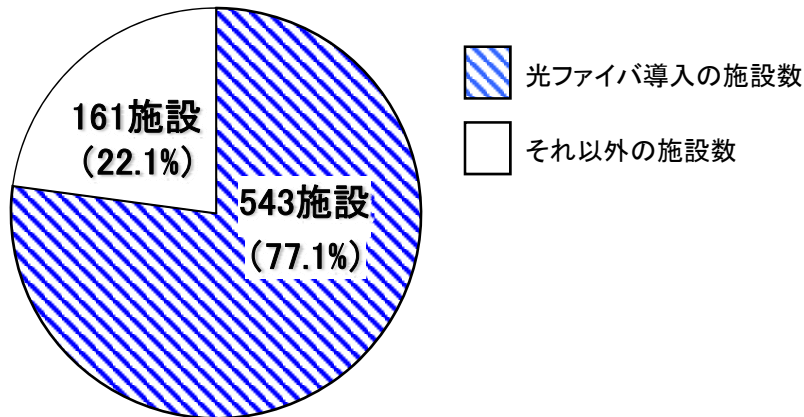
2006年度末時点で、自主放送を行う許可施設(704施設)のうち、543施設(77%)が幹線に光ファイバを導入。幹線の総延長に占める光ファイバの割合は40%。

【広帯域化の状況】

2006年度末時点で、自主放送を行う許可施設(704施設)のうち、511施設(73%)が、700MHz以上の帯域を確保。500MHz未満の施設が184施設(26%)。

光ファイバ導入の現状(2006年度末現在)

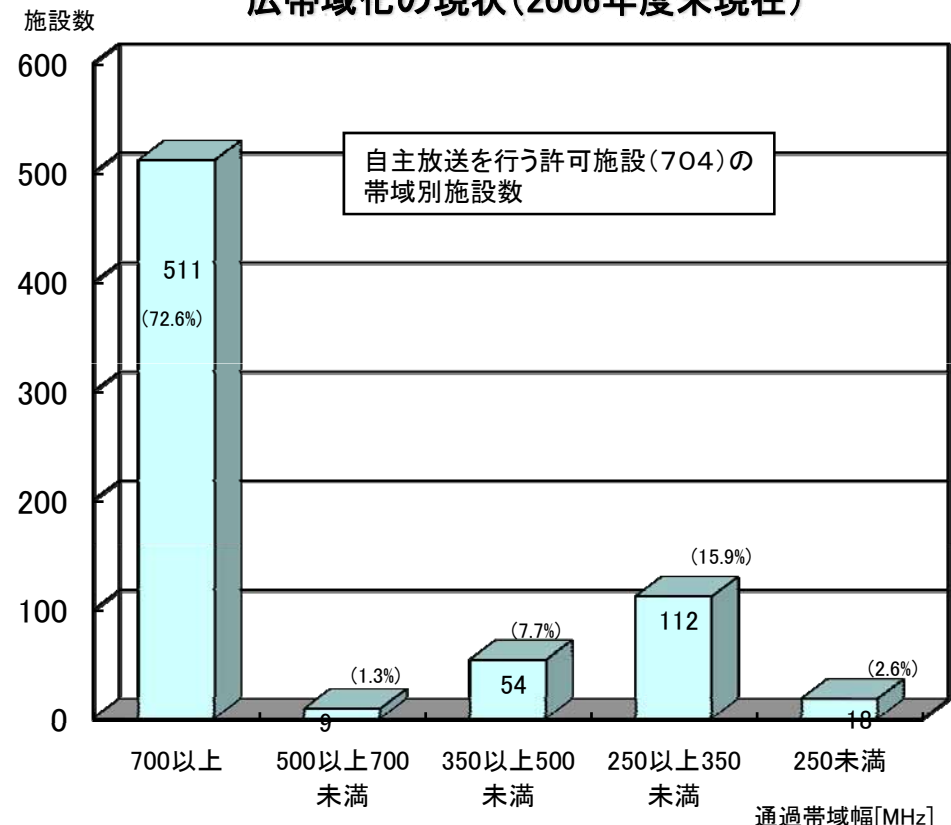
自主放送を行う許可施設(704)のうち、幹線に光ファイバを導入している施設数は543施設



ケーブルテレビの幹線光化率

	2004年度まで	2005年度まで	2006年度まで
幹線光化率	30.1%	32.0%	39.7%
幹線路(km)	164,755	198,441	213,105
光ファイバ(km)	49,601	63,592	84,506

広帯域化の現状(2006年度末現在)



1 DOCSIS 3.0とは

HFC*上のケーブルインターネットの大幅な高速化を可能とするケーブルモデムの仕様。1チャンネル当たり30～40Mbps程度の現行のDOCSISモデム仕様を拡張し、複数チャンネルを束ねて同時に使う「周波数ボンディング」と呼ばれる技術を用い、上り下りともFTTH並みの120Mbpsから最大1.2Gbps程度の速度を実現可能。

2 メリット

- ① ケーブルテレビの空きチャンネルを有効活用して経済的にFTTH並みの速度を実現。
- ② 従来のDOCSISモデムと混在して使用可能。
- ③ 束ねるチャンネル数を徐々に増やすことにより需要に応じて高速化を図ることが可能。

3 標準化の状況

- ・ 米国ケーブルラボにて、2006年2月に暫定版仕様を取りまとめ。
- ・ 日本ケーブルラボからも米国ラボに対し日本の事業者の要求を伝達。

4 製品製造の状況

- ・ 各メーカーから、DOCSISワイドバンドモデム(4チャンネルボンディング可能なもの)が出ている。
- ・ 2008年後半にDOCSIS3.0対応機器(最大32チャンネルボンディング可能な機器)が出る予定。

*HFC: Hybrid Fiber Coax

基幹部分に光ファイバ、ユーザ宅への引き込みに同軸ケーブルを用いるCATV網のネットワーク構成方法

DOCSISワイドバンドモデム導入事業者一覧

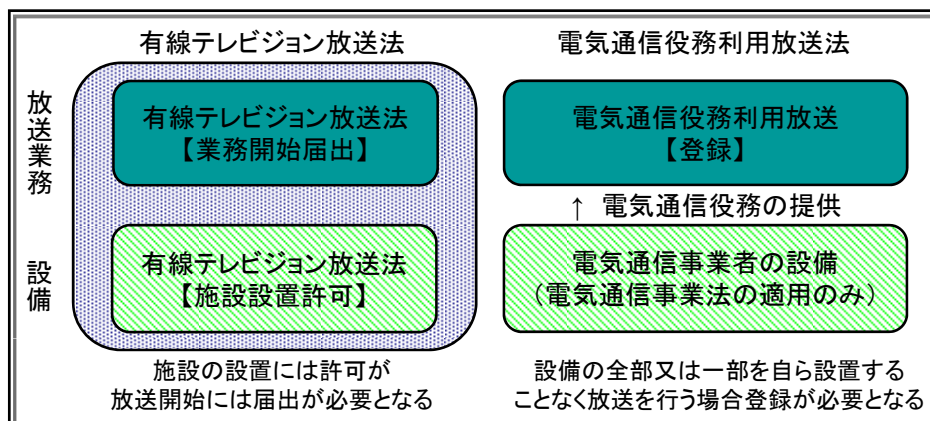
現在、26社がDOCSISワイドバンドモデムを利用した高速インターネットサービスを提供しており、今後、3社がサービスを予定している。(2008年1月現在)

地域	事業者	サービス時期 (予定含む)	サービス速度※ (下り/上り)	月額※ (セット/ 単独価格)
東北	(株)秋田ケーブルテレビ	H19.5	120Mbps	¥5,250
関東	宇都宮ケーブルテレビ(株)	H18.11	120Mbps	¥5,775
関東	(財)東京ケーブルビジョン	H19.6	110Mbps	¥4,990
関東	東京ペイネットワーク(株)	H19.4	80Mbps	¥5,565
関東	入間ケーブルテレビ(株)	H19.11	80M/2Mbps	¥5,250
関東	(株)ジェイコム関東	H19.10	160M/10Mbps	¥6,300
関東	ケーブルネット埼玉(株)	H19.10	120M/10Mbps	¥5,775/¥6,300
関東	豊島ケーブルネットワーク(株)	H19.9	120M/10Mbps	¥5,250
東海	(株)ケーブルテレビ可児	H18.12	120M/10Mbps	¥5,275
東海	(株)シーテック	H18.10	100Mbps	¥4,980
東海	ひまわりネットワーク(株)	H19.12	160Mbps	¥5,750
東海	(株)キャッチネットワーク	H19.10	120M/10Mbps	¥5,880/¥6,142
東海	(株)アドバンスコープ	H18.11	160Mbps	¥4,725/¥5,460
東海	知多メディアネットワーク(株)	H19.11	120Mbps	¥5,590
東海	(株)アイティービー	H19.12	160M/13Mbps	¥5,985
東海	(株)ケーブルネット鈴鹿	H20春(予定)	100Mbps超	未定
東海	(株)シー・ティー・ワイ	H20春(予定)	160Mbps	未定
東海	(株)ZTV	H19.11	100M/5Mbps	¥5,565
東海	中部ケーブルネットワーク(株)	H19.4	120Mbps	¥5,500
近畿	(株)ジェイコムウエスト	H19.9	160M/10Mbps	¥6,300
近畿	(株)ケーブルテレビ神戸	H19.9	〃	〃
近畿	(株)ケーブルネット神戸芦屋	H19.9	〃	〃
近畿	(株)ベイ・コミュニケーションズ	H19.6	120M/10Mbps	¥4,935/¥7,959
中国	(株)倉敷ケーブルテレビ	H19.11	100Mbps	¥5,565
中国	(株)ふれあいチャンネル	H19.7	120Mbps	¥3,990/¥5,040
四国	(株)ハートネットワーク	未定	120Mbps	未定
四国	香川テレビ放送網(株)	H19.10	100M/1.5Mbps	¥4,830/¥5,460
九州	CTBメディア(株)	H19.4	120M/5Mbps	¥5,040/¥6,090
九州	大分ケーブルテレコム(株)	H18.12	120M/5Mbps	¥5,250

※ 各社ホームページから抜粋

1 法の概要

- 通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、ケーブルテレビ等の設備利用の規制緩和を行うことを目的として平成13年6月に制定、平成14年1月から施行されたもの。
- これにより、ケーブルテレビについては、従来の有線テレビジョン放送法では、許可に基づきソフト番組を提供する者がハード(設備)を自ら設置して放送を行うものであったが、本法の適用により、登録に基づきハードの全部又は一部を自ら設置することなく電気通信事業者の設備を利用して放送を行うことが可能となったもの。



2 具体的な規律

- 電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録が必要 (※)
- 放送設備に関する電気通信役務利用放送のための技術基準への適合義務
- 放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要
- 業務区域内での役務提供義務
- 番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用

※ 地上放送事業者は、自らの放送対象地域内で電気通信役務利用放送の業務を行うことができない。

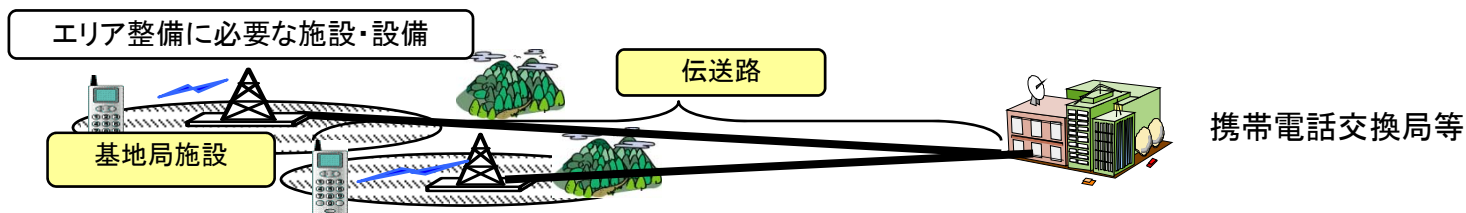
◇電気通信役務利用放送事業者(有線)の登録状況 (H20.2.29現在)

会社名	登録日	方式	業務区域	参入
東京ベイネットワーク株式会社	H14.9.20	従来方式	東京都江東区等	
株式会社テレビ津山	H15.9.1	従来方式	岡山県津山市等	
株式会社メディアリンク	H15.10.29	従来方式	山口県周南市等	
株式会社ケイ・キャット	H15.11.18	従来方式	近畿地方一帯	
株式会社愛媛CATV	H15.12.26	従来方式	愛媛県松山市等	
株式会社 オプティキャスト	H16.2.25	従来方式	東京都23区、大阪府大阪市等	※
株式会社 ケーブルテレビジョン東京	H16.3.24	従来方式	東京都港区等	
株式会社JCN横浜	H16.8.25	従来方式	神奈川県横浜市金沢区等	
株式会社 ベイ・コミュニケーションズ	H17.5.31	従来方式	大阪府大阪市、兵庫県尼崎市等	
東京ケーブルネットワーク株式会社	H17.6.15	従来方式	東京都文京区等	
株式会社STNet	H17.8.5	従来方式	徳島県徳島市等	※
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H17.9.26	従来方式	奈良県奈良市、京都府宇治市等	
豊島ケーブルネットワーク株式会社	H18.10.24	従来方式	東京都豊島区全域及び板橋区の一部	
鹿児島光テレビ株式会社	H19.4.24	従来方式	鹿児島県鹿児島市の一部	※
ビー・ビー・ケーブル株式会社	H14.7.24	IPマルチキャスト方式	全国	※
KDDI株式会社	H15.10.3	IPマルチキャスト方式	山口県、沖縄県以外の全国	※
株式会社 オンラインティーヴィ	H16.6.30	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社アイキャスト	H17.5.26	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社クーレボ	H20.2.29	IPマルチキャスト方式	全国	※

注:参入欄の※は、新規参入事業者を指すもの。それ以外は、有線テレビジョン放送事業者からの移行事業者を指すもの。



携帯電話のエリア整備の推進（案）



携帯電話等エリア整備支援事業(電波利用料財源)

基地局施設整備

- 1 事業主体 : 市町村
- 2 対象地域 : 過疎地、辺地、離島、半島、山村
特定農山村又は豪雪地帯
- 3 補助対象 : 基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)
- 4 負担割合

【100世帯以上】

国 1/2	自治体 1/3	事業者 1/6
----------	------------	------------

【100世帯未満】

国 2/3	自治体 2/9	事業者 1/9
----------	------------	------------

伝送路整備

- 1 事業主体 : 公益法人
- 2 対象地域 : 過疎地、辺地、離島、半島、山村
特定農山村又は豪雪地帯
- 3 補助対象 : 伝送路
- 4 負担割合

【100世帯以上】

国 1/2	公益法人 1/2
----------	-------------

【100世帯未満】

国 2/3	公益法人 1/3
----------	-------------

※ 平成20年通常国会に提出中の電波法改正法案の成立が前提。

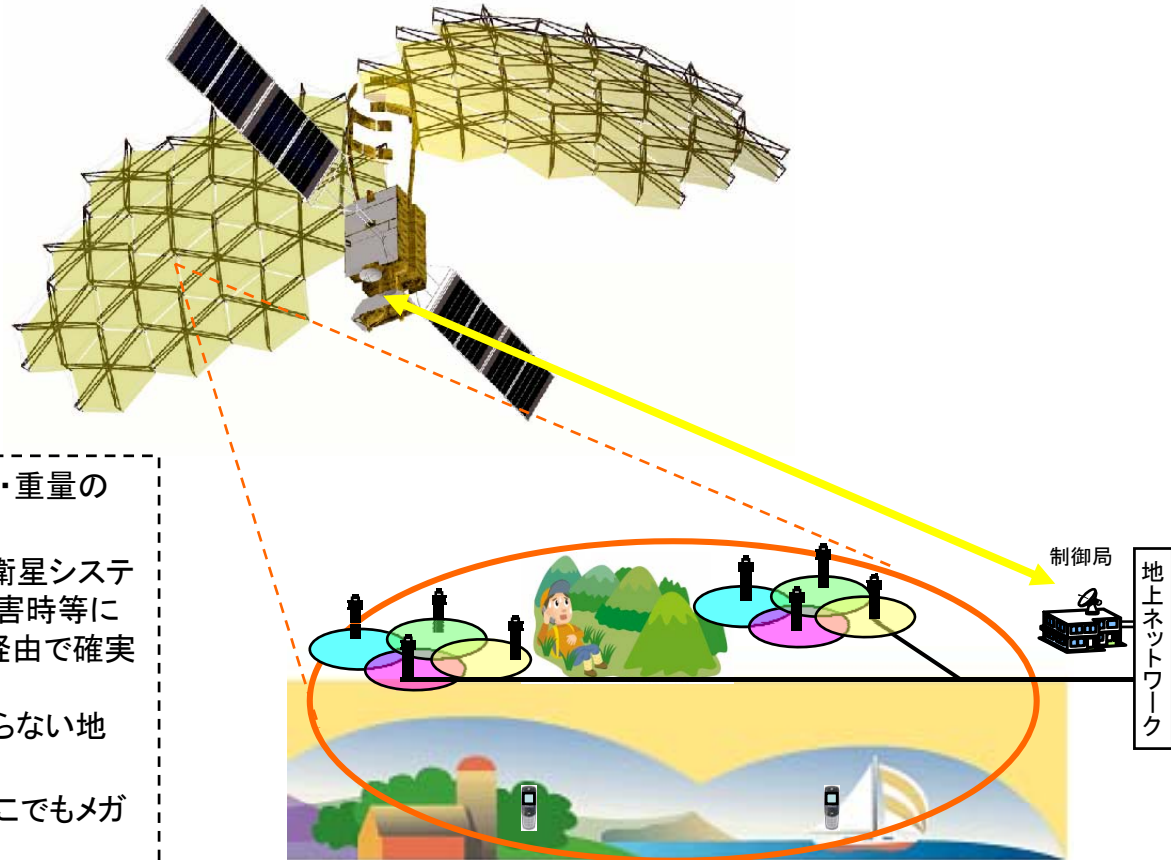



地上/衛星共用携帯電話システムの研究開発

STICS: Satellite/Terrestrial Integrated mobile Communication System

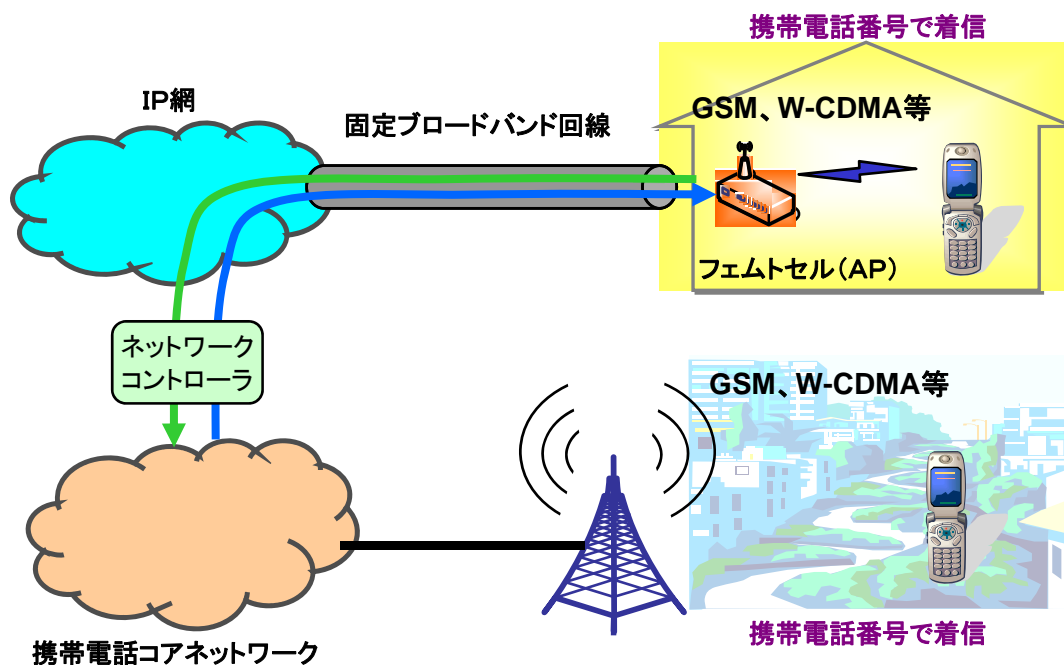
- 全国どこでも携帯電話が利用できる、地上携帯電話システムと衛星システムを統合したシステム。
- 2015年頃の実用化を目指し、2008年度より研究開発を開始予定。

大型展開アンテナ搭載衛星
(きく8号)の例



- 携帯電話程度の大きさ(100×50×20mm)・重量の端末等で音声通信が可能 
- 1台の携帯電話で、地上システムあるいは衛星システムのいずれを介しても通信可能(大規模災害時等において地上システムが損壊等しても、衛星経由で確実に通信が可能)
- 山岳地域や沿海域など携帯電話のつながらない地域でも通信可能
- 少し大きめのアンテナ・端末により、全国どこでもメガビット級の高速移動通信が可能

- フェムトセル: GSMやW-CDMAといった携帯電話の基地局を小型化し、無線LANルーターのように扱えるようにしたもの
- 無線LANやBluetoothに対応したデュアル端末でなくてもFMCが実現可能
- 屋内ではAP経由で通信するため、屋内カバレッジを改善→基地局設営コストの低減可能



◆ 屋内に設置されるため、屋内に電波が届きにくい周波数帯であってもカバー可能。

◆ 多数の基地局が設置されることで、広帯域サービスのバックボーンが実現。

出所: 総務省「モバイルビジネス研究会報告書」

参考: 新競争促進プログラム2010(総務省 平成19年10月23日改定)
モバイルビジネス活性化プラン(総務省 平成19年9月21日)

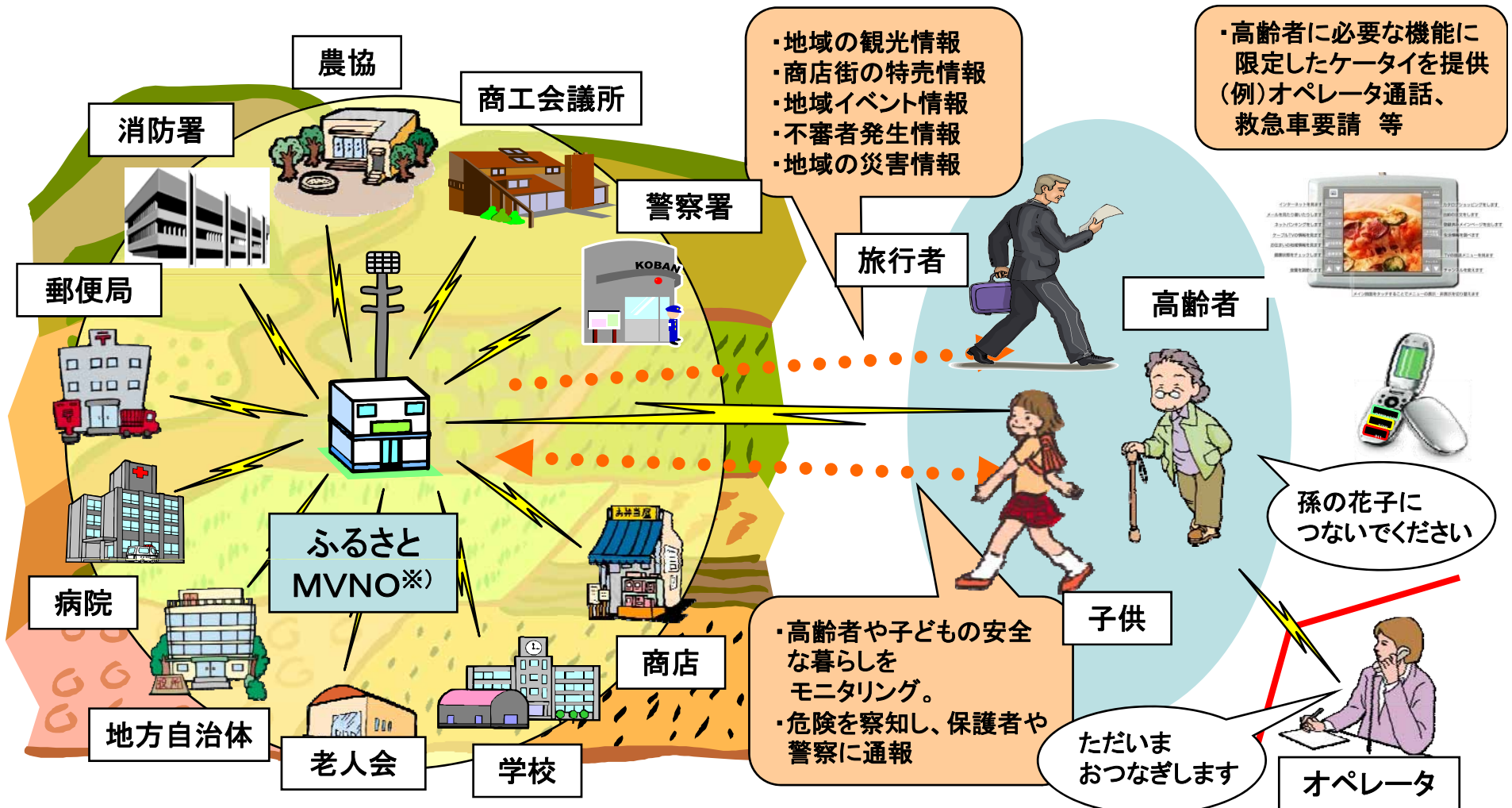
2. 具体的施策

- (3) モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進
- (e) モバイルアクセス網の多様化の推進

また、フェムトセルの導入に係る法制上の取扱いについて、07年度末を目途に一定の結論を得る。

携帯電話のMVNO※)を用いて、地域の高齢者が使い易いよう端末の機能を一部限定したサービス、GPS機能を用いた高齢者や子供のモニタリングサービス、地域住民に商店街の特売情報や地域のイベント情報を提供するサービス等、地域産業の振興及び地域社会の再生に資する事業を展開。

※)MVNO: Mobile Virtual Network Operator。携帯電話などの無線通信インフラを他社から借りて、無線通信サービスを提供する事業者のこと。



Jitterbug (米国) の概要

- Jitterbugを販売するGreatCall社はSprint社のMVNOで、高齢者向けの携帯電話事業を行っている会社。
- 料金は月額10ドルから。通常の通話の他、オペレータに電話をすると1回あたり5分+実際の通話時間分の通話料が必要。
- Jitterbugオペレータに電話したい相手の名前を伝えれば、その相手に転送。コミュニティ内の交流を活性化するのに適している。



YES/NOボタン

YES/NOを選んで操作できるため、簡単に操作することが可能。

オペレータボタン

Jitterbugオペレータに電話。複雑な操作はオペレータが行ってくれる。

ダイレクトダイヤルボタン

あらかじめ登録した番号に電話。ボタンは「FRIEND」「HOME」「TOW」「WORK」「MY PHONE」の中から選択可能。

911ボタン

緊急通報サービスに電話。

オペレータボタンを押すだけで通話開始



もしも。孫のジェーンにつないでいただけますか。

オペレータが電話を転送
(オペレータは利用者がよく電話をする連絡先50件のリストを見ることができる)

かしこまりました。少々お待ちください。



もしも。おばあちゃん？

転送後は通常の通話として通話可能



Jitterbugのカバーエリア



■ Jitterbug利用可能

- 全米で利用可能
- 推定ユーザー数10,000人
(2007年9月現在)

「地方再生戦略」（抜粋）（平成19年11月30日地域活性化統合本部決定、平成20年1月29日一部改定）

第3 地方の課題に応じた地方再生の取組

5 課題分野別の基本的施策

(1)生活者の暮らしに関する基本的施策

イ 安心できる暮らしの実現

(イ)高齢化への対応

・・・地域の医療・介護等のニーズに対応できる郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業（「ふるさとケータイ事業」）の創出・・・に取り組む。

「ITによる地域活性化等緊急プログラム」（抜粋）（平成20年2月19日IT戦略本部決定（「骨子」決定は平成19年11月19日））

Ⅲ 地域活性化と豊かな暮らしの実現に向けた施策の展開

2. 中小企業の生産性の向上や地場産業の成長力強化への支援

(2) 地場産業の再生支援

地場産業の再生・創出支援においてITの利活用は有効である。国民に広く浸透している携帯電話を活用し、「ふるさとケータイ事業」（地域を対象とするMVNO^注）を実現することにより、地域の活性化、地域住民へのサービス向上等を実現できる。このため、事業参入のためのガイドラインの整備や卸電気通信役務の料金の透明性の確保等に早急に取り組み、MVNOの円滑な実現を推進する。

注） MVNO： Mobile Virtual Network Operator の略で、携帯電話などの無線通信インフラを他社から借りて、無線通信サービスを提供する事業者のこと。

《主な取組例》

§ 新規の取組

- ・ 地域ニーズに合致したモバイルビジネス創出に資するMVNO事業化ガイドラインの再見直しや卸電気通信役務の標準プラン策定の検討促進等の実施

個々の地域の事情に応じたICTの高度利活用方策について、意欲ある自治体が「知恵」を創出・普及させることにより、デジタルインフラの潜在力をフルに発揮

[地域再生の課題例]

デジタル・ネットワークインフラ整備
(ブロードバンド接続・携帯電話・地上デジタル放送)

ICTの高度利活用

市場(商圏)の拡大
生産性向上(ASP SaaS 等)

地場産業の活性化

テレワークによる距離を越えた雇用の実現
高齢者・障害者の雇用機会創出

地域の雇用創造

多言語観光音声ガイド等提供
インターネットによる地域コンテンツの世界発信

観光の振興

遠隔相談・行政サービス向上
電子調達によるコスト削減

地方行政の効率化

お年寄り・子供の在宅検診の提供
e-ラーニングシステムによる地域教育の支援

医療・教育など
公共サービス確保

主要ICTサービスの提供
(放送、携帯電話、高速インターネット接続)
→企業誘致・定住促進

地域経済の活性化

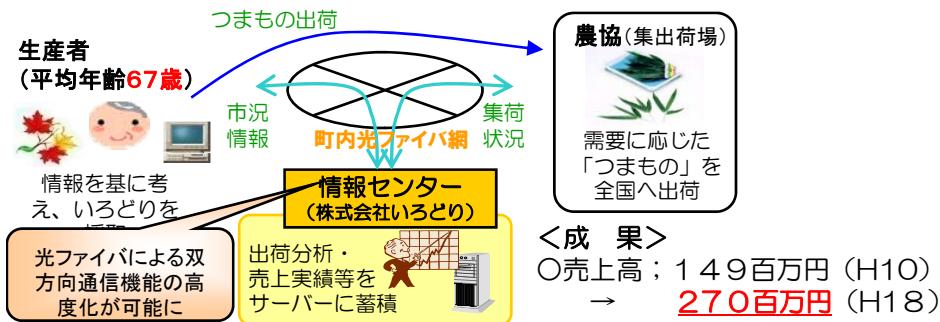
地域コミュニティの活性化

デジタル・ディバイド解消だけでは、地域再生への効果は限定的
(利活用の促進がなければ、「宝の持ち腐れ」になりかねない！)

高齢者による地場産品ビジネスの創造

彩（いろどり）事業（徳島県上勝町）

◆日本料理の演出用の「つまもの」の生産主体である高齢者がICTを活用。生産者と農協、情報センターをネットワークで結び、受発注情報・市況情報を迅速に共有、効率的な生産・出荷管理を実現。



「加入者系光ファイバ網設備整備事業」平成17年度交付額 2.9億円

地域産品のブランド化におけるICT活用

りんごまるかじり条例実証モデル事業（青森県板柳町）

◆ICTを活用した全町のりんご生産情報公開システムを構築。板柳町生産のりんごが「安心してまるかじりできるりんご」として消費者に認められ、ブランド化。市場価格を上回る価値を獲得。

【まるかじりりんご】

平成13年産りんごを100とした場合のりんご価格推移 (平成16年7月集計値)

	平成13年産	平成14年産	平成15年産
青森県全体	100.0	105.0	117.4
JAIいたやなぎ	100.0	94.4	134.0

市場価格を14%上回るプレミアム価格を実現

消費者向けに栽培履歴等を「見える」化 (トレーサビリティの実現)

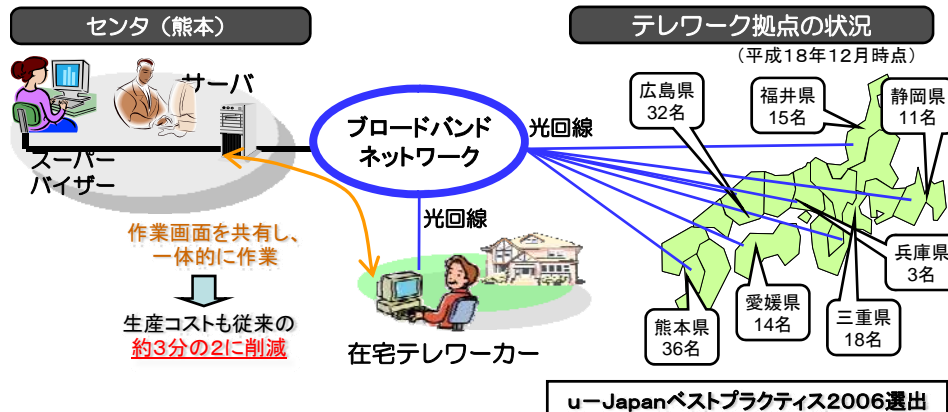
※青森県全体は同県による全国主要市場調査の消費地価格を、JAIいたやなぎ積算数値は、加工りんごを含む出荷市場仕切価格をベースに算出した20kg原箱換算価格。

「地域情報化モデル事業交付金」平成14年度補正・交付額 2千万円

テレワークによる地域雇用の創造

光ブロードバンドテレワークシステム((株)エヌ・ティ・ティネオメイト)

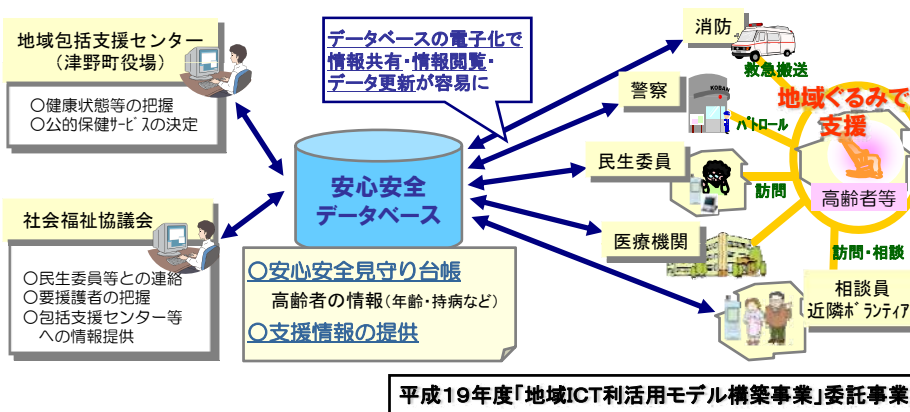
◆デジタル地図の作成・保守業務に、熊本・広島など7県・129名の在宅テレワーカーを雇用（うち障害者55名、母子家庭27名）。地域の雇用創造に貢献。



ICTによる高齢者生活支援

高齢者見守り・助け合い支援システム（高知県津野町）

◆データベース共有により、地域の関係機関や近隣ボランティア等が連携し、高齢者等の要援護者の見守り・助け合いを円滑に行える、安心安全な地域社会生活を実現。



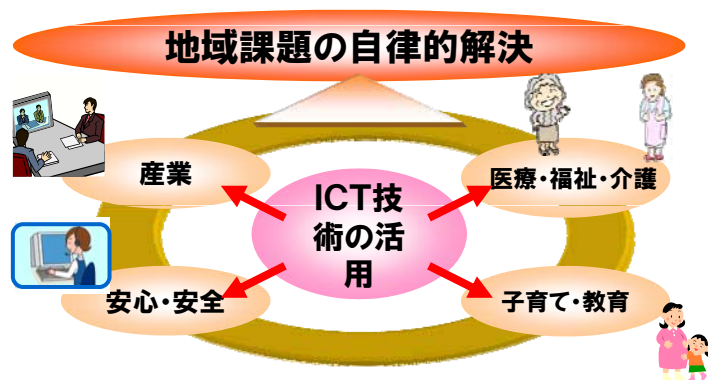
【施策の目的】

地域経済の活性化や少子高齢化への対応等地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化とその成果を踏まえたICT利活用の普及促進を図る。

【施策の概要】

地方公共団体及び民間団体等に対し、ICTの利活用による地域課題の解決や住民の利便性の向上に資する汎用的なICT利活用モデルの構築(企画、設計、開発等)を委託する。

委託先は、モデルの構築後その成果物を国に提出し、国はその成果物を必要に応じて他の団体に提供することにより、モデルの全国展開を図る。



【所要経費】

平成20年度予定額
1,800百万円

平成19年度予算額
1,800百万円

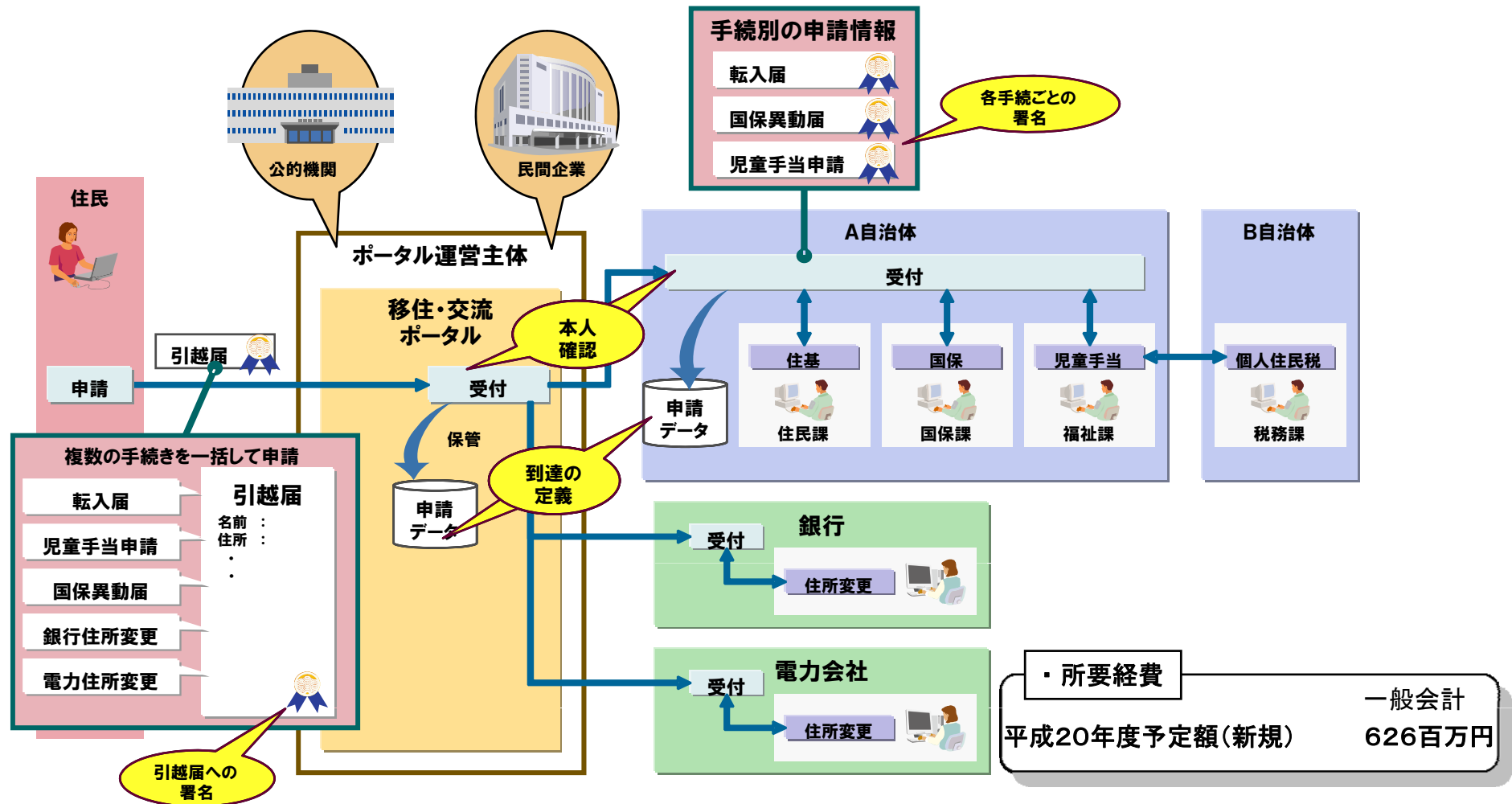
「地域ICT利活用モデル」の構築を委託した自治体等に対しては、地域の要請に基づき、知見・ノウハウ面でのサポートを行う**地域情報化アドバイザー**を派遣(準備中)。更に、ICT利活用ノウハウの全国普及を推進するため、**活用事例コンテスト**の開催(u-Japanベストプラクティスを06年度より開催)。

【参考】地域ICT利活用モデル事業

平成19年度採択団体一覧

管区	市区町村(都道府県)	委託内容(主なテーマ)
北海道	美唄市(北海道)	交流・観光
東北	弘前市(青森県)	安心・安全
	遠野市(岩手県)	福祉
	南相馬市(福島県)	福祉
関東	市川市(千葉県)	安心・安全
	世田谷区(東京都)	福祉
	三鷹市(東京都)	総合的地域活動
	厚木市(神奈川県)	総合的地域活動
信越	中央市(山梨県)	福祉
	上越市(新潟県)	安心・安全
	松本市(長野県)	交流・観光
北陸	南砺市(富山県)	地場産業・市街地活性化
	金沢市(石川県)	総合的地域活動
東海	岐阜市(岐阜県)	安心・安全
	磐田市(静岡県)	安心・安全
	津市(三重県)	福祉
近畿	京丹後市(京都府)	地場産業・市街地活性化
	神戸市(兵庫県)	交流・観光
	那智勝浦町(和歌山県)	福祉
中国	海士町(島根県)・宮津市(京都府)の連携	交流・観光
	岡山市(岡山県)	安心・安全
	安芸太田町(広島県)	総合的地域活動
四国	神山町(徳島県)	交流・観光
	松山市(愛媛県)	総合的地域活動
	津野町(高知県)	福祉
	添田町(福岡県)	福祉
九州	天草市(熊本県)	地場産業・市街地活性化
	奄美市(鹿児島県)	地場産業・市街地活性化
	伊江村(沖縄県)	交流・観光

地域の様々な公共情報システムの統合・連携等を通じて地域の活力を高めるため、次世代地域公共情報システムの標準仕様（地域情報プラットフォーム）に準拠したシステムの実証実験を行い、ICT利活用による移住・交流促進、健康増進等の公共情報サービスの早期実現・普及のための課題や解決方を提示し、実用仕様案を策定・公表する。

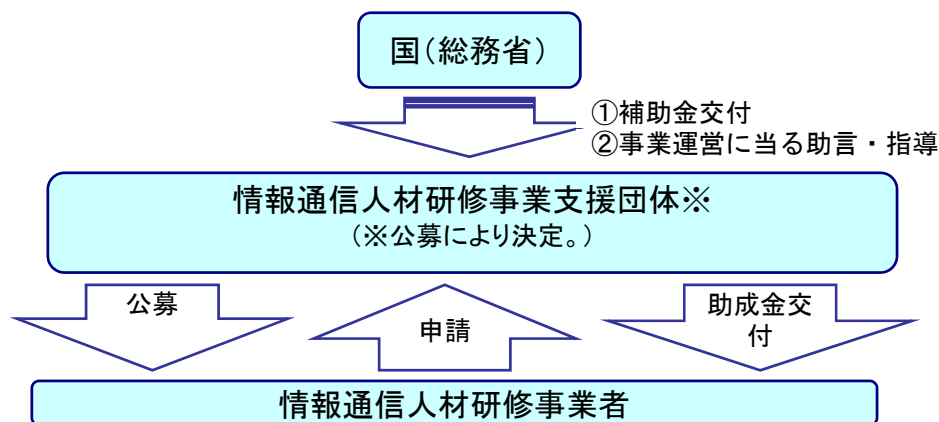


- 近年、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成することにより、我が国の成長力・競争力の強化を図るため、情報通信分野の専門的人材を育成する研修事業に対し、当該事業に必要な経費の一部を国が助成
- 平成13年度から実施

施策の概要

- 対象者： 第三セクター、公益法人、NPO法人、社会福祉法人(障害者を対象とする場合に限る)
- 対象事業： 情報通信分野の専門的な知識及び技術の向上を図る研修事業
(健全者向け研修にあつては、その内容が高度なものに限る)
- 対象経費： 講師謝金、労務費、教材費、諸経費(回線使用料、電気代、機器リース料、施設使用料等)
- 助成率等： 助成率1/2(障害者を対象とする研修の場合は2/3)、助成額 上限500万円(下限100万円)

助成のスキーム



所要経費

平成20年度予定額
280,923千円

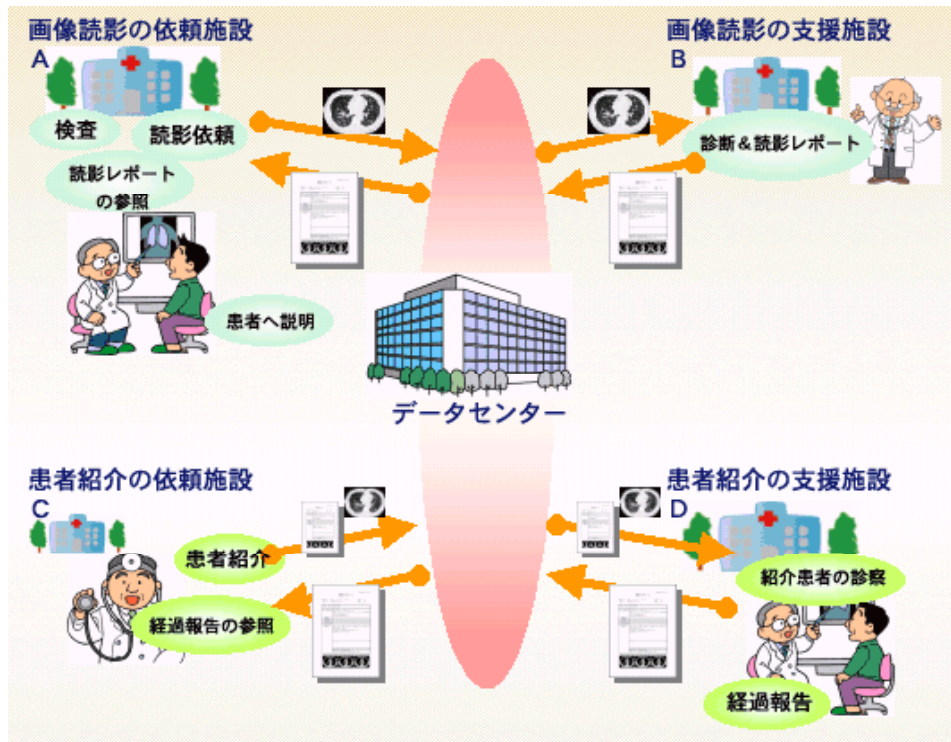
平成19年度予算額
312,231千円

活用実績

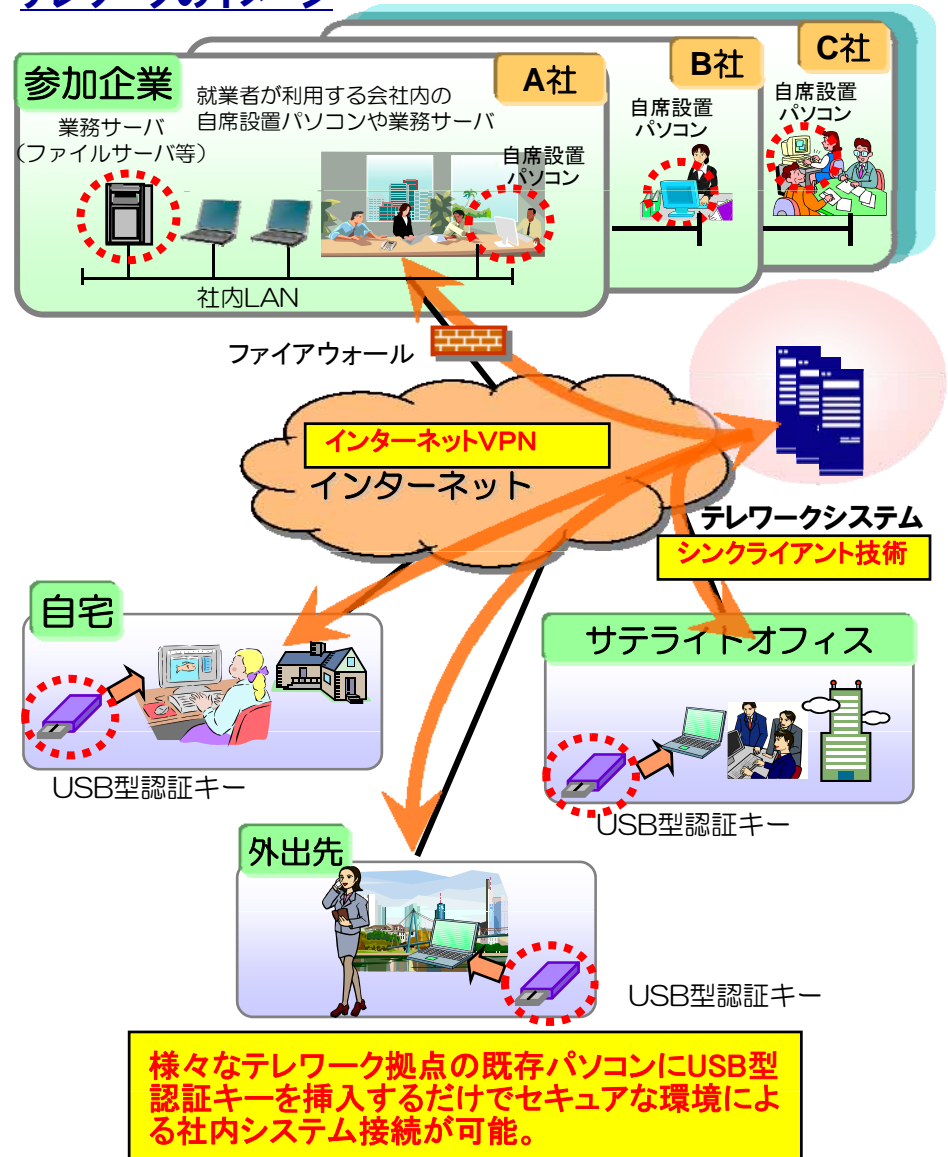
- 平成18年度までに565件、約19,700人の情報通信分野の専門的人材の育成を支援。

年 度	予算額(千円)	助成件数	受講者数(人)
平成13年度	100,000	25	1,299
平成14年度	700,000	152	4,613
平成15年度	498,198	138	4,888
平成16年度	436,919	102	3,874
平成17年度	290,000	63	2,411
平成18年度	280,540	85	2,677
合 計	2,305,657	565	19,762

遠隔医療のイメージ



テレワークのイメージ



出典:「ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子」(平成19年11月IT戦略本部決定)
(かがわ遠隔医療ネットワークホームページより)

(総務省資料)

1. 地域情報化アドバイザー創設の背景・枠組み

「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「地域イントラネット基盤施設整備事業」(基盤整備)、「地域ICT利活用モデル構築事業」、「地域情報プラットフォーム推進事業」(利活用促進)の実施と合せて、地域の要請に基づき、総務省から、「地域情報化アドバイザー」を地域に派遣。支援地域の地域情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から総合的にサポート。

2. 地域情報化アドバイザーの構成

地域情報化アドバイザーは、NPO活動等を通じて地域情報化に知見・ノウハウのある民間有識者20名程度を登録。順次増員を予定。「一次産業・地場産業の振興」「テレワークによる雇用活性化」「ICTを活用した観光振興」等、具体的な専門分野・取組実績を公表。プロジェクト内容に応じて適切な者を派遣。

3. 今後のスケジュール

年数回、地域情報化アドバイザーが一堂に会し、情報や意見を交換する「地域情報化アドバイザー会議」を開催。ベストプラクティスの共有を促進。

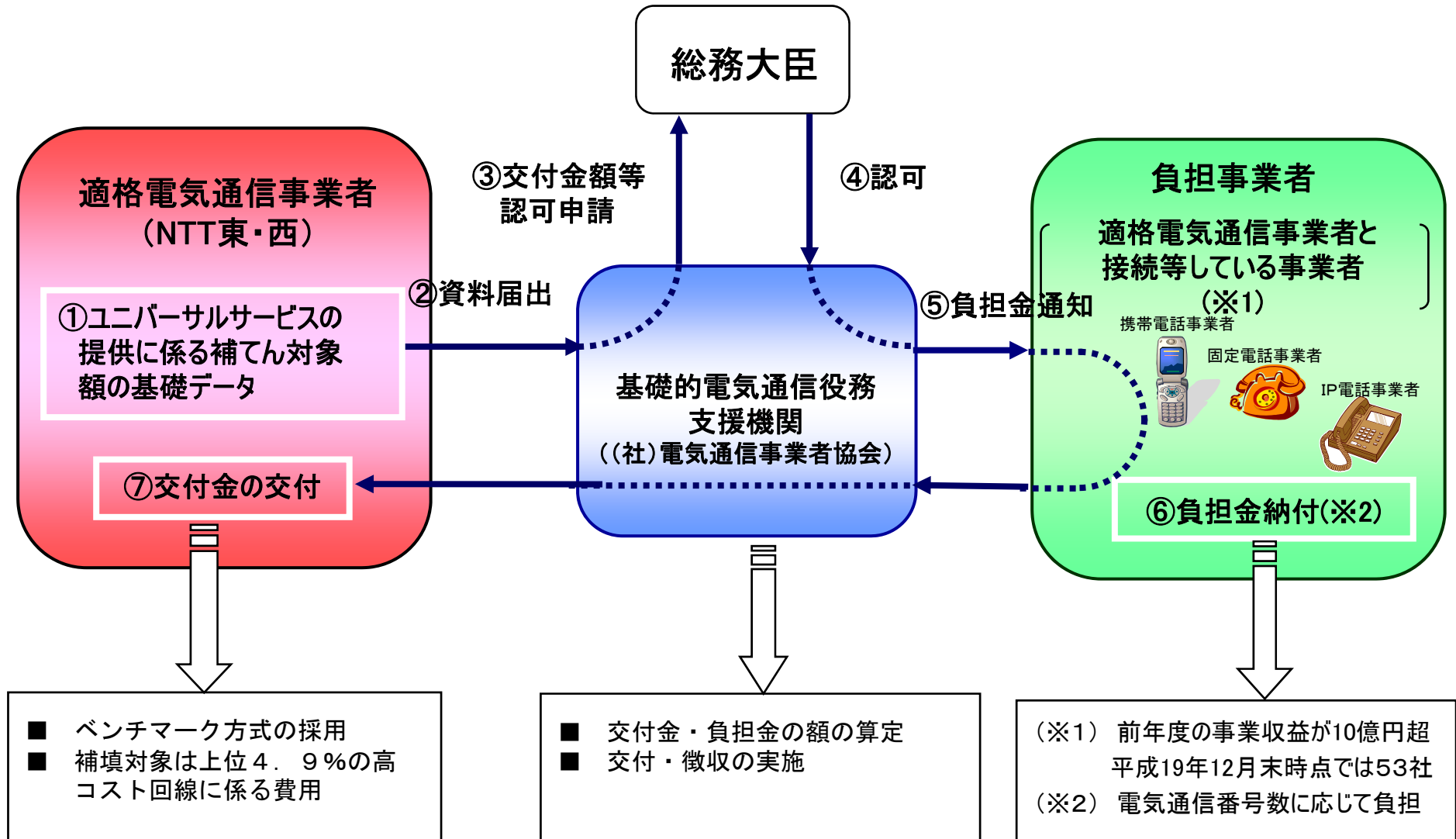
4. 事務局

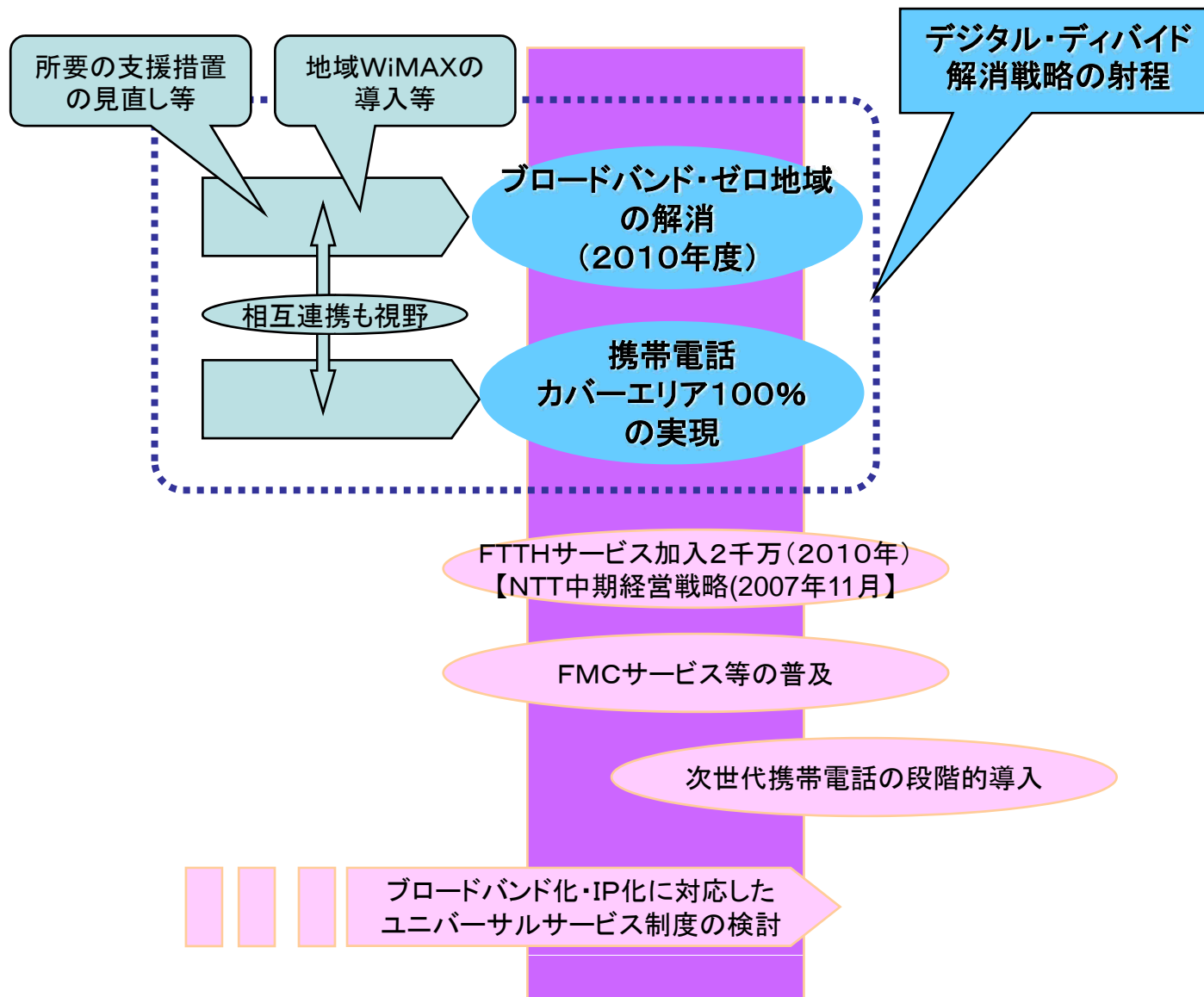
登録事務・派遣事務は(財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)に委託。

「地域情報化アドバイザー」スキーム図



適格電気通信事業者のユニバーサルサービス提供設備と接続等により受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う仕組み。＝電気通信事業者同士で負担する制度





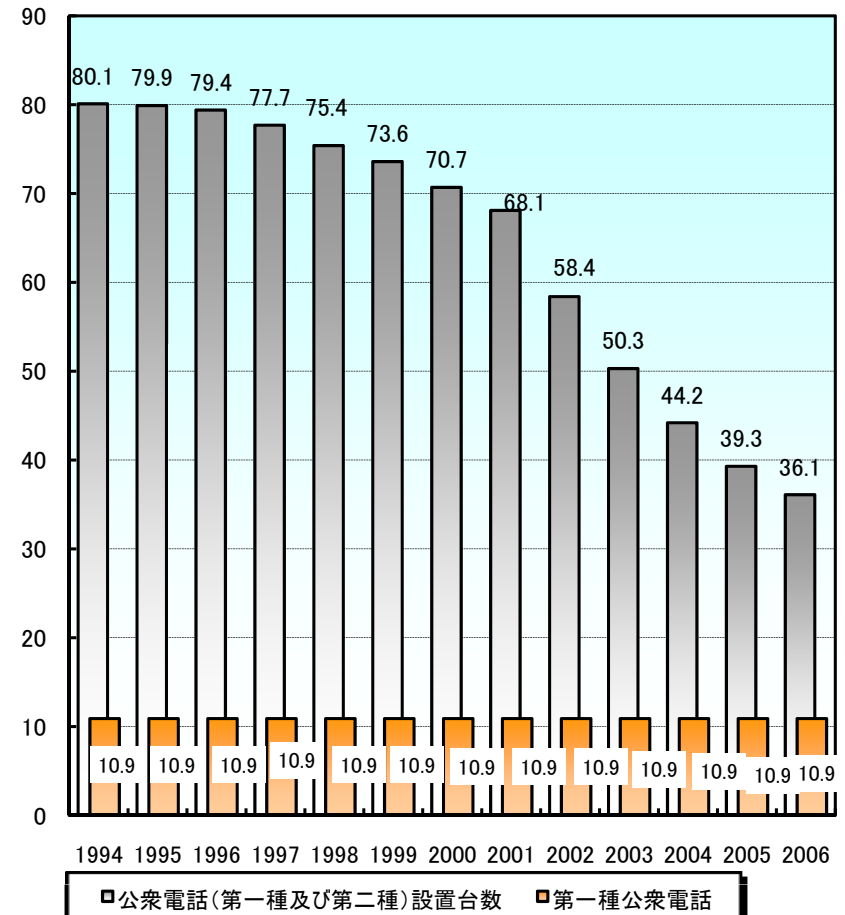
- ユニバーサルサービス制度の対象となる第一種公衆電話は、ユニバーサルサービス制度により維持費用を確保可能
- 他方、第二種公衆電話は経営効率化などの観点から設置台数が減少傾向
- 公衆電話は非常災害時等に優先通話が可能等のメリットを有する

- 既存の公衆電話を液晶画面や無線LAN機能を実装した公衆電話へ置換えデジタルサイネージ機能の例
 - 通常時は、広告、行政情報、無線LANによるインターネット接続等を提供
 - 非常災害時には、気象情報及び避難勧告等の情報を提供する他、優先的にインターネット接続環境を確保
- 安心安全の観点からの機能強化を図ることも社会厚生上有効

- 公衆電話高度化に関する検討
 - IP化への対応
 - 新たな活用策
 - 改修や維持費用への公的支援



参考：公衆電話数の推移



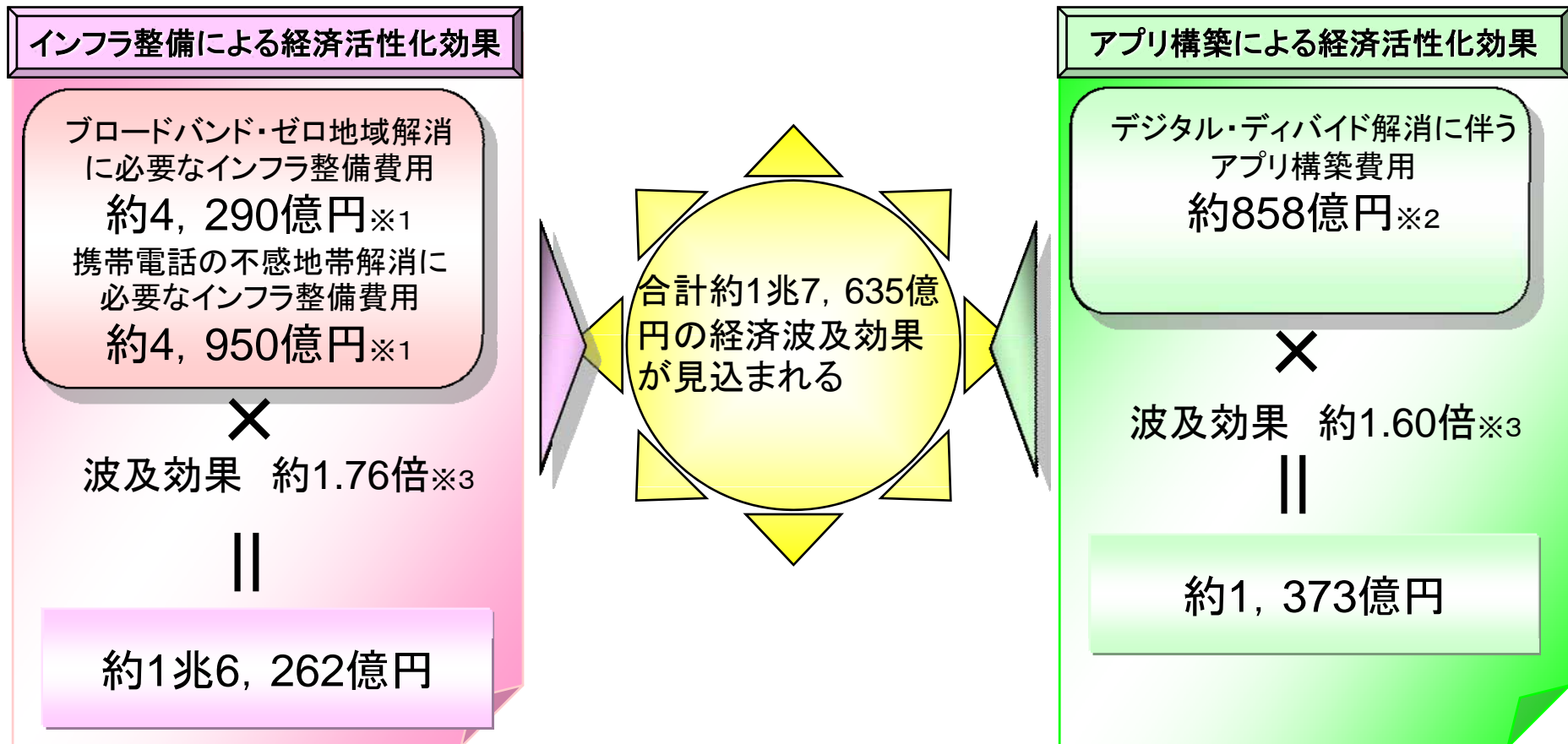
第一種公衆電話

- 市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置されることが総務省令により定められ、かつ、ユニバーサルサービス制度により維持費用が補填される公衆電話

第二種公衆電話

- 上記以外の公衆電話で、事業者の経営判断により設置される公衆電話

ブロードバンド・ゼロ地域及び携帯電話の不感地帯を解消した場合、以下のとおり約1兆7,635億円の経済波及効果が見込まれる。



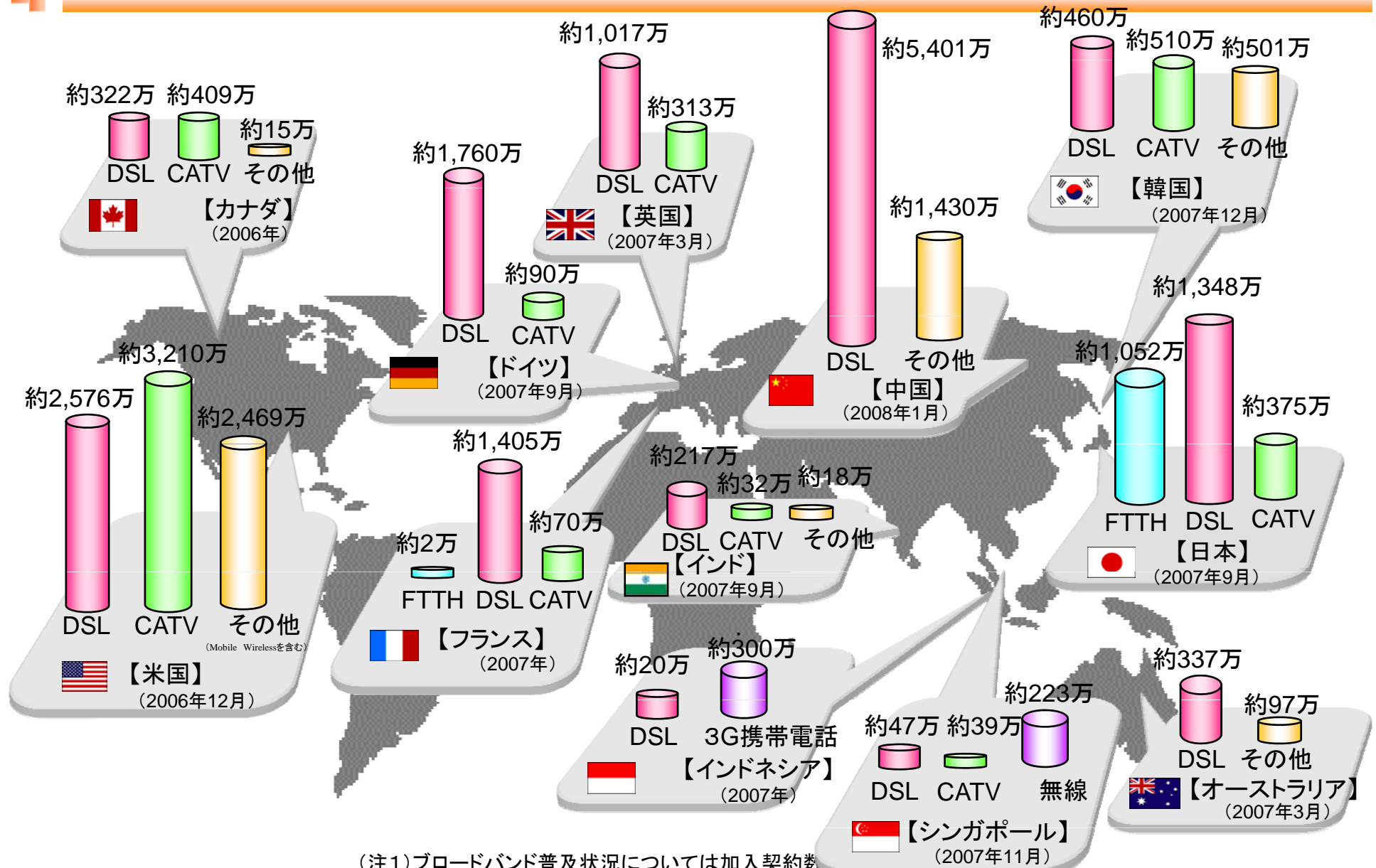
※1 デジタル・ディバイド解消戦略会議第一次報告書(案)において示している大まかな試算値の中間値

※2 ブロードバンド整備に関する過去の事例等をもとに想定

※3 「平成17年情報通信産業連関表」の逆行列係数表をもとに算出

諸外国におけるブロードバンド・サービスの加入契約数

資料76



(注1)ブロードバンド普及状況については加入契約数

(注2)「CATV」はCATV網を活用した高速インターネットサービスである。

(注3)出典:米国(FCC)、英国(Ofcom)、ドイツ(BNetzA)、フランス(ARCEP等)、カナダ(CRTC)、中国(情報産業部)、韓国(情報通信部)、インド(TRAI)、インドネシア(通信情報省)シンガポール(情報通信開発庁)、オーストラリア(ABS)、日本(総務省)

諸外国のブロードバンド普及施策に関する具体的事例(1/4)

国	加入契約数	定義(速度)	ブロードバンド整備に関する目標・政策等	普及に向けた利用者等への支援(主なもの)
米 国	<p>全体 約 8,255 万</p> <p>DSL 約 2,576 万</p> <p>CATV 約 3,210 万</p> <p>その他 約 2,469 万</p> <p> { FTTH 約 103 万 無線 約 2,239 万 衛星 約 57 万 PLC 等 約 69 万 } </p> <p>(2006.12/FCC*)</p> <p>* FCC : Federal Communications Commission (連邦通信委員会)</p> <p>※「無線」には Mobile Wireless を含む。</p>	<p>統一的な定義は無し。</p> <p>FCCでは、「高速回線」を片方向200kbps超、「高度サービス回線」を双方向200kbps超としているが、基準として低すぎるという批判があり、基準の変更について意見招請中。</p>	<p>○1996年電気通信法第706条</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての米国人が高品質な音声、データ、映像、動画の送受信を可能とする高速で交換方式のブロードバンド電気通信の利用を可能とする。 <p>○ブッシュ政権の目標(2004.3/エキスポニューメキシコ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ブロードバンド技術の普及に関する国家目標が必要。我々は2007年までにブロードバンド技術へのアクセスを米国どこからでも適切な価格で行えるようにするべき。」 <p>○The Broadband Census of America Act可決(2007.11/下院)</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供可能な地区の調査方法が実態とかけ離れている等の理由により、ブロードバンドの整備促進政策を立案する上で前提となる現状に関するデータが不十分であるとの批判が存在。 下院では、ブロードバンドマッピングの重要性に鑑み、FCCに対してブロードバンド・サービス提供地域に関する年1回の調査を、また、NTIA*に対してブロードバンドの提供状況を示す全国規模の地図の作成を義務付ける本法案を可決。 <p>* NTIA: National Telecommunications and Informations Administration (商務省国家電気通信情報庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上院でも同様にブロードバンドに関する情報収集の充実等を含め、Broadband Data Improvement Act(S.1492)が商業委員会において可決(2007.7)、本会議での審議を待っているところ。今後上院本会議で法案が可決されれば、上院・下院の間で調整が行われる予定。 	<p>○Universal Service Fund (1996~/FCC・USAC*)</p> <p>High-Cost Support *USAC: Universal Service Administrative Company (ユニバーサル・サービス管理会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサル基金管理団体である USAC が、高コスト地域においてユニバーサル・サービスを提供する適格電気通信事業者に対して支援金を提供。 現在、ブロードバンド・サービスはユニバーサル・サービスとして位置づけられていないが、支援対象としてユニバーサル・サービスを提供するための施設の「upgrade」が認められていることから、実際にはブロードバンド・サービス提供のためにも用いることが可能。 2006年の支援総額は41億ドル(約4,374億円)。 なお、「High-Cost Support」以外にも、学校・図書館やルーラル地域の医療機関の通信サービス利用に対する支援制度が存在。 <p>○Rural Broadband Access Loan and Loan Guarantee Program(2003~/RUS*) *RUS: Rural Utilities Services (農村施設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村部における通信サービスの普及・促進を図っている RUS が、ルーラル地域でブロードバンド・サービスを提供・改善・拡大しようとするものに対し、設備・機器を建設、改善又は買収するために必要な資金について、低利融資又は債務保証を実施。 2003~2007年9月までに総額13億ドル(約1,387億円)の支援が決定されており、1,390以上のコミュニティで63.7万世帯がブロードバンド・サービスを受けられる見込み。
カナダ	<p>全体 約 746 万</p> <p>DSL 約 322 万</p> <p>CATV 約 409 万</p> <p>その他 約 15 万 (衛星・無線等)</p> <p>(2006/CRTC*)</p> <p>* CRTC: Canadian Radio-television and Telecommunications Commission (カナダ・ラジオ・テレビ電気通信委員会)</p>	<p>定義は無し。</p> <p>上下ともに 1.5Mbps 以上。</p> <p>全国ブロードバンド・タスクフォース報告書(2001.6/連邦政府)</p>	<p>○電気通信政策レビューパネル最終報告書(2006.3/電気通信政策レビューパネル(産業省))</p> <ul style="list-style-type: none"> 遅くとも2010年までにカナダ全土でブロードバンド・サービスが利用可能となるような連邦政府のプログラムを開始。 	<p>○Broadband for Rural and Northern Development Pilot Program(2002~/産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ルーラル地域及び北部地域におけるブロードバンド整備パイロットプログラム。地域コミュニティとの合同でブロードバンド整備をしようとする者からの申請に基づき、プロジェクトに必要な経費の最大50%の補助を実施。 <p>○全国衛星戦略(NSI: Nation Satellite Initiative)(2003.10~/インフラ省・産業省・宇宙庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星が唯一のアクセス手段である遠隔地に対し、総額155百万カナダドル(約169億円)を投資し、衛星サービスを提供。 <p>○インフラ省が、地方におけるインフラ整備(ブロードバンド整備含む)を目的とした基金を設置。</p>

諸外国のブロードバンド普及施策に関する具体的事例(2/4)

国	加入契約数	定義(速度)	ブロードバンド整備に関する目標・政策等	普及に向けた利用者等への支援(主なもの)
英国	全体 約 1,330 万 DSL 約 1,017 万 CATV 約 313 万 (2007.3/Ofcom*) *Ofcom: Office of Communications (通信庁)	定義は無し。 256kbps以上が業界の共通認識。	ブロードバンド整備に向けた具体的な政府目標はないが、整備に向けた取組として以下のものがある。 ○ブロードバンドサミット(2007.11~/BERR*) *BERR: Department for Business, Enterprise & Regulatory Reform (ビジネス・企業・規制改革省) ・ティムス BERR 副大臣(当時)主宰のブロードバンド関係者(規制体・RDA(Regional Development Agencies: 地域開発公社)・事業者・地方自治体等)を集めた会議。NGA(next generation access: 次世代の広帯域アクセス網)への投資促進のための政府の役割等を検討。 ・NGA 先進国の事例調査等を行っていく予定(具体的取組は不明)であり、財政的支援は想定せず。	○ブロードバンド基金(2001~2004.3/DTI*) ・地方自治体、事業者等から行動計画を募集し、補助金を交付。(12件、3,000万ポンド(約63億円)) ○Wi-Fi ホットスポット・プロジェクト(2005.10~/DTI*) ・遠隔地の図書館・博物館等へのホットスポット設置に対する支援。1プロジェクトあたり1~2万ポンド(総額75万ポンド(約1.5億円))。 *DTI: Department of Trade and Industry (貿易産業省: 2007.7 BERRに名称変更)
ドイツ	全体 約 1,850 万 DSL 約 1,760 万 CATV 約 90 万 (2007.9/BnetzA*) *BNetzA: Federal Network Agency for Electricity, Gas, Telecommunications, Post and Railway (連邦ネットワーク庁)	速度による定義は無し。 ケーブル回線、DSL、光ファイバ等の高速・超高速インターネットアクセスを意味する。	○ID2010(ドイツ情報社会2010)(2006.11/BMWi*) ・2008年までにブロードバンドアクセスの世帯カバー率98%を達成。 ・2010年までにブロードバンドアクセスの世帯加入率50%以上を達成。 *BMWi: Federal Ministry of Economics and Technology (連邦経済技術省)	○Initiative D21による協働支援体制 ・Initiative D21(99年にBMWiの主導により設立された民間企業や規制当局から構成される非営利組織)とBMWiとの連携により、先端的取組を推進し、国内最大の官民連携を実現。
フランス	全体 約 1,477 万 FTTH 約 2 万 (2007.9 / トリビューン紙) DSL 約 1,405 万 (2007.11/ARCEP*) *ARCEP: 電子通信郵便規制機関 CATV 約 70 万 (2007.6 / レゼコ紙)	定義は無し。 「超高速」については、10Mbps以上が関係者の共通認識。	○超高速ブロードバンド行動計画(2006.11/MINEFE*) ・2012年までに超高速ブロードバンド(FTTH)400万加入。 *MINEFE: 経済・財務・雇用省 ○アタリ報告書(2008.1/政府審議会) ・仏の経済成長促進に関する政府の特別審議会(アタリ委員会)で、2016年までに超高速ブロードバンドの世帯カバー率100%とすることを提言。	○MINEFEには、自治体・事業者・利用者に対する補助金、基金等の助成制度はないが、競争力拠点(クラスター)*における、超高速ブロードバンドネットワーク又はそのサービスに関する研究開発プロジェクトに対し総額6万ユーロ(95,952億円)以上支援。 *特定の地域に企業・大学・研究所等を集め、技術革新分野において研究を行う拠点。 ○「ブロードバンド展開支援国家基金」(2004~2007/国土整備・開発のための関係省庁委員会) ・ルーラル地域におけるブロードバンド整備を進める自治体向けの支援。 ○自治体独自の支援例 ・FTTH整備計画(2007.12/オードセーヌ県議会採択)では、2010年末までに82.7万世帯の住宅や、企業及び行政機関をFTTHに接続するために必要な、投資総額4億2,200万ユーロ(約678億円)のうち5,900万ユーロ(95億円)を公的補助する見込み。
オーストラリア	全体 約 434 万 DSL 約 337 万 その他 約 97 万 (2007.3/ABS*) *ABS: Australian Bureau of Statistics (オーストラリア統計局)	256kbps以上。(ABS)	○Broadband Blueprint(2006.12/DCITA*) ・初のブロードバンドの包括的指針として、現状把握及び将来の方向性について公表。ブロードバンド網を重要インフラとして位置づけ。 *DCITA: Department of Communications, Information Technology and the Arts (通信情報技術文化省) (2008.1 DBCDE (Department of Broadband, Communications and the Digital Economy: ブロードバンド・通信・デジタル省)に名称変更) ○全国光ファイバ網計画(2007.3/労働党(現政権)選挙公約) ・官民共同で人口カバー率98%のFTTN(Fiber To The Node)型光ファイバ網を敷設。 ・政権発足後の2008年3月、公約を具体化するため、産業界や各種団体の有識者を集めた豪州国家ブロードバンドネットワーク有識者委員会を設立した。	○過疎地域向け支援のために Communications Fund 設立(2005.8/連邦政府) ・政府系ファンドを設立し、その運用益を拠出して過疎地域における新たな通信技術の導入や通信環境整備を支援。(20億オーストラリアドル(約2,001億円)) ○Australia Connected(2007.6/連邦政府) ・大手通信事業者の出資による合弁会社がWiMAXやDSL等を複合的に利用し、過疎地域のブロードバンド整備を実施。 ・費用は政府と合弁会社が折半で負担(政府:9.58億オーストラリアドル(約958億円)、合弁会社:9.17億オーストラリアドル(917億円)) ・都市部での整備も本計画に含まれるが、政府負担はなし。

諸外国のブロードバンド普及施策に関する具体的事例(3/4)

国	加入契約数	定義(速度)	ブロードバンド整備に関する目標・政策等	普及に向けた利用者等への支援(主なもの)
中国	全体 約 6,831 万 DSL 約 5,401 万 その他 約 1,430 万	定義は無し。 下り 1Mbps 程度が関係者の共通認識。	○ <u>村村通電話工程(2004.1~/情報産業部)</u> ・各事業者が実施主体となり、ディバイド地域に電話を繋げるプロジェクト。 ・2008年1月時点では、行政村への整備はほぼ完了しているため、自然村(自然発生で形成された村落)へプロジェクトを拡張し、2010年までに全ての郷(県または県の下の区の指導を受ける行政区域)にインターネットを繋げる計画。 ○ <u>情報産業第11次5カ年規画(2007.3/情報産業部)</u> ・2010年までに全ての村に電話、全ての郷にインターネットを繋げる。 ・ブロードバンドのカバー率を向上させ、都市部にブロードバンド接続を実現。	○ブロードバンドを直接の対象とするものはないが、左記の「村村通電話工程」によりディバイド対策を推進。
韓国	全体 約 1,471 万 DSL 約 460 万 CATV 約 510 万 その他 約 501 万 { FTTH 約 84 万 衛星 約 380 LAN 約 417 万 (2007.12/情報通信部)	50~100Mbpsを広帯域統合網と定義。	○ <u>Broadband IT KOREA Vision 2007(2003.12/情報通信部)</u> ・超高速インターネット網の普及拡大を超えて広帯域統合網(BcN:Broadband convergence Network)として産業成長の基盤を整備。 ・BcN 三段階発展戦略の樹立(2008年~2010年):2010年までに2,000万の有無線加入者網の高度化及び放送通信融合サービスの本格的活用等	○インターネットアクセス機会の拡充(情報通信部) ・全国1万余りの学校情報化施設を放課後地域住民に開放。 ・都市の貧困層居住地域、離島及び山間地域の住民のために公民館等における無料インターネット利用施設設置を支援。 ○ <u>有料コンテンツの利用支援(情報通信部)</u> ・低所得層の子女等が民間事業者の有料教育情報を低廉な費用で利用できるよう政府が支援。
シンガポール	全体 約 309 万 DSL 約 47 万 CATV 約 39 万 無線 約 223 万 (2007.11/情報通信開発庁)	下り 512kbps 以上。 (情報通信開発庁)	○ <u>国家ブロードバンド網計画(2006.3/リー情報通信芸術大臣が国会審議の中で発表)</u> ・次世代国家ブロードバンド網については、2012年までに容量1ギガバイト以上の光ファイバー網を整備、2015年までにブロードバンド世帯普及率を85%に引き上げる。 ○ <u>Intelligent Nation 2015 (IN2015)(2006.6/情報通信芸術省)</u> ・2015年までに90%の家庭でブロードバンド利用。 ○ <u>次世代国家ブロードバンド網構築に係る発表(2007.12/情報通信開発庁)</u> ・2012年までに地域カバー率50%を目指す。 ・2015年までに全国整備を目指す。	○ <u>Wireless@SG(ワイヤレスブロードバンドプログラム)(2006.10/情報通信開発庁)</u> ・07年から(後に「06年12月から」に前倒し)2年間(後に「3年間」に延長)、基本サービス512kbpsのワイヤレスブロードバンド接続を無料とするプログラム。 ・入札企業に対し上限3千万シンガポールドル(約23億円)を補助。 ○ <u>次世代国家ブロードバンド網構築に係る発表(2007.12/情報通信開発庁)</u> ・次世代国家ブロードバンド網を、ネットワーク会社、オペレーション会社、リテールサービスプロバイダーの3部門により構築。 ・情報通信開発庁は入札企業に対し、最大7億5千万シンガポールドル(約581億円)を上限として補助。



諸外国のブロードバンド普及施策に関する具体的事例(4/4)

国	加入契約数	定義(速度)	ブロードバンド整備に関する目標・政策等	普及に向けた利用者等への支援(主なもの)
インド	<p>全体 約 267 万</p> <p>DSL 約 217 万</p> <p>CATV 約 32 万</p> <p>その他 約 18 万</p> <p>(FTTH・無線等) (2007.9/TRAI*)</p> <p>* TRAI : Telecom Regulatory Authority of India (電気通信規制庁)</p>	<p>下り 256kbps 以上 (2004.10/DOT*)</p> <p>(最低ダウンロード速度は中央政府が都度決定 (2006.11/改正インド電信規則))</p> <p>* DOT : Depertmant of Telecommunications (電気通信局)</p>	<p>○ブロードバンド政策 2004(Broadband Policy 2004)(2004.10/DOT)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007 年末までにブロードバンド 900 万加入、2010 年末までに 2000 万加入を目標。 <p>○第 11 次 5 カ年計画策定に向けたアプローチ文書(2006.12/国家計画委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年までに国内需要に対応してブロードバンドの全国整備。 ・ 2012 年までに全ての学校、保健所、自治会(村落)までのブロードバンド接続整備。 <p>○2008 年 3 月までに農村部においてブロードバンド接続が可能なコモン・サービス・センター(CSC)を 10 万箇所設置。</p> <p>○TRAI 勧告(2008.1/TRAI)</p> <p>(パブリックコメントの結果を踏まえた、ブロードバンドの進展に係る政策・実施のあり方に関する勧告。今後、DOT により具体的な政策が検討される予定。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BSNL/MTNL(国営通信事業者)によるブロードバンド導入推進。 ・ CATV によるブロードバンド展開の推進。 ・ 遠隔地へのサービス展開のための衛星サービスに対するユニバーサルサービス基金(USOF: Universal Service Obligation Fund)の活用。 	<p>○ユニバーサル・サービス基金(USOF)による支援(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006 年 12 月に改正インド電信法が国会承認され、基本サービス以外に携帯電話やブロードバンドサービスに対しても USOF の支出が可能となったことから、具体的な支出方針について検討中。
インドネシア	<p>全体 約 320 万</p> <p>DSL 約 20 万</p> <p>CATV 加入者数不明</p> <p>3G 携帯電話 約 300 万 (2007/通信情報省)</p>	<p>定義は無し。</p>	<p>○政府ロードマップ(ドラフト)(2007.11/通信情報省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011 年目途の目標素案 (2011 年までに ADSL: 300 万加入、3G 携帯電話: 3,550 万加入、IP-TV: 480 万加入)。 <p>○バラパ・リング・プロジェクト(2006.11/第 2 回インドネシアインフラサミットで公表(通信情報省郵電総局))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総延長 35,280km の光海底ケーブルと総延長 21,807km の陸上光ケーブルにより全国の約 33 の県、440 の地域を結ぶ計画。 ・ 東部地域開発及びインターネット等の国内通信料金の低減化。 ・ 民間主導の PPP 方式(公共事業を民間企業に開放することにより官民連携で事業を進める方式)。 	<p>○ユニバーサル・サービス提供義務(USO)(2003~/政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ USO 制度により、2009 年までに無電話村を解消し、2015 年までに全ての村にインターネットを提供する計画。 ・ このため、全電気通信事業者からの USO 拠出金を年間総売上の 0.75%から 1.25%へ引き上げることを予定。